

2018（平成 30）年度
鹿児島国際大学点検・評価報告書

目 次

	頁
序章	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	25
第5章 学生の受け入れ	42
第6章 教員・教員組織	52
第7章 学生支援	60
第8章 教育研究等環境	72
第9章 社会連携・社会貢献	82
第10章 大学運営・財務	95
第1節 大学運営	95
第2節 財務	105
終章	109

序章

鹿児島国際大学（以下「本学」という）は、1932（昭和7）年に創立された鹿児島高等商業学校を前身とする。

私学では、商・経高等教育機関として九州で最初に創立された。1944（昭和19）年に鹿児島経済専門学校と改称し、1950（昭和25）年の学制改革にあたり、鹿児島商科短期大学に昇格した。さらに1960（昭和35）年に地域社会の要請に応えるべく鹿児島経済大学へ昇格した。1999（平成11）年に大学院経済学研究科を、2000（平成12）年には、鹿児島国際大学へと校名を改称した。

本学は86年という伝統の中で南九州随一の社会・人文科学と芸術を教育研究する総合大学である。長い歴史の中で、学部、学科・研究科の構成、講義の内容等は、地域・時代の要請に対応し、変遷を遂げてきた。一方で、建学の精神（理念）である「東西文化の融合」と「地域社会への貢献」は、現在に至るまで一貫して堅持している。

本学は、この建学の精神に則り、2017年に策定された『津曲学園中期ビジョン2017～2021』（以下「中期ビジョン」という）の中で、「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材を育成すること」、「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材を育成すること」をコアミッション（大学の基本理念）に定め、現在は、経済学部・福祉社会学部・国際文化学部からなる3学部、経済学研究科・福祉社会学研究科・国際文化研究科からなる3研究科を組織し、学部には各学部2学科の計6学科、研究科には各研究科1専攻の計3専攻を設置している（[根拠資料 1-4「津曲学園中期ビジョン2017～2021」 p.6](#)）。

(1) 自己点検・評価活動の実施目的と体制

ア 自己点検・評価活動と第1期・第2期の認証評価

本学は、鹿児島国際大学学則（以下「学則」という）第1条「目的」において「鹿児島の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、社会科学及び人文科学に重きを置く学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成すること」と、目的を定めている。この目的及び社会的使命を達成するために、第2条「自己評価等」において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを定めている（[根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則](#)）。

本学の自己点検・評価活動は、1994（平成6）年鹿児島経済大学時代に鹿児島経済大学自己点検・評価委員会を設置して、1995（平成7）年11月に「鹿児島経済大学 現状と課題 1995」と題する自己点検・評価報告書、2001（平成13）年に教育研究活動報告書「研究者総覧2001」を作成した。

第1期認証評価への取組みとしては、2004（平成16）年に鹿児島国際大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という）を定め、点検・評価の総

括責任を担う自己点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置し、全学的な点検・評価を行う自己点検・評価運営小委員会と、各学部、学科・研究科及び部局が自らの点検・評価を行う自己点検・評価実施委員会を発足させ、それ以降、全学的な自己点検・評価活動を継続的に行ってきた。

その結果、2006（平成 18）年度に、財団法人日本高等教育評価機構の評価を申請し、同機構より認証を得た（2006 年 4 月～2013 年 3 月）。

また、第 2 期認証評価では、2012（平成 24）年度に公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という）に大学評価を申請し、「大学基準に適合している」との認定を得ている（2013 年 4 月～2020 年 3 月）。

その際、9 項目（改善勧告 1 項目、努力課題 8 項目）の指摘を受けたことから、2013（平成 25）年度に運営委員会及び自己点検・評価実施委員会を開催し、認証評価結果を有効に活用し改善に努めることを確認した（[根拠資料 2-17「平成 25 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録」](#)、[2-18「平成 25 年度第 1 回自己点検・評価実施委員会議事録」](#)）。

その後、各学部、学科・研究科及び部局ごとに指摘事項に対する改善活動を行い、毎年度、運営委員会において改善状況を確認している。

なお、改善が不十分又は遅れが見られる項目については、運営委員会が学部、学科・研究科及び部局ごとに提言事項を付し、フィードバックを行う改善活動を行い、2016（平成 28）年に改善報告書を大学基準協会に提出した（[根拠資料 2-19「改善報告書」](#)）。

イ 第 3 期認証評価に向けた取組み

第 2 期認証評価直後は、第 2 期認証評価結果の指摘事項への対応に追われ、第 3 期認証評価（平成 31 年度）に向けた組織的な活動に着手できない状態が続いた。

こうした事態を受け、2016（平成 28）年 1 月、各部局が大学基準協会の定める基準別評価項目の検証を実施した。その結果、評価基準に対する方針の策定、大学の理念・目的と学部、学科・研究科の目的との適合性の検証、特に評価項目ごとの適切性の検証について、継続的かつ実質的な点検・評価活動が十分になされていないことを確認した。

事態改善に向け、2016（平成 28）年規程改正を行い、自己点検・評価の適切性を検証できる体制を整えた。規程改正により、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として運営委員会を位置づけた。同時に、6 つの自己点検・評価実施部会（以下「実施部会」という）を設置した。実施部会は、認証評価の基準ごとに各部局・関係委員会等が主体となって実施する自己点検・評価の適切性を検証する責任を負う。（[根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」](#)）。

その後、6 つの実施部会を中心に認証評価に係る基準別評価項目に基づいた点検一覧表を整理するとともに、基準別評価項目点検総括表を作成した。

これを踏まえ、運営委員会が第 3 期認証評価を見据えた評価項目ごとの適切性の検証と評価結果に対する総括を行った。その結果は、2017（平成 29）年 12 月に大学ホームページ上で公表した（[根拠資料 2-2「ウェブ」平成 28 年度末までの総](#)

括)。

大学の教育研究活動の質を保証するための組織的取り組みとして、2017（平成29）年度の自己点検・評価活動では、改正された規程に基づき学長の指示のもと、基準別評価項目点検総括表が明らかにした課題の検討と同時に、中期ビジョンが定める「具体的取組」の達成状況の確認及び、達成に向けての課題の検討を行った。2017（平成29）年度自己点検・評価活動の結果は、2018（平成30）年4月に大学ホームページ上で公表した（根拠資料 1-4「津曲学園中期ビジョン 2017～2021」 pp. 9-13, 2-24「ウェブ」平成29年度自己点検・評価結果）。

2018（平成30）年度は、平成29年度自己点検・評価活動で明らかにした課題や、中期ビジョンが定める「具体的取組」の進捗状況等について、運営委員会のマネジメントのもと、6つの実施部会及び各部局・関係委員会等が自己点検・評価活動を実施した。その際、大学の教育研究の質保証を行う取り組みとして、自己点検・評価活動を通じてのPDCAサイクルを実施した。

ウ 点検・評価報告書

本報告書は、改正された自己点検・評価規程に基づき、学長が委員長を務める運営委員会が、自己点検・評価活動のマネジメントを行うとともに、6つの実施部会において、各部局・関係委員会等の実施した自己点検・評価の適切性を検証し、その結果を取りまとめたものである。

(2) 第2期認証評価結果に対する改善活動の概要

前回の認証評価（2012年度申請）で指摘された改善勧告と努力課題への対応は、2016（平成28）年に大学基準協会に提出した改善報告書において報告した。

しかし、「改善報告書検討結果」の概評において、「改善を図ろうと努められたことは認められるものの」、3項目について、「一層の検討を要するものと判断される」との評価を受けた。

この内、努力課題における「引き続き一層の努力が望まれる事項」として指摘のあった「1年間に履修登録できる単位数の上限設定」と「財務」については、各学部履修規程の改正と、給与体系の見直しなどによる人件費削減などの施策によってそれぞれ適切に対応した。

さらに、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」として、「過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均及び収容定員に対する在学学生比率が、国際文化学部においてそれぞれ0.70、0.73と低く、同国際文化学科で0.67、0.72、同音楽学科で0.80、0.76と低いので、大学全体として適切な定員管理に努め」るよう指摘を受けた。この指摘については、中期ビジョンを策定する際に集中的に審議し、今後5年間の基本的な方針として、「基本的方向」と「具体的取組」を策定している（根拠資料 1-4「津曲学園中期ビジョン 2017～2021」 pp. 9-13）。なお、国際文化学科については、収容定員関係学則変更届出書を2018（平成30）年5月に文部科学省に提出し、収容定員に関する見直しを行った（根拠資料 2-23「鹿児島国際大学収容定員関係学則変更届出書」）。指摘事項に対する詳細については、関係する基準（点検・評価項目）で言及することとしたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部，学科又は課程ごとに，研究科においては，研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：学園の建学の精神(理念)と大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の連関性

本学の理念・目的は、設立母体である学校法人津曲学園（以下「学園」という）の建学の精神である「東西文化の融合」を基本にし、本学の前身である鹿児島高等商業学校の設立の趣旨である「地域社会への貢献」を受け継ぎ、現在に至っている（[根拠資料 1-1「ウェブ」津曲学園建学趣旨](#)、[1-2「学校法人津曲学園寄附行為」](#)）。

「東西文化の融合」という本学建学の精神は、学園の設立に当たり、創立者の津曲貞助（以下「創立者」という）が、1922（大正11）年12月に「津曲学園建学趣旨」に盛り込んだものである。日本の経済・文化を世界的視野で考えるという理念は、時代の変化を超えて、現在も脈々と受け継がれており、現在、この「津曲学園建学趣旨」は、「学校法人津曲学園規程集」第1編「法人」第1章「基本」において明記されている。

また、「地域社会への貢献」については、1932（昭和7）年鹿児島高等商業学校の設立目的として謳われ、学風、学びの姿勢を示す「士魂商才」とともに、創立者の願いとして現在まで受け継いでいる。

創立者は、大正末期からの日本経済の不況打開のために経済的知識の必要性を認識していた。さらに、外国貿易における鹿児島市の地理的優位をいち早く悟り、南九州における商工業の発展に伴い、実業界に教養高き経済人の育成が急務であるとの信念から高等商業学校の設立を希求した。

この精神は、その後の学制改革による本学の変遷を経ても変わることなく、現在も受け継がれ、学則第1条「目的」において「国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成する」旨が定められている。さらに中期ビジョンが定めるコアミッション（大学の基本理念）の中では、「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材を育成すること」、「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材を育成すること」を定めている（[根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則](#)、[1-4「津曲学園中期ビジョン 2017～2021」](#) p.6）。

また、研究科については、鹿児島国際大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第2条「本大学院の目的」において、「本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、創造的な知性と豊かな人間性を培い学術文化の進展に寄与することを目的と

する」旨が定められている（根拠資料 1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則）。

こうした理念・目的を実現するため、本学に経済学部・福祉社会学部・国際文化学部の3学部，経済学研究科・福祉社会学研究科・国際文化研究科の3研究科を組織し，学部には各学部2学科の計6学科，研究科には各研究科1専攻の計3専攻を設置している。

各学部，学科・研究科の人材育成その他の教育研究上の目的は，例えば学部においては，経済学部の「理論だけでなく実践的な知識と技能を備え，国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成すること」，学科においては，社会福祉学科の「福祉・医療・介護・教育分野の社会福祉全般にわたる幅広い専門知識と技術を学び，福祉社会を実践的に支える人材を養成すること」，研究科においては，国際文化研究科の「国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成」など，学部，学科ごとに学則第4条の2第2項及び大学院学則第6条の2第2項に設定し，人材育成に取り組んでいる（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則）。

以上のような各学部，学科・研究科の目的は，「国際社会及び地域社会の発展に寄与する人材を養成する」という大学の理念・目的と関連している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し，教職員及び学生に周知し，社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては，学部，学科又は課程ごとに，研究科においては，研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員・学生・社会に対する刊行物，ウェブサイト等による大学の理念・目的，学部・研究科の目的等の周知及び公表

評価の視点3：学生に対する学園の建学の精神(理念)と大学の理念・目的等の教育の実施

項目①で述べたとおり，本学における大学の理念・目的は，学則第1条において，研究科においては大学院学則第2条に規定されている。また，これらを踏まえた各学部・学科の教育研究上の目的は，学則第4条の2第2項に，また，各研究科の教育研究上の目的は，大学院学則第6条の2第2項に規定されている（資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則）。

本学の理念・目的，学部・研究科の目的等の周知及び公表の方法としては，毎年度『学生便覧』に学則を掲載するとともに，新任教員説明会，新入生オリエンテーション等を通じて教職員，学生へ周知している。『教職員ハンドブック』『履修要項』『大学生活のしおり（保護者懇談会資料）』には，学園の目的と建学の趣旨なども掲載している。また，受験生，保護者に対しては，進学説明会や保護者懇談会を通して共通の理解を深められ

るように広く周知している（根拠資料 1-6「学生便覧」 pp. 6-18, 1-7「教職員ハンドブック」 pp. 1-19, 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 6-9, 1-9「大学生活のしおり（保護者懇談会資料）」 pp. 40-52）。

さらに、大学のホームページや『大学案内』『大学院ガイド』などの各種印刷物を通じて、社会に対して広く周知及び公表している（根拠資料 1-10「ウェブ」建学の精神, 1-11「ウェブ」教育方針（3つのポリシー）, 1-12「ウェブ」大学案内, 1-13「大学院ガイド」）。

この他、本学1号館前に「津曲学園建学趣旨」を刻んだモニュメント「建学之碑」を建立するとともに、附属図書館4階のホワイエに大学の歴史を紹介した各種展示物を展示しており、建学の趣旨と精神を伝えている。

また、学生に対する学園の建学の精神(理念)と大学の理念・目的等の教育の実施については、2016（平成28）年度に現行カリキュラムがスタートしたのに併せて、全学共通教育科目として「地域から世界へ」（1年次・前期）を開講し、本学学長と副学長が科目を担当している（平成28年度：407名、平成29年度：411名、平成30年度：427名）。この科目では、例えば第1回講義に「学園の歴史」を取り上げ、本学の「理念・目的」、学風・学びの姿勢を示す「士魂商才」の意味を新入生に説明している。このように、この科目は本学が歴史の中で積み重ねてきた社会、地域への貢献の大きさを周知することによって、新入生の本学への帰属意識を高める初年次教育としての役割も担っている（根拠資料 1-14「シラバス(地域から世界へ)」, 1-15「平成29・30年度授業アンケート結果」）。

さらに、本学は、鹿児島高等商業学校の時代から武道・体育を奨励し、学友会主催の関連行事を開催することで、学友会活動の活性化に努めてきた。これも、本学の学風・学びの姿勢を示す「士魂商才」を学内に浸透させるための方策である（根拠資料 1-16「平成30年度学友会行事等予定」）。

「士魂商才」は、土井晚翠が作詞した鹿児島高等商業学校の校歌の一節に使用されている。創設以来長きにわたって入学式や卒業式などの式典、学友会活動などの行事の際に斉唱・披露されており、鹿児島の進取開明の伝統と風土を反映した言葉として、学生・同窓生に親しまれる馴染み深い言葉になっている。その歌詞は大学ホームページや『大学案内』でも紹介されている（根拠資料 1-17「ウェブ」校歌・学生歌, 1-12「ウェブ」大学案内 p. 69）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の施策の設定

評価の視点2：大学基準と中期の計画との連関性

本学の設置母体である学園では、津曲学園本部（以下「学園本部」という）が主導して、学園の理念と目的に適った中期計画を明確にするため、2017（平成29）年4月から

2021（平成 33）年 3 月の 5 年間を対象として中期ビジョンを策定した。この中期ビジョンは、学園の歴史的経緯を踏まえ、現在の社会状況に鑑み、大学においては、2015（平成 27）年度から 2016（平成 28）年度にかけて中長期ビジョン策定委員会（大学部会）で検討・審議され、大学評議会に報告し、最終的に理事会で決定したものである（[根拠資料 1-4「津曲学園中期ビジョン 2017～2021」](#)、[1-18「津曲学園中長期ビジョン策定委員会及び関係部会の開催状況」](#)）。

学園として中期ビジョンを策定した背景には、少子化、地方経済の停滞、大学進学者の県外流出、近隣の他大学の台頭などの要因により、本学では入学者数・在籍者数の長期減少傾向が 10 年以上続くという厳しい状況がある。

この中期ビジョンは、このような状況を乗り越えるべく、健全な財政基盤を確立し、魅力ある教育研究活動を継続することで、永続可能な学園づくりを進めていくことを目的に、学園の目指すべき方向性を明示している。

また、中期ビジョンにおいて、学園が明記する基本理念には、「育成すべき人材」として「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材」及び「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材」を掲げている。これはそのまま中期ビジョンにおいて、本学が明記する基本理念の「コアミッション(大学の基本理念)」に取り入れられている。また、学園の「育むべき能力」として「高い思考力と豊かな表現力」を掲げ、大学の「教学ミッション」では、『意思形成力』と『コミュニケーション能力』を向上させる取組みに注力することを掲げている。さらに、学生支援に関するモットーとして「スチューデントファースト」を掲げ、教職員が目指すスローガンとして「地域を支え世界に通用する人材を創出する、誇り高き教育集団」を掲げている。

この他、本学では、国際化への取組みとして、鹿児島国際大学国際化ビジョン（以下「国際化ビジョン」という）を策定している。国際化ビジョンでは、「鹿児島の地域特性を活かした国際交流の展開」「学生の海外留学の促進と外国における就業力の育成」など 8 つの取組みの方向性を示し、これに則した事業と目標を掲げ展開している。国際化ビジョンとそれに関連する事業等については、本報告書第 9 章でもふれる（[根拠資料 1-19「ウェブ」鹿児島国際大学国際化ビジョン](#)、[本報告書第 9 章](#)）。

さらに、地域社会への貢献については、鹿児島国際大学産学官地域連携推進ビジョン（以下「産学官地域連携推進ビジョン」という）を策定している。その中で産学官地域連携推進ビジョンに基づいた「産・学・官・地域が一体となった連携事業の推進」、「行政機関・自治体・産業界等との連携の推進」など 6 つの取組みの方向性を示し、これに則した事業と目標を掲げ展開することで、地域が求める人材の育成と地域の課題解決に向けて学生と教職員が全学的に取り組んでいる。産学官地域連携推進ビジョンとそれに関連する事業等については、本報告書第 9 章でもふれる（[根拠資料 1-20「ウェブ」鹿児島国際大学産学官地域連携推進ビジョン](#)、[本報告書第 9 章](#)）。

(2) 長所・特色

- ア 全学共通教育科目として「地域から世界へ」を開講して「鹿児島から世界へ知(地)の発信」をテーマに「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材

を育成する」という大学の基本理念の実現に初年次から取り組んでいる。

この授業科目は、主に1年生が受講し、第1回目講義のテーマとして「学園の歴史」を取り上げ、本学の「理念・目的」、学風、学びの姿勢を伝えることにより、本学への帰属意識を高める役割も担っている。

イ 本学の学風、学びの姿勢としての「士魂商才」を浸透させる一手段として、鹿児島高等商業学校の時代に開催した各部の全学年対抗クラスマッチの内容を、時代の変化に合わせて見直しながら充実させ、現在は学友会主催の様々な行事として実施している。

(3) 問題点

ア 中期ビジョンは、学園の理念と目的に則り、健全な財政基盤を確立し、魅力ある教育研究活動を継続することで、永続可能な学園づくりを進めていくことを目的に策定されている。今後は、長期的な視野に立った長期計画の策定が求められる。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学としての理念・目的を適切に設定し、明示している。学部、学科・研究科も、人材育成の目的及び教育研究上の目的を適切に設定し、明示しており、その周知方法・公表方法ともに適切であると考えられる。

学園全体で将来を見据えた中期ビジョンを策定して、これらの理念・目的の実現に取り組んでいる。このビジョンに沿って、本学では運営委員会の統括のもと、実施部会を中心に教育研究活動の充実・向上のための検証が行われている。

さらに、国際化ビジョン、産学官地域連携推進ビジョンを定め、グローバル時代に対応した教育力・研究力の確保に努めると同時に、地域が求める人材育成に取り組んでいる。

以上により、本学の理念・目的は、同基準を充足していると考えられる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割，当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担及び構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底
- ・教育の企画・設計，運用，検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は，建学の精神に基づき，教育研究水準の向上を図り，その目的及び社会的使命を達成するために，教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを1995（平成7）年に学則第2条「自己評価等」に定め，自己点検・評価規程を制定している。学則，規程の整備後は，全学的な自己点検・評価活動を継続的に行ってきた（[根拠資料1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則](#)）。

しかし，これらの活動は，特に2012（平成24）年に大学基準協会への大学評価の申請以降，認証評価結果の指摘事項への対応が中心となり，次期認証評価（平成31年度）に向けた組織的な活動とはなっていなかった。

このようなことから，2016（平成28）年1月，大学基準協会が定める各基準別評価項目の検証を各部局で実施した。その結果，評価基準に対する方針の策定，大学の理念・目的と学部，学科・研究科の目的との適合性の検証，特に評価項目ごとの適切性の検証について，継続的かつ実質的な点検・評価活動が十分になされていないことを確認した。

このような状況を改善するため，2016（平成28）年に自己点検・評価運営委員会を大学全体の内部質保証に責任を負う組織として位置づけた。同時に，認証評価機関の基準ごとに，運営委員会の下部組織として6つの実施部会を設置し，各部局・関係委員会等が主体となって実施した自己点検・評価の適切性を検証できる体制を構築すべく規程の改正を行った（[根拠資料2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」](#)）。

その後，実施部会を中心に大学認証評価に係る基準別評価項目に基づいた点検一覧表を整理するとともに，基準別評価項目点検総括表を作成した。これを踏まえ，第3期認証評価を見据えた評価項目ごとの適切性の検証と評価結果に対する総括を行い，2017（平成29）年12月に大学ホームページ上でその結果を公表した（[根拠資料2-2「ウェブ」平成28年度末までの総括](#)）。

さらに，自己点検・評価規程に基づき，「鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本

方針」(以下「自己点検・評価基本方針」という)を運営委員会及び大学評議会での審議を経て、学長が決定した。この基本方針は、内部質保証のための①趣旨 ②基本的な考え方 ③権限と役割 ④行動指針を明記したものであり、大学ホームページ上で公表している。また、審議経過を教授会でも報告することにより、教職員間で方針及び手続の共有を図ってきた(根拠資料 2-3「ウェブ」鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針、2-4「平成 29 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録」、2-5「平成 29 年度第 4 回大学評議会議事録」、2-6「平成 29 年度教授会議事録」)。

これにより、学長の指示のもと、運営委員会が自己点検・評価活動のマネジメントを行い、実施部会は、各部局・関係委員会等が主体となって実施した自己点検・評価の適切性を検証し、改善・向上に向けた取組みを指導する、という仕組みが整備された。これは、自己点検・評価を活用して PDCA サイクルを機能させ、大学全体として教育研究の質保証を行う体制の構築にほかならない。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

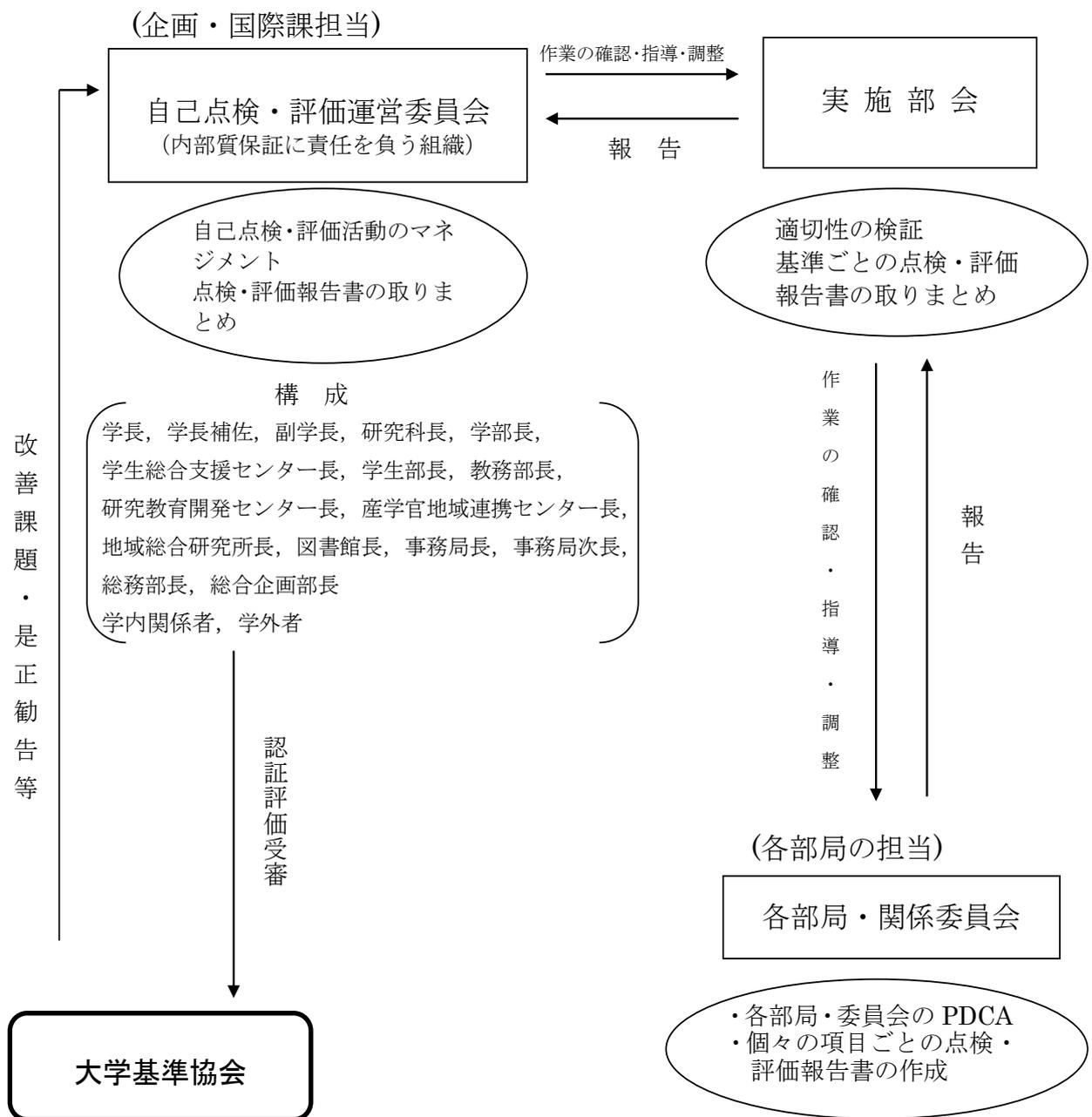
本学は、自己点検・評価規程及び自己点検・評価基本方針の中で、運営委員会を大学全体として内部質保証に責任を負う組織として定めている。これにより、運営委員会は、①実施部会及び各部局・関係委員会等における自己点検・評価活動のマネジメント ②各部局・関係委員会等から実施部会を経て報告された結果の総括 ③本学の自己点検・評価報告書の取りまとめ ④実施部会に対し、次年度への改善・向上に向けた取組みの指導、を行っている(根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-3「ウェブ」鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針、2-7「平成 29・30 年度自己点検・評価報告書」、2-8「平成 29 年度自己点検・評価運営委員会議事録」、2-9「平成 29 年度自己点検・評価実施部会議事録」)。

また、本学の特色は、中期計画として策定した中期ビジョンと各部局・関係委員会等が実施する事業計画及び業務実施計画表(各年度の業務達成状況について進捗管理する計画表)を連関させることにより、中期ビジョンの実現を担保していることである。運営委員会の責任のもと実施部会は、各部局・関係委員会等が大学基準に基づいて整理・作成した自己点検・評価報告書(ビジョン用)を精査することで、全体的な進捗状況を確認し、目標の適切性をその達成具合も含め検証している。さらに、実施部会は、各部局関係委員会等に対し、次年度への改善・向上に向けた取組みの指導を行っている。2017(平成 29)年における大学基準ごとの自己点検・評価報告書の点検件数は 89 件、自己点検・評価報告書(ビジョン用)の点検件数は 105 件である(根拠資料 2-10「ウェブ」平成 29・30 年度事業計画、2-11「平成 29・30 年度業務実施計画表」、2-12「平成 29・30 年度自己点検・評価報告書(中期ビジョン用)」)。

内部質保証に責任を負う運営委員会の構成メンバーは、自己点検・評価規程第3条「運営委員会」第2項に学長，学長補佐，副学長，研究科長，学部長，学生総合支援センター長，学生部長，教務部長，研究教育開発センター長，産学官地域連携センター長，地域総合研究所長，図書館長，事務局長，事務局次長，総務部長及び総合企画部長をもって構成すると定めている。

また，内部質保証システムを適切に機能させるために，必要に応じて学外者（第6項）の出席を求め，意見を聴取し，それを反映させる仕組みを構築している。なお，学外者は，地方自治体，商工会，企業等から3名を委嘱している（下図参照）。

【 鹿児島国際大学組織機構図 】



(自己点検・評価実施部会)

実施部会	認証評価機関の基準	関係部局	構成員	取りまとめ部局
企画部会	1. 理念・目的 2. 内部質保証 5. 学生の受け入れ	企画・国際課 入試・広報課 教務部 研究教育開発センター	各研究科長 各学部長 ◎総合企画部長 総合企画部次長 教務部長 教務部次長 研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長	総合企画部
総務部会	8. 教育研究等環境 10. 大学運営・財務	総務部 研究教育開発センター 教務部 図書館 情報処理センター 法人本部経理部	◎総務部長 研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長 教務部長 教務部次長 図書館長 図書館次長 情報処理センター所長 総合企画部長 総合企画部次長 法人本部経理部部長	総務部
教育研究部会	3. 教育研究組織 6. 教員・教員組織	研究教育開発センター 教務部 総務部	◎研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長 教務部長 教務部次長 総務部長 各研究科長 各学部長	研究教育開発センター
教務部会	4. 教育課程・学習成果	教務部 研究教育開発センター	各研究科長 各学部長 各学科長 ◎教務部長 教務部次長 研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長	教務部
学生支援部会	7. 学生支援	教務部 学生部 就職キャリアセンター	◎学生総合支援センター長 学生総合支援センター次長 教務部長 教務部次長 学生部長 学生部次長 就職キャリアセンター所長	学生部
産学官地域連携部会	9. 社会連携・社会貢献	産学官地域連携センター 地域総合研究所 企画・国際課	◎産学官地域連携センター長 産学官地域連携センター次長 地域総合研究所長 地域総合研究所次長 就職キャリアセンター所長 総合企画部長 総合企画部次長	産学官地域 連携センター

(注) ◎は部会長。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組み

評価の視点3：組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

評価の視点4：行政機関，認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点5：点検・評価における客観性，妥当性の確保

本学は、教育のPDCAサイクルを機能させるための根幹をなす3つのポリシーの策定にあたっては、全学的な「ポリシー策定の基本的な考え方」を明示したうえで、最終的に大学評議会で審議し、学長が3つのポリシーを決定した。なお、各学部、学科・研究科を中心に研究教育開発センターと担当部局が連携して策定した「ポリシー策定の基本的な考え方」には、3つのポリシーの策定単位と観点整理などが明記されている。（根拠資料 2-13「平成 28 年度第 9 回大学評議会議事録」、2-14「ポリシー策定のための基本的な考え方」）。

また、点検・評価項目①及び②に記載しているように、内部質保証の方針を具体的に遂行させ、その責任を負う組織として、学長を委員長とする運営委員会を置いて自己点検・評価に当たっている。

運営委員会は、自己点検・評価基本方針に基づいた自己点検・評価活動を円滑に推進するために、認証評価機関が定める基準に基づき、6つの実施部会（各部局・関係委員会等が行う自己点検・評価を指導し、作業の確認、調整を行う）を置き、各部局・関係委員会等（運営委員会の定める方針に基づき、自らの活動について点検・評価を行い、その経過及び結果をまとめ、実施部会に報告する）が担当する教育研究についての適切性の検証を行わせている。

例えば、運営委員会は、実施部会の1つである企画部会に対し、大学経営基盤の安定・強化を図るために、入学定員及び収容定員の充足率に関する管理について、課題を挙げ改善を促し、国際文化学部及び企画・国際課に収容定員関係学則変更届出書の文部科学省への提出を目標として掲げさせるなど、PDCAサイクルが機能した自己点検・評価活動となっている（根拠資料 2-7「平成 29・30 年度自己点検・評価報告書」基準 5 pp. 9-10・9-10）。

また、点検・評価における客観性、妥当性を確保するために運営委員会において、学外者の意見を聴取し、国際化や地域連携など本学独自の特色ある取組みを実施することにより、教育の充実と学習成果の向上を図っている（根拠資料 2-15「平成 30 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録」）。

この他、各部署・関係委員会等からの要請に基づいて、研究教育開発センターの事務職員である IR 担当者が修学支援や生活支援など必要なデータを収集し、適宜、情報提供を行うことで、各種データを活用し、分析が行える環境が整い、組織レベル（各部署・関係委員会等）・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実につながっている（根拠資料 2-16「平成 29 年度 IR 情報提供一覧」）。

認証評価機関等からの指摘事項への対応については、序章に記載したとおり、前回の認証評価（2012 年度申請）で指摘のあった改善勧告 1 項目と努力課題 8 項目について、その改善への取組みを 2016（平成 28）年に改善報告書として大学基準協会に提出した。

その結果「改善報告書検討結果」の概評において、「改善を図ろうと努められたことは認められる」との評価を得た。だが、以下の項目において「一層の検討を要するものと判断される」との評価となった（根拠資料 2-17「平成 25 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録」、2-18「平成 25 年度第 1 回自己点検・評価実施委員会議事録」、2-19「改善報告書」）。

特に、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」として指摘された、「過去 5 年間の入学定員に対する入学者比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、国際文化学部においてそれぞれ 0.70、0.73 と低く、同国際文化学科で 0.67、0.72、同音楽学科で 0.80、0.76 と低いので、大学全体として適切な定員管理に努め」ることへの対応については、中期ビジョンを策定する際に、中長期ビジョン策定委員会において、「時代に即した学部、学科の再編」について審議し、今後 5 年間における基本的な方針を議論し、「基本的方向」と「具体的取組」を策定した（根拠資料 1-4「津曲学園中期ビジョン 2017～2021」pp.9-13、2-20「平成 28 年度 中長期ビジョン策定委員会 第 21・22 回大学部会議事録」）。

なお、具体的な取組みとしては、大学経営基盤の安定・強化を図るために国際文化学科の入学定員を 140 名から 120 名に、収容定員を 560 名から 480 名に 2019（平成 31）年 4 月入学生から削減することを大学運営会議、学部長会議で検討し、学部教授会、大学評議会での審議を経て、学長が決定した。最終的に理事会の承認を得た後、収容定員関係学則変更届出書を 2018（平成 30）年 5 月に文部科学省に提出した。この定員の変更や留学生の入学者増加等により、同学科では定員充足率の改善が見込まれる状況となってきた（根拠資料 2-21「平成 29 年度教授会議事録」、2-22「平成 29 年度 第 9 回大学評議会議事録」、2-23「鹿児島国際大学収容定員関係学則変更届出書」）。

この他、本学では、2015（平成 27）年度に国際化ビジョンを定め、鹿児島の地域特性を活かした国際交流として 3 つの地域（環黄海経済圏、東南アジア、中国内陸部）での展開を促進するとともに、外国人留学生の受入目標（全学生数の 5%；約 150 名）を実現するための環境整備を行っている。国際文化学科では、日本語・日本文化や外国語・外国文化等を学ぶという学科の特色や特長からも、外国人留学生の獲得は学科の学生募集戦略上も重要な意味を持つようになってきている。なお、2018（平成 30）年度秋季には、外国人留学生 42 名が入学し大幅に増加した（根拠資料 1-19「ウェブ」鹿児島国際大学国際化ビジョン p.9、本報告書第 5 章点検・評価項目③）。

以上のように、方針及び手続に基づいた自己点検・評価活動のマネジメントを運営委

員会が実施し、実施部会において各部局・関係委員会等が行う自己点検・評価活動の適切性の検証や改善に向けた指導を行うなど内部質保証システムは有効に機能している。

点検・評価項目④：教育研究活動，自己点検・評価結果，財務，その他の諸活動の状況等を適切に公表し，社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動，自己点検・評価結果，財務，その他の諸活動の状況等の公表及び情報公開請求への対応

評価の視点2：公表する情報の正確性，信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、自己点検・評価規程に基づき、内部質保証のための全学的な方針及び手続を、自己点検・評価基本方針として定め、学長の責任のもと自己点検・評価活動を全学的に実施し、その結果を本学ホームページに公表している。また、結果を有効に活用することで、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めている（[根拠資料 2-2「ウェブ」平成 28 年度末までの総括](#)、[2-24「ウェブ」平成 29 年度自己点検・評価結果](#)）。

学校教育法及び同法施行規則に定める教育情報をはじめ、教育環境や教育内容、学生の状況などの情報については、毎年度企画・国際課が中心となり、各部局にデータの提供を依頼し、集約したうえで、ホームページを所管する入試・広報課において更新し公表している。なお、教育研究活動など様々な諸活動の状況等についても、大学のホームページで随時公表している（[根拠資料 2-25「ウェブ」情報公表](#)、[2-26「ウェブ」IUK NEWS](#)）。

また、自己点検・評価規程第3条「運営委員会」第6項において、学外者の出席を求め、意見を聴取することを規定することで、点検・評価における客観性、妥当性を確保している。また、第7条「自己点検・評価報告書の公表」第2項において公表する方法及び内容については、運営委員会の審議を経て、学長が決定することを規定することで、情報の正確性、信頼性を確保している（[根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」](#)）。

この他、財務関係書類については、学園ホームページにおいて公表している。また、2009（平成 21）年 12 月に制定した「学校法人津曲学園財務情報公開規程」に基づき、閲覧請求者の申し出による閲覧許可又はコピー交付を行っている（[根拠資料 2-27「学校法人津曲学園財務情報公開規程」](#)）。

その他の情報公開請求については、2006（平成 18）年 3 月に個人情報保護法に基づく「鹿児島国際大学個人情報保護取扱規則」を制定し、苦情対応等があった場合の即応体制を整えるなど、社会に対する説明責任を果たしている（[根拠資料 2-28「鹿児島国際大学個人情報保護取扱規則」](#)）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを

行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、自己点検・評価規程第7条「自己点検・評価報告書の公表」において、全学的なPDCAサイクルを機能させ、定期的な内部質保証のための適切性、有効性を確保するため、毎年度自己点検・評価報告書を作成することを規定している。運営委員会が取りまとめた自己点検・評価報告書は、学長が毎年度公表している（根拠資料2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」、2-29「平成30年度各学部・研究科自己点検・評価結果」）。また、自己点検・評価基本方針に基づいて、各部局・関係委員会等が実施する自己点検・評価の適切性を検証する「3. 権限と役割」は実施部会が担っている。さらにその客観性、妥当性を確保するために、「4. 行動指針」では運営委員会において学外者の意見を聴取し、それを反映させている。これにより、本学独自の特色ある取組みを実施することにより、教育の充実と学習成果の向上を図っている（根拠資料2-3「ウェブ」鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針、2-15「平成30年度第1回自己点検・評価運営委員会議事録」）。

さらには、平成29年度自己点検・評価報告書において、問題点として指摘された役職者の権限等を明確にするための学則改正などについては、運営委員会での総括を踏まえ、「総務部会」が、自己点検・評価結果を有効活用し、次年度の「自己点検・評価報告書 1. 【年度目標等】の記入欄」にその改善内容を加えることを総務課に指導した。このように、実施部会の指導のもと、各部局が改善に努めることで、全学的なPDCAサイクルが有機的に機能している。なお、基準2「内部質保証」については、「企画部会」が、各部局・関係委員会等が実施する自己点検・評価の適切性を検証するとともに、例えば、改善・向上に向けた取組みとして、教育課程に関するデータの活用方法について、研究教育開発センターに指導し、改善されている（根拠資料2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」基準10 pp.3-4・2-3・基準2 pp7-8・7-8、2-12「平成29・30年度自己点検・評価報告書（中期ビジョン用）」基準10 p.7・8・基準2 pp.5-6・5-6、2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」総務部会・企画部会）。

この他、本学は第3期認証評価を見据えて、定期的に作成・提供することが取り決められている情報ファイルについて、情報ファイルの作成部局と情報ファイルが提供される主管部局において、大学全体で共通理解が図られていなかった。そこで、公表する情報の集約状況のチェック及び管理ができる体制の必要性を認め、2017（平成29）年に「情報ファイルの集約・管理・共同利用に関する取扱い要項」を新たに定めた。これに基づき、学内ネットワーク上にシステムを構築し、情報の管理・利用を行うなど、適切な根拠資料に基づいた内部質保証システムの点検・評価が実施できる体制の整備が進みつつ

ある（根拠資料 2-30「情報ファイルの集約・管理・共同利用に関する取扱い要項」）。

(2) 長所・特色

ア 内部質保証の特色は、認証評価機関の基準ごとに6つの実施部会を設置し、不断の自己点検・評価活動が確実に実施されるよう全学的な体制を再構築し、毎年度自己点検・評価報告書を作成していることである。

イ 中期ビジョンと各部局・関係委員会等が実施する事業計画及び業務実施計画表とを連関させることにより、中期ビジョンの実現を担保している。運営委員会の責任のもと、実施部会は、各部局・関係委員会等が大学基準に基づいて整理・作成した自己点検・評価報告書（ビジョン用）を精査することで、全体的な進捗状況を確認し、目標の適切性をその達成具合を含め検証している。

(3) 問題点

ア 大学全体として適切に定員管理を行うために、中長期ビジョン策定委員会において、「時代に即した学部、学科の再編について」審議し、今後5年間における基本的な方針を議論し、基本的方向と具体的な取組みを策定している。この中期ビジョンに基づいた具体的な取組みは、まだ実施途中であることから、引き続き目標の達成に向けて取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学として内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする運営委員会を置いて自己点検・評価に当たっており、内部質保証は適切であると考ええる。

方針及び手続に基づいた内部質保証システムの有効性や適切性については、認証評価の基準ごとに設けた6つの実施部会が、その「権限と役割」として、各部局・関係委員会等が担当する教育研究について、毎年度自己点検・評価報告書を作成するとともに、教育研究の適切性について検証している。

また、自己点検・評価報告書において問題点や発展方策として掲げられた内容については、運営委員会及び実施部会が指導し、その改善・向上に取り組んでいる。例えば、「情報ファイルの集約・管理・共同利用に関する取扱い要項」の新たな制定は、結果を有効に活用しながら、必要と認められた改善に努めた一例である。

このように本学は、PDCAサイクルを有効に機能させながら、自己点検・評価活動を適切に展開していると考ええる。

点検・評価における客観性、妥当性の確保については、運営委員会において、学外者の意見を聴取し、本学独自の特色ある取組みを評価することにより、質の向上を図っており、適切であると考ええる。しかし、大学基準協会からの指摘事項について、文部科学省に「収容定員関係学則変更届出書」を提出するなど対応しているが、大学全体として適切な定員管理については、未だ取組み途中である。目標達成に向けて教職員が一丸となって取り組んでいるところである。

情報の公表，社会に対する説明責任については，教育研究活動，自己点検・評価結果，財務その他の諸活動の状況等を学長の責任のもと，本学ホームページにて公表している。以上により，本学の内部質保証は，同基準を概ね充足していると考ええる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向，社会的要請，大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、「東西文化の融合」と「地域社会への貢献」という建学の理念を踏まえた教育目的を達成するために「学部，学科制」を基本として，1960（昭和35）年に経済学部が設置認可されて以降，1982（昭和57）年に社会学部を増設，2000（平成12）年には国際文化学部を開設した。2001（平成13）年には，社会学部を福祉社会学部と改称するなど，現在では，3学部（経済学部，福祉社会学部，国際文化学部）を設置して，目的に沿ってカリキュラム内容及びその構成員を決定している。

大学の目的は学則第1条「目的」に，学部，学科の目的は学則第4条の2「教育研究上の目的の公表等」に定められている。また，これに基づき公表されている。大学，学部，学科の目的の実現に向けて，経済学部には経済学科，経営学科を，福祉社会学部に社会福祉学科，児童学科を，国際文化学部には国際文化学科，音楽学科を設置している。

学部教授会については，学則第11章「教授会」に基づき，原則毎月1回（定例第3水曜日）開催するとともに，それ以外にも必要に応じて開催し，大学の理念・目的の達成に向けた教育研究に関する重要な事項等について審議している。その構成員については，学則第46条「構成及び招集」において定めている（[根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，3-1「鹿児島国際大学経済学部教授会規程」，3-2「鹿児島国際大学福祉社会学部教授会規程」，3-3「鹿児島国際大学国際文化学部教授会規程」](#)）。

研究科については，1998（平成10）年に大学院経済学研究科博士前期課程が設置認可されて以降，2001（平成13）年に大学院福祉社会学研究科を開設，2004（平成16）年には大学院国際文化研究科を開設し現在では，3学部を基礎に3研究科（経済学研究科，福祉社会学研究科，国際文化研究科）を設置し，学士課程を基礎とした研究科のカリキュラムを編成するとともに，研究科独自の特長も備えている。また，大学院学則第2条「本大学院の目的」及び第6条の2「教育研究上の目的の公表等」に定める目的の実現に向け，経済学研究科に地域経済政策専攻を，福祉社会学研究科に社会福祉学専攻を，国際文化研究科に国際文化専攻を設置し，高度な専門教育を行っている。さらに，大学院学則第50条「研究科会議」に基づき，大学院研究科会議を原則毎月1回（定例第1水曜日）開催するとともに，それ以外にも必要に応じて開催し，大学の理念・目的の達成に必要な事項について審議している。なお，その構成員については，大学院学則第50条

「研究科会議」第2項及び第3項において定めている（根拠資料 1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則，3-4「鹿児島国際大学大学院研究科会議規程」）。

大学院全体の運営については，大学院学則第50条の3「研究科長会議」に基づき大学院研究科長会議を原則毎月1回開催し，各研究科間の調整事項や大学の理念・目的と研究科のそれらとの適合性について，自己点検・評価を行っている（根拠資料 1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則，3-5「鹿児島国際大学大学院研究科長会議内規」）。

大学の理念・目的と附置研究所，センター等の組織の設置状況については，建学の精神に基づき，教育・研究を補完し支える組織として，附属図書館，附置地域総合研究所，学生総合支援センター，情報処理センター，研究教育開発センターを設置している。これらに加え，地域連携・社会貢献活動を集約するための組織として，産学官地域連携センター，生涯学習センターを設置している（根拠資料 1-6「学生便覧」pp.22-25，本報告書第10章点検・評価項目④）。

特に附置地域総合研究所の前身である地域経済研究所は1968（昭和43）年1月に設立され，南九州・奄美・沖縄の経済を研究課題に取り上げ，学術的成果のみならず，地域社会への貢献を目的として，南西諸島を中心とした地域経済や社会を主な研究対象として成果を上げている。1986年（昭和61）年，地域経済研究所は附属地域総合研究所に改組し，経済・社会学部体制で諸地域の学術研究・調査を行った。2001（平成13）年4月，旧鹿児島短期大学の鹿児島国際大学短期大学部への移行によって同短大の南日本文化研究所は，地域経済研究所に統合された。また，2003（平成15）年5月には，附置地域総合研究所と改称するとともに学部等から独立した組織とするなどの改革が行われた。2014（平成26）年度からはプロジェクト共同研究において地域密着性を強めるようになり，さらに，2016（平成28）年度からは鹿児島に軸足を置いた研究を進めている（本報告書第9章点検・評価項目②）。

この他，学部附属機関として，児童相談センター，博物館実習施設（鹿児島国際大学ミュージアム）を設置している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則 第50-52条，1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則 第51条，1-6「学生便覧」p.25・54-58・78-79，本報告書第8章点検・評価項目③，本報告書第9章点検・評価項目②）。

本学では，「学校法人津曲学園規程集」第2編「大学」の欄に記載されている学則・諸規程・内規等に基づき委員会等が設置され，運営されている。また，事務組織は大学の実態に合わせて，規模及び構成の見直しが適宜行われている（本報告書第10章点検・評価項目④）。

全学的な教育研究に関する事項及び大学運営に関する事項を審議する機関として，学則第12章「大学評議会」に基づき，大学評議会が設置されている。原則毎月1回（定例第4水曜日）開催して，教学の基本方針に関する事項等について審議し，全学的な教学マネジメントを行っている。なお，評議会構成員については，学則第48条「構成及び招集」に定めている（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，3-6「鹿児島国際大学大学評議会規程」）。

学部・研究科全体に関わる事項については，学長のリーダーシップのもと大学運営会議，学部長会議及び研究科長会議で検討を行い，大学評議会，教授会，大学院研究科会

議の審議結果を尊重して、学長が最終的に意思決定を行っている（[根拠資料 3-7「ウェブ」大学運営に関する方針](#)）。

また、各学部、研究科の教育・研究に関わる事項については、教授会、大学院研究科会議にそれぞれ諮り、最終的に大学評議会を経て学長が決定している。

なお、大学評議会及び各学部教授会・各大学院研究科会議は、学則第 47 条第 3 項、第 49 条第 2 項及び大学院学則第 50 条の 2 第 3 項の「理事会の業務に関する事項には関与しない」との規定により、学園の組織運営に関する理事会と大学との責任を明確にしている（[根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則](#)、[1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則](#)）。

教育研究組織については、常に建学の理念に照らして制度改革等を行っており、その理念を継承する努力を重ねてきた。具体的には学長の諮問機関として 2003（平成 15）年度より「大学改革検討委員会」を設け、大学全体に関する重要な改革について検討してきた。その後、「大学教学検討委員会」「大学将来構想・ブランド化推進委員会」などそれぞれの検討事項に絞って審議を進めてきた。さらに、近年の大学を取り巻く環境の急激な変化に対応すべく、2018（平成 30）年度に大学改革検討委員会規程の改正を行った。これは、本学の改革のための諸課題、例えば学部、学科の再編などについて学長を中心に、恒常的に討議をするための委員会であり、本学の運営及び教育研究に関する重要事項について改革を意識した検討を行っている（[根拠資料 3-8「2018（平成 30）年度第 1 回大学改革検討委員会議事録](#)」、[3-9「大学改革検討委員会規程](#)」）。

この他、教学、学生支援などに関する全学的な事項に関して、関係部局に委員会等を設置し、全学的な意思疎通・問題共有を図りながら、全体としての統一性を担保している。例えば、学生総合支援センターの下部組織である関係部局の所管する委員会としては、学生課に学生委員会、教務課に教務委員会、実習支援課に教職課程・教育実習委員会及び実習運営委員会、就職キャリアセンターに就職キャリア委員会及びインターンシップ・フィールドワーク委員会を設置している（[次頁図参照](#)）。

これら関係部局の業務分担と責任体制については、教学担当の副学長が学生総合支援センター長を兼任することで連携をとり、教育研究組織全体としての体系性・統一性を保持している。

また、本学は、地域連携・社会貢献活動を集約するために産学官地域連携センター、生涯学習センターを設置し、所管する委員会である産学官地域連携委員会において、産学官地域連携推進ビジョンを推進するとともに、産学官・地域連携担当の副学長が産学官地域連携センター長を兼任することで、教育研究組織と地域社会との連携をとり、社会的要請への配慮を行っている（[根拠資料 1-20「ウェブ」鹿児島国際大学産学官地域連携推進ビジョン](#)、[本報告書第 9 章](#)）。

さらに、主に国際交流を担当する企画・国際課の中に国際交流支援室を配置し、所管する委員会である国際交流委員会において、国際化ビジョンを推進するなど教育研究組織と大学を取り巻く国際的環境等の変化への対応を行っている（[根拠資料 1-19「ウェブ」鹿児島国際大学国際化ビジョン](#)、[本報告書第 9 章](#)）。

以上のように、本学の各学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性は、研究教育開発センターや総務部などの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき、「教育研究部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の教育研究組織の部分を取りまとめ、全学的に検証を行っている。本報告書第2章「内部質保証」で述べたように、「教育研究部会」は、自己点検・評価委員会に設置された6つの実施部会の1つである。

検証の一例を紹介する。「教育研究部会」は、平成29年度自己点検・評価報告書を点検・評価し、運営委員会での総括を踏まえ、研究教育開発センター会議に所見を返すなどの改善・向上に向けた取組みを行っている。また、「教育研究部会」は、各部局・関係委員会等の報告を基に、自己点検・評価報告書を取りまとめ、運営委員会に報告している（根拠資料2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」基準3、2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」教育研究部会）。

このように、大学全体として一体的な内部質保証の実施を促す取組みとして、学長の指示のもと運営委員会が自己点検・評価活動のマネジメントを行うとともに、実施部会において各部局・関係委員会等が主体となって実施した自己点検・評価の適切性を検証し、点検・評価結果に基づく改善・向上というPDCAサイクルを構築している。

(2) 長所・特色

ア 教育研究組織全体としての体系性・統一性を保持するために、教学担当の副学長が学生総合支援センター長を兼任することで、各部局の業務分担と責任体制において統一性を保っている。

イ 教育・研究を補完し、地域連携・社会貢献活動を集約する組織として、産学官地域連携センター、生涯学習センターを設置している。産学官・地域連携担当の副学長が産学官地域連携センター長を兼任しており、地元自治体等との包括協定を締結するなど地域との結びつきを強め、地域社会に貢献する人材を育成するために、産学官地域連携、高大連携、大学間連携、フィールドワーク、インターンシップ、生涯学習等の事業を積極的に推進している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、建学の精神を踏まえた大学の理念や目的を実現するために、3学部（6学科）・3研究科（3専攻）を設置している。

学部構成については、学則の第1条で「目的」を定め、第4条の2で「教育研究上の目的の公表等」を明文化し公表している。

研究科構成については、大学院学則の第2条で「目的」を定め、第6条の2で「教育研究上の目的の公表等」を明文化し公表している。

また、本学は大学の理念・目的に照らして、次の組織を設置している。教育・研究を補完し支える組織として、附属図書館、附置地域総合研究所、学生総合支援センター、情報処理センター、研究教育開発センターを設置し、地域連携・社会貢献活動を集約する組織として、産学官地域連携センター、生涯学習センターを設置している。さらに、学部附属機関として、児童相談センター、博物館実習施設等を設置している。これらの組織は、その規模・構成において適切であり、また、時代の要請に応じて適宜規程も改正されており、運営も適切に行われていると考える。

特に、産学官地域連携センター、生涯学習センターは、地元自治体等との包括協定を締結するなど地域との結びつきを強め、地域社会に貢献する人材を育成するために、産学官連携、高大連携、大学間連携、フィールドワーク、インターンシップ、生涯学習等の事業を積極的に推進しており、教育・研究の両面から学術の進展や地域社会に貢献する機関としての役割を果たしている。

教育研究組織の取組みに関する適切性の検証は、自己点検・評価規程に基づき教育研究部会が実施している。

なお、学長を中心とした「大学改革検討委員会」において、本学の運営及び教育研究に関する改革について恒常的に討議を行っている。

以上により、本学の教育研究組織は、同基準を充足していると考えられる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：学部、学科・研究科の目的と教育目標、ポリシーとの関連性

本学は、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、『学生便覧』『履修要項』及び『本学ホームページ』に明示、公表している。また、大学案内にも掲載し広く公表している（根拠資料 1-6「学生便覧」pp. 6-18, 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 8-9・60-62・90・118-120・158・188-190・226, 1-11「ウェブ」教育方針（3つのポリシー）、1-12「ウェブ」大学案内）。

現在の学位授与方針は、2016（平成 28）年度入学生から実施されている現行カリキュラムの編成に合わせて、各学科会議、教授会、大学院研究科会議で 2015（平成 27）年度から全学的に再検討し、大学評議会での審議を経て学長が決定した（根拠資料 2-13「平成 28 年度第 9 回大学評議会議事録」、2-14「ポリシー策定のための基本的な考え方」）。

なお、2016（平成 28）年度に決定した学位授与方針は、文部科学省より公表された「ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」や、本学が教育方針（3つのポリシー）を策定するために設定した「ポリシー策定の基本的な考え方」に基づいて見直しを行い策定した。

本学の学位授与方針の特色は、本学の基本理念（コアミッション）である「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材を育成する」こと、「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材を育成する」ことを念頭に、教学ミッションである「意思形成力」と「コミュニケーション能力」を向上させる取組みに注力していることである。

この学位授与方針の策定にあたっては、各学部、学科・研究科を中心に研究教育開発センターと担当部局が連携して検討を行ったことも本学の特色と言える。具体的には、「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」及び「アセスメント・ポリシー」を作成し、これらを活用して点検し策定を進めた（根拠資料 4-1「ウェブ」カリキュラム・マップ、4-2「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」、4-3「ウェブ」アセスメント・ポリシー）。

このことにより、例えば経済学科においては、「経済に関する専門的な教育研究を行い、経済情勢の分析能力と総合的な判断力を備え、国際化・情報化が進む現代社会の発展に貢献する人材を養成すること」を教育研究上の目的に掲げ、「日本経済や国際経済に関する基礎知識を修得し、現代社会を生き抜く力を身に付けている」ことを学位授与方針に

掲げるなど、教育研究上の目的と連関性のある学位授与方針を設定することができている。

また、学位授与方針は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」に区分されており、学力の三要素も踏まえた内容となっている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系，教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分，授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学は、学位授与方針に基づいて、大学全体及び学部・学科ごとの教育課程の編成・実施方針を定めている。また、大学院においては、研究科・課程ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページなどを通して公表している。

教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』『履修要項』など公的な刊行物に明示し、『大学案内』、本学ホームページにも掲載し広く公表している。特に学生に対しては、新入生対象のオリエンテーション等で周知している（[根拠資料 1-6「学生便覧」 pp. 6-18, 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 8-9・60-62・90・118-120・158・188-190・226, 1-11「ウェブ」教育方針（3つのポリシー）, 1-12「ウェブ」大学案内, 4-4「平成30年度オリエンテーション日程表（新入生用）」](#)）。

現在の教育課程の編成・実施方針は、2016（平成28）年度入学生から実施されている現行カリキュラムの編成に合わせて、各学科会議、教授会、大学院研究科会議で2015（平成27）年度から全学的に再検討し、大学評議会での審議を経て学長が決定した（[根拠資料 2-13「平成28年度第9回大学評議会議事録」](#)）。

なお、2016（平成28）年度に決定した教育課程の編成・実施方針は、文部科学省より公表された「ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」や、本学が教育方針（3つのポリシー）を策定するために設定した「ポリシー策定の基本的な考え方」に基づいて策定した。

教育課程の編成・実施方針の見直しを2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけて行うにあたって、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を含めた検討を実施するために「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」及び「アセスメント・ポリシー」を整備するなど、様々なツールを活用して点検活動を実施した（[根拠資料 4-1「ウェブ」カリキュラム・マップ, 4-2「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」, 4-3「ウェブ」アセスメント・ポリシー](#)）。

このことにより、例えば経営学科では「1年次を中心に共通教育科目で教養を身に付

けた後、2年次からは、経営学や会計学の知識、思考方法の修得のほか、自己の目指す進路に合わせて、マーケティング、統計学、情報処理、観光産業、まちづくり等も専門的に学べ」ることを明示するなど、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等の内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定ができています。

また、教育方針（3つのポリシー）の2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけての見直しにあたっての点検活動の際、ナンバリングコードの見直しも同時に行うことで、教育課程の体系や教育内容を可視化することが可能となった（[根拠資料 4-5「ウェブ」ナンバリングコード](#)）。

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、これまで述べたように、2015（平成27）年度に整合性を確認しつつ策定しており、適切に連関している。例えば国際文化学科では学位授与方針に掲げる「国際的な文化交流、地域と自国の文化に関心を持ち、その活性化に積極的に関わることができる」ことを達成するために、教育課程の編成・実施方針に「コースに分かれてそれぞれの専門領域の学習を深めると同時に、複数のコースを横断的に学習することで、多角的な視点から自国と他国の言語・文化をとらえる視野を養成」することを掲げているなど、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、連関性のある内容になっている。

現在は、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育活動が行われていることを検証するために「アセスメント・ポリシー」に基づき「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を整備・活用しているところである（[根拠資料 4-6「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト](#)」）。

今後は、教育方針（3つのポリシー）を起点としたPDCAサイクルを毎年度実施するなど、自己点検・評価規程に基づいた教学マネジメント体制を確立させ、教育活動の検証を継続して取り組んでいくこととしている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・各種実習実施関係機関との密接な連携

<学士課程>

- ・初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

＜修士課程，博士課程＞

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

現在の教育課程の編成・実施方針は、2016（平成28）年度入学生から適用のカリキュラム改正の検討と同時期に、方針と整合性を保ちつつ策定したものである。これにより、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程が体系的に編成されている。また、取得可能な免許・資格にも対応した学士課程教育にふさわしい教育内容を提供している。各学部、学科・研究科の教育課程の編成では各学科会議、教授会、大学院研究科会議が重要な役割を果たすが、それらの会議をサポートし、また必要に応じてリードする役割を全学的な組織である教務委員会、共通教育運営会議、教職課程・教育実習委員会が果たしている。特に教務委員会は、教育課程の全学的なあり方や学部、学科間の調整に中心的役割を果たしている（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則 第47条、1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則 第50条の2、本報告書第3章点検・評価項目①）。

前述したように、学生に期待する学習成果を測定するという視点から「アセスメント・ポリシー」を整備した。さらに学部では「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」を作成することにより、2つのポリシーと個々の授業科目の到達目標との連関について、確認・点検を行っている。これにより、課程修了時の学習成果と個々の授業科目の内容・方法との連関性を確認している（根拠資料 4-2「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」、4-3「ウェブ」アセスメント・ポリシー）。

単位認定は学則第12条「単位数の算定基準」及び大学院学則第12条の3「単位」に定めている。これにより、授業科目の内容・形態を考慮し単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っている（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則、1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則）。

さらに、順次性のある授業科目を開設し、「カリキュラム・マップ」及び「ナンバリングコード」の整備により、教育課程の体系性の可視化を行っている（根拠資料 4-1「ウェブ」カリキュラム・マップ、4-5「ウェブ」ナンバリングコード）。

入学前教育（ウォーミングアップ学習）を実施し、高大接続にも配慮している。本学で提供されている授業科目は、共通教育科目と専門教育科目で編成され、主に1、2年次に履修する共通教育科目は、基礎科目、人間教養科目、外国語科目、スポーツ・健康科目で構成される。本学の初年次教育では、共通教育科目の基礎科目として、新入生ゼミナールや情報処理（学生ポータル、Webキャリア・ポートフォリオなどの学内情報システムの基本的な操作方法、Word・Excelなどの基本操作等）及びキャリアデザインの授業で構成され、少人数による教育を行っている。また、新入生ゼミナールでは、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という）を配置し、ファシリテーションスキルやコーチングスキルの向上のための研修会を毎月1回行い、SAの資質向上にも取り組んでいる。SAが1年生の良いメンターとして役割を担うことで、1年生の学習意欲向上や到達

目標の達成につながっている。キャリアデザインでは、キャリア形成の支援を目的として、1年次「コミュニケーション力育成」と2年次「自己分析と文章力育成」でグループワークによりコミュニケーション能力を高め、自己理解を促進し、2年次「論理的思考と数的処理」で数学の基礎を固めるなど社会人基礎力を身につけている。(下表を参照)。

初年次教育一覧

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	備考
基礎科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ	2	1	全学科履修指定
		新入生ゼミナールⅡ	2	1	全学科履修指定
	情報処理	情報処理	2	1	一部の学科履修指定
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1	選択
		自己分析と文章力育成	2	2	選択
		論理的思考と数的処理	2	2	選択

本学カリキュラムの特長は学生の社会的及び職業的自立を促す教育に力を入れていることにある。共通教育科目の一部と専門教育科目による特長的な取組みを3点紹介する。

第1の取組みは、特に福祉社会学部を中心に各種実習実施機関との密接な連携を行っている点である。免許・資格取得に必要な教育実習をはじめ保育実習、各種福祉関係実習等については、事前、事中、事後の指導を含めて教職員が協働して、学生と実習先関係機関との連携を図っている(根拠資料4-7「ウェブ」大学紹介(養成施設に関する情報公開))。

第2の取組みは、2015(平成27)年度から5か年計画で文部科学省「地(知)の拠点(COC)」認定事業「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」(地域人材育成プログラム及び国際ビジネスとグローバル英語プログラム)である。本プログラムは、フィールドワークにより課題解決力を身につけ、さらに、初年次教育、キャリアデザイン、各学科の専門教育を連携させることで、社会的及び職業的自立を促し、将来地元就職して地方創生の中心となって活躍できる人材の育成を目指している(根拠資料4-8「『地(知)の拠点(COC)』認定事業『フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム』」)。

地域人材育成プログラム

受講年次	地域人材育成プログラム	単位	修了単位数
1～2年	「地域志向」科目	2	22単位
1年	地域志向演習(新入生ゼミナールⅡ)	2	
1～2年	「キャリアデザイン」科目	2	
2～3年	地域人材育成科目	6	
2～4年	地域フィールド演習(基礎演習Ⅰ・Ⅱ, 演習Ⅰ～Ⅳ)	10	

第3の取組みは、就業力の育成である。具体的には、①国内インターンシップの推進②海外インターンシップ(大連, 台北, 高雄, 香港, シンガポール)の推進と学生によ

る海外インターンシップ報告会等の充実 ③行政機関・自治体・産業界との連携による就業力育成研修の充実 ④地元就職率向上への取組み ⑤外国人留学生の就業力育成と就職支援 ⑥寄附講座の開講 ⑦資格・受験対策講座などの充実 ⑧各種実習の推進に取り組んでいる（根拠資料 4-9「平成 29 年度インターンシップ・フィールドワーク委員会年次報告書」 pp. 201-223）。

この他，例えば児童学科では，3・4年次で履修する演習等において，観察・参加提携小学校を開拓し，授業参観や模擬授業，創作劇の披露など学科の個性を活かした取組みが広がっている（根拠資料 4-10「ウェブ」IUK NEWS（小学校教諭目指す千々岩ゼミ生が小規模校で実践））。

各研究科の博士前期課程・博士後期課程においても，教育課程の編成・実施方針に基づき，コースワークとしてそれぞれの専門分野に則した科目を配置するとともに，リサーチワークとして演習科目を配置している。なお，経済学研究科及び国際文化研究科では，ワークショップ科目を配置し，高い専門性を有した学外講師を招聘するなど，専門分野の高度化にふさわしい教育内容の提供も行っている（根拠資料 4-11「学外講師一覧」，4-12「2018(平成 30)年度大学院ハンドブック」 p. 1・pp. 72-85）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し，効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的，到達目標，学習成果の指標，授業内容及び方法，授業計画，授業準備のための指示，成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態，授業内容及び授業方法

< 学士課程 >

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

< 修士課程，博士課程 >

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法，年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学は全学的にキャップ制を厳格にし，進級制限を実施し，アクティブ・ラーニングの積極的導入を呼びかけている。これら全学的な対応に加え，学部，学科の特色を活かした授業・課外活動も取り入れている。こうした全学的な対応と，学部，学科の独自性

を發揮した措置を組み合わせることで、学生の主体的参加を促す措置を重層的に配置している。これらの措置が機能するには、シラバスの整備と履修指導が前提となるが、本学ではこの点についても適切に対応している。

① シラバスと履修指導

シラバスのフォーマットは全学的に統一し、①各授業のテーマ ②概要 ③キーワード ④到達目標 ⑤授業計画 ⑥授業の予習・復習 ⑦使用教材 ⑧評価方法（評価基準） ⑨履修上の留意事項及び授業時間外の対応 ⑩前年度の授業の自己評価などを記載している。また、学部のシラバスでは到達目標が「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「キャリアデザイン」の4つの観点から整理されている。このように各科目の学位授与方針との関連、カリキュラムの中での位置付けを明示したことにより、学生は自身の将来を見据えて主体的に履修計画を立てている（[根拠資料 4-13「シラバス作成のガイドライン 平成 30 年度」](#)、[4-14「大学院シラバス作成のガイドライン 平成 30 年度」](#)）。

シラバスの内容・書式の点検作業には、各学部長、学科長、研究科長及び教務課職員が対応している。点検結果の総括は教務委員会、教授会、大学院研究科会議を通じ教員に周知し、形式・内容の均質化を図っている（[根拠資料 4-15「平成 29 年度第 12 回教授会資料」](#)、[4-16「平成 29 年度第 13 回経済学研究科会議（博士前期課程）議事録」](#)、[4-17「平成 29 年度第 12 回福祉社会学研究科会議（博士前期課程）議事録」](#)、[4-18「平成 29 年度第 13 回国際文化研究科会議（博士前期課程）議事録」](#)）。

新入生を対象とした履修指導は、オリエンテーション期間中の「学科別履修説明」「クラス別による履修説明」等を通じて行われる。さらに、「新入生ゼミナール」では、クラス担任が、「カリキュラム・マップ」「ナンバリングコード」を用いて、4年間を通じて体系的に学修を積み上げられるカリキュラムであることを説明している。学部では、学生が Web 上で授業科目を選択し、履修登録する際に、シラバスが自動で表示され、シラバス内容を確認しなければ履修登録ができない仕組みを導入している（[根拠資料 4-4「平成 30 年度オリエンテーション日程表（新入生用）」](#)）。

授業がシラバスの授業計画等に沿って行われていることを確認するため、学期末の学生授業アンケートでは、シラバスどおり授業が行われているかの質問を設定し、その結果を担当教員にフィードバックして改善を促している。単位制度の趣旨に沿って単位の実質化を図ることや授業前後に学生の学習時間の確保を担保するため、シラバスで授業前後の学習に関する指示をし、学期末の授業アンケートで授業前後の学習時間について質問して確認している。これらの措置の有効性をより高めるため、2011（平成 23）年度から「予習・復習・課題（レポート）の提示方法」という副題をつけた FD 冊子『より良い授業づくりのために第 4 集』を作成し、授業外で学生に学習させる手法についての啓発を図っている（[根拠資料 4-19「よりよい授業づくりのために第 4 集」](#)）。

シラバスは、大学のホームページ上で公開され、学外からの閲覧ができるようになっている。

② 全学的措置

1年間の年次別制限単位数については、前回認証評価時（2012（平成24）年度）において、努力課題として各学科いずれも高いとの指摘を受けた。その後、改善報告書を提出（2016（平成28）年度）する際に、教務委員会、教授会等での審議を踏まえ、全学部において上限の引下げを行った。さらに、改善報告書検討結果において、「依然として経済学部の4年次で50単位、福祉社会学部の2～4年次で50単位、国際文化学部の4年次で50単位と、高い状況が続いているため、単位制度の趣旨に照らして、引き続き改善が望まれる」との指摘を受け、再度、教務委員会、教授会、大学評議会での検討を行った。その結果、経済学部の4年次で48単位、福祉社会学部の2～4年次で48単位、国際文化学部の4年次で48単位となるよう履修規程の改正（2018（平成30）年4月1日から施行）を行った（根拠資料4-20「平成29年度第10回大学評議会議事録」）。

また、2011（平成23）年度から進級要件を設定した。児童学科については2年次進級に「1年次に1年以上在籍」し、且つ「修得単位数が16単位以上」、他の5学科では3年次進級に「2年次に1年以上在籍」し、且つ「修得単位数が40単位以上」であるという内容である。その狙いは学生に計画的な履修と自主的な学習を促すことにある。この結果、進級要件を設定した2011（平成23）年度の入学生については、在籍4年間で卒業した割合が全学で80.7%と前年度の73.8%から大幅に改善した。特に経営学科の改善は著しく、53.8%から69.3%へと15ポイント以上の改善を実現した。その後もこの傾向は維持されており、2014（平成26）年度入学者の在籍4年間の卒業率は81.2%である。

さらに、2016（平成28）年度の現カリキュラムとGPA（Grade Point Average）制度導入に合わせて、前学期GPAが1.5未満の学生に対する担任又は指導教員の面談による学習支援、さらにGPA1.5未満が2学期連続又は通算で3学期になった学生及び保証人（保護者）に対する担任又は指導教員の面談による学習支援を制度化しており、学生の単位修得状況などに基づいた適切な履修指導を行っている。

アクティブ・ラーニングについては、2016（平成28）年度に定めた全学的なカリキュラム・ポリシーで「アクティブ・ラーニングの推進」を全学に共通した方針であることを広く学内外に明示した。具体的には、①教職員・学生による課題解決型学習（PBL）等の手法を取り入れた教育活動の推進（地域志向演習、地域フィールド演習等）②アクティブ・ラーニングを基本とした効果的な教育方法の開発③論文（卒業論文・演習論文等）発表会や研究発表会の推進に取り組んでいる（根拠資料1-4「津曲学園中期ビジョン2017～2021」p.10）。これらと並行して、アクティブ・ラーニングを支援するため、2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけ、アクティブ・ラーニングをテーマにした研修会を2年連続して開催した。その結果、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた授業の割合は46.4%（2016（平成28）年度）から74.3%（2017（平成29）年度）に上昇した。また、大学院においても博士前期課程、博士後期課程ともに研究指導計画を学生に明示し、それに基づく研究指導体制を確立している（根拠資料4-21「大学院研究指導計画」）。

この他、情報処理に関する授業など教室、授業形態、学部、学科からの希望などに応じて事前登録科目を設け、受講者数を制限している。また、受講者数が5名未満の授業科目の休講措置、受講者数が250名を超える大規模な授業科目については、複数の授業コマを開講するなど1授業あたりの学生数への配慮を行っている。学生の主体的参加を促す仕組みや効果的な教育を行うための工夫として、SA・ティーチング・アシスタント（以下「TA」という）を積極的に活用している。大学院生については、TAとして雇用し、授業に関与させることで、教育効果を向上させている。

③ 学部・学科・研究科ごとの措置

学部、学科、研究科レベルでもその特性に応じて学習の活性化を図っている。

福祉社会学部の授業では、学生が現場で体験活動を行える機会を可能な限り提供している。例えば、児童学科の「総合講義『子ども学』」（1年次開講）では、授業の一環として幼稚園での参加観察を実施している。また、同学科の「小学校教育基礎Ⅱ」（1年次開講）において、受講生は小学校で授業参観などの体験活動も行っている。

その他、児童学科では、教員免許と保育士資格の同時取得を担保しつつも、学びの焦点化が図れるよう、学生が2年次に進級する際、「保育系コース」（子どもと福祉に関する科目を中心）と「児童教育系コース」（子どもと教育に関する科目を中心）のいずれかを選択する制度を導入している。

また、音楽学科では、音楽に携わる者として芸術表現の探究をどのように進めていくべきかについて、学生が自らの考えを確立させることができるよう、「新入生ゼミナールⅡ」（1年次開講）の授業を計画・実施している。

さらに、経済学研究科では、実践的・応用的な知識・技能を学ぶ機会を担保するため、博士前期課程と博士後期課程の両方に、実業界から講師を招くワークショップ科目を設けている。

以上のような措置により、高い思考力や豊かな表現力などを有する人材を養成するとともに、各分野におけるトップランナーを育成することを目指している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

本学の学士課程における成績評価は学則第 33 条「成績評価基準等の明示等」及び第 33 条の 2 「各授業科目の試験及び成績評価」に基づいて適切に行われている。また評価方法は『学生便覧』『履修要項』に明示している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，1-6「学生便覧」pp.181-182，1-8「ウェブ」履修要項 p.53）。

成績評価の基準及び方法は、すべての授業科目において、その目的・授業形態・到達目標等に応じて授業担当者が決定し、シラバスに明示している。成績評価はこの基準・方法に則り、科目担当者の責任の下に厳正に行われている（根拠資料 4-22「ウェブ」シラバスデータベース（学部）（研究科））。また、単位の認定における客観性及び厳格性の確保についても、認定の基準を予め明示すること、基準にしたがって適切に行うことが定められている。また、各学部の履修規程には定期試験の受験に必要な出席回数を示し、受験資格についても厳格な措置を講じている。

成績の評価は 100 点法をもって表し、60 点以上を合格（学則第 33 条の 2 第 4 項）と定めている。学部では、各履修規程及び「試験施行細則」において、90 点から 100 点までを「秀」、80 点から 89 点までを「優」、70 点から 79 点までを「良」、60 点から 69 点までを「可」、59 点以下を「不可」と定めている。定期試験期間中に行われる試験を受験しなかった場合は「欠席」、受講放棄又は授業中に課されるレポート課題等を提出しなかった場合は「無効」と定めている（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，4-23「経済学部履修規程」第 28 条，4-24「福祉社会学部履修規程」第 29 条，4-25「国際文化学部履修規程」第 29 条，4-26「試験施行細則」3）。

さらに、学部では、成績評価による学習の成果を総合的に判断する指標として、2016（平成 28）年度から GPA 制度を導入している。GPA による総合的な成績評価は、100 点法を用いて不合格の授業科目を含めて行っており、学期 GPA、年度 GPA、通算 GPA を算出している。GPA については、成績評価の客観性、厳格性を担保する指標として今後活用していく。なお、本学では、この値を年次別履修登録制限の変更や学習支援、成績優秀者の表彰など、学生による成績の自己管理と履修計画の作成、学習意欲の向上などに利用するとともに、これらの情報は、指導教員が学生情報システムを用いて学生指導に役立っている（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則 第 33 条 2 第 5 項，4-23「経済学部履修規程」第 8 条，4-24「福祉社会学部履修規程」第 8 条，4-25「国際文化学部履修規程」第 9 条）。

学生の成績は、年間を通して学生情報システムや Web キャリア・ポートフォリオを利用して常時確認可能である。保護者には「成績通知」として別途成績を郵送している。

単位認定については、大学設置基準第 21 条「単位」に基づき学則第 12 条「単位数の算定基準」に定めており、その根幹となる学習時間の確保について、毎学期十分な授業時間数が確保されるように学年暦を編成、休講が発生した場合は必ず補講を実施している（根拠資料 4-27「平成 30 年度学年暦」、4-28「学科別補講率及び出欠記録未登録科目」）。

他大学または短期大学における授業科目の履修、入学前の既修得単位等の授与、編入

学学生の既修得単位の認定については、それぞれ対応する規程に基づき、教務委員会、教授会で審議し、単位を認定している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則 第 17・18・20 条，4-29「既修得単位の認定及び単位の授与に関する規程」）。

大学以外の教育施設等における学修の単位認定については、学則第 19 条「大学以外の教育施設等における学修」及び「鹿児島国際大学における大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程」に基づき、学生が事前に教務部長に届け出た上で行った学修について、学生が作成した申請書に成績証明書等の必要書類を添えて、教務部長及び所属する学部長を経て学長に申請している。その後、教務委員会、教授会で審議し、学長が単位を認定している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，4-30「鹿児島国際大学における大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程」）。

単位互換制度を利用した学生及び留学をした学生及び転学部・転学科をした学生に対しても関連諸規程に基づき、教務委員会、教授会で審議し、単位を認定している（根拠資料 4-31「単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程」，4-32「転学部・転学科に関する規程」）。

卒業要件は学則第 35 条「卒業要件及び時期」に基づき、本学に 4 年以上在学し、学科が定める科目の単位を 124 単位以上修得することであることを『学生便覧』『各学部履修規程』『履修要項』に明示してある。卒業の可否は卒業判定教授会で厳正に判定し、学長が決定している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，1-6「学生便覧」pp. 95-180，4-23「経済学部履修規程」第 2 条，4-24「福祉社会学部履修規程」第 2 条，4-25「国際文化学部履修規程」第 2 条，1-8「ウェブ」履修要項 pp. 13-15）。

学位授与を適切に行うための措置として、学士課程において論文（卒業論文・演習論文）発表会や研究発表会を実施するなど、質保証に対する取組みも推進している。

研究科では、単位認定は大学院学則第 12 条の 3「単位」及び第 13 条「単位の授与」に基づいて行われており、『学生便覧』『大学院ハンドブック』に明示している（根拠資料 1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則）。また、各授業科目における成績評価の基準と方法については、学士課程同様にシラバスに明示し、学生に周知している。

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するために、学位論文の審査に際し、主査・副査の審査員が最終試験（口頭試問）を行い、その結果を審査委員会（大学院研究科会議）に提出している。学位授与の可否は、大学院研究科会議での審議結果を受けて、学長が決定している。学位論文審査にあたっては、「学位論文（修士・博士）審査基準」を定め、『学生便覧』に明示している。また、博士論文審査については、外部審査員制度も導入し、その客観性及び厳格性を確保している（根拠資料 4-33「学位論文（修士・博士）審査基準」，4-34「鹿児島国際大学大学院学位規程」）。修士論文、博士論文の研究指導計画、中間発表及び学位論文審査に至るプロセスは、『大学院ハンドブック』に明示し、オリエンテーションでも学生に周知している（根拠資料 4-12「2018(平成 30)年度大学院ハンドブック」 pp. 2-3・34・49）。

なお本学では、博士前期課程修了にあたり修士論文に代わる特定の課題についての研究に関して、大学院学則第 17 条第 2 項に定めているものの、実際には各研究科では修士論文の提出を大学院生に求めているため、これまで該当する修了生はなく、学位に求め

る水準を満たした研究成果か否かを審査する基準を定めていない。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学は、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価するための仕組みを2017（平成29）年度に立ち上げた。しかし、その仕組みの有効性については今後の検証を待たねばならない。

本学では、学部、学科・研究科の目的に基づいて、卒業又は修了時に学生が身につけるべき知識、技能、態度等の学習成果を「学位授与方針」に定め、それらの学習成果が修得できるよう「教育課程の編成・実施方針」に示し教育課程を編成している（**根拠資料 1-6「学生便覧」 pp. 6-18, 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 8-9・60-62・90・118-120・158・188-190・226, 1-11「ウェブ」教育方針（3つのポリシー）**）。

これに加え、各学部・学科は2017（平成29）年に、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するために、「アセスメント・ポリシー」を定めた（**根拠資料 4-3「ウェブ」アセスメント・ポリシー, 4-35「平成29年度第3回大学評議会議事録」**）。

また、「アセスメント・ポリシー」に基づいて、各学位課程の分野、特性に応じた学習成果を測定するための具体的な指標として、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を全学で整備した。これにより、学習成果の把握・評価を適切に行う体制は整備された（**根拠資料 4-6「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」**）。例えば、社会福祉学科では社会福祉士国家試験受験資格取得率を掲げていたり、国際文化学科では英語・中国語・韓国語・日本語の資格試験の受験状況と成果を掲げていたりするなど、カリキュラム・アセスメント・チェックリストには学科の特性を踏まえた評価指標が掲げられている。カリキュラム・アセスメント・チェックリストに関するデータについては、各部局が作成するデータを教務課で整理し、各学部、学科・研究科に提示し、そこでチェックした内容の結果を集約して、教務部会に報告することになっている。

この他、本学では4年間の主体的な学びの集大成として卒業論文、卒業研究、卒業演奏を重視している。特に国際文化学科では卒業論文の提出が卒業要件となっている。これらの論文等の評価ポイント・評価基準として、学生と教員で共有できるツールであるルーブリックを利用することを2017（平成29）年に決定した。ルーブリックは原則として卒業論文を課していない音楽学科を除く5学科共通であるが、教員の専門分野・指導方針に応じてカスタマイズできることになっている。これにより卒業論文を通じた学習成果のより適切な把握が可能となると同時に、評価ポイント・基準を事前に学生が把握できることから、学生のパフォーマンスの向上も期待できる（**根拠資料 4-36「平成29年**

度第7回教務委員会議事録」, 4-37「卒業研究・演習論文・卒業論文ルーブリック」)。

また、本学は、これまで全学で導入し就業力の測定に一定の成果を上げている Web キャリア・ポートフォリオの活用など積極的に取り組んでいる。本学の Web キャリア・ポートフォリオは、学生情報システムの補助システムとして設計活用されており、学生及び教職員は、Web キャリア・ポートフォリオを活用することで、学習成果の概要を一画面で素早く確認・把握できるようになっている。

2017（平成 29）年度からは、Web キャリア・ポートフォリオに履修カルテの機能を持たせるように改善し、更なる利用率の向上を図っている（根拠資料 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 45-46）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容，方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料，情報）に基づく点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、主にカリキュラム・アセスメント・チェックリストを整備し、教育課程及びその内容，方法の適切性について定期的に点検・評価を行う体制がようやく整ったところである。しかし、点検結果をもとに、今後どのような改善・向上に取り組んでいくかは、点検結果の詳細な分析を待たなければならない。

カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づいた点検・評価で期待できる効果は、具体的には、各教員の裁量で可能な授業改善（例えば、授業方法、課題、評価方法の見直し）から始まり、科目間の連携の強化、コース、学科、学部全体での授業改善である。もちろん、それに基づいた点検・評価には、学部、学科のカリキュラムの見直し、コース配置の見直し、卒業研究のあり方の検討など、文字どおりの教育課程の改善を行う際の方向性を決定する上で貴重なデータを提供してくれることも期待できる。

カリキュラム・アセスメント・チェックリストによる教育課程及びその内容，方法の適切性の点検は、ようやく体制が整備された段階だが、就職状況から見る限り、本学の教育目標は概ね達成されていると考えられる。以下に示すように、本学学生は、金融機関、地方公共団体、教育機関、福祉施設、企業等南九州地域を中心に就職する傾向が顕著である。この点において、大学のコアミッション（大学の基本理念）である「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材を育成する」ことによる、地域社会への貢献は概ね果たされていると考えられるからである。なお、本学は創立以来、約 4 万 5 千人の卒業生を輩出している。

また、学修成果検証の一環として、2017（平成 29）年度 3 月学部卒業予定者に対してアンケートを行った（回答率 91.5%，回答者 571 名/調査対象者 624 名）。このアンケート

トでは、「大学生活の中で、自分で考える能力が身についたと思いますか？」との設問に対し93.0%が、「大学生活の中で、コミュニケーション能力が身についたと思いますか？」との設問に対し91.6%が「そう思う」「いくらかそう思う」と回答するなど、本学の教育に関する複数の設問に対し、90%以上の高い満足度が示されている（根拠資料 4-38「平成29年度3月卒業予定者アンケート調査結果」）。

研究科においては、高度職業人の育成を目指した教育課程を編成し、その成果を上げつつある。また、博士後期課程においては、2003（平成15）年度以来52名の博士学位取得者を輩出しており、南九州やアジアの高度な人材育成に貢献している。

教育課程及びその内容、方法の適切性は、教務委員会、産学官地域連携委員会、研究教育開発センターなどの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき、「教務部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の教育課程・学習成果の部分を取りまとめ、全学的に検証を行っている。本報告書第2章「内部質保証」で述べたように、「教務部会」は、自己点検・評価委員会に設置された6つの実施部会の1つである。

検証の一例を紹介する。「教務部会」は運営委員会での総括を踏まえ、平成29年度自己点検・評価報告書（中期ビジョン用）で、これまで着手されてこなかった「地元企業等に教育プログラムにおける修了証（取得見込証明書）を認知してもらうための普及活動の実施」や「外国人留学生就業力育成研修（目標：参加者数17名）とインターンシップ（目標：インターンシップ受入先開拓5企業、参加学生2名）の取組みにより、留学生の国内就職率の向上を図る（留学生国内就職率目標～14.0%）」ことを、次年度の目標に加えることを産学官地域連携委員会と就職キャリア委員会に指導した。この指導により、それぞれの委員会において、目標を達成すべく取り組みを行っている（根拠資料2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-12「平成29・30年度自己点検・評価報告書（中期ビジョン用）」基準4 pp.4-5・18-19・3・14-15、2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」教務部会）。

なお、2016（平成28）年度入学生から実施されている現行カリキュラムの改正は、本報告書第3章点検・評価項目①で述べたように2012（平成24）年度から「大学教学検討委員会」「大学将来構想・ブランド化推進委員会」等において、各学部、学科や教務課とやり取りを行いながら検討を重ね、共通教育運営会議、教務委員会、教授会、大学評議会での審議を経て、学長が決定している（根拠資料4-39「2015（平成27）年度第3回大学評議会議事録」）。

学士課程過去5年間の学位授与率（卒業予定者に対する学位授与率） (%)

学 科	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経 済 学 科	71.3	78.9	78.1	78.0	83.7
経 営 学 科	69.8	79.6	77.0	88.0	88.4
社会福祉学科	87.6	93.5	91.2	88.8	95.5
児 童 学 科	94.6	92.8	88.4	91.0	90.5
国際文化学科	—	94.4	89.2	89.9	84.1
音 楽 学 科	100	97.0	100	100	96.8
大 学 全 体	84.0	86.5	84.7	86.1	90.2

研究科過去5年間の学位授与率（修了予定者に対する学位授与率）

（％）

研究科	課程	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済学研究科	博士前期課程	90.0	81.3	90.9	80.0	91.7
	博士後期課程	100	100	0.0	50.0	25.0
福祉社会学研究科	博士前期課程	81.8	80.0	87.5	100	75.0
	博士後期課程	37.5	62.5	0.0	25.0	50.0
国際文化学研究科	博士前期課程	87.5	100.0	95.7	83.3	89.5
	博士後期課程	50.0	0.0	0.0	33.3	33.3
研究科全体	博士前期課程	87.1	85.7	92.9	85.0	88.6
	博士後期課程	53.8	46.2	0.0	33.3	38.5

過去5年間の就職状況

（％）

学 科	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済学科	90.3	89.1	94.9	98.5	99.0
経営学科	89.0	100	96.9	97.3	99.0
社会福祉学科	95.6	95.7	94.3	94.7	97.8
児童学科	97.8	97.8	97.2	98.1	98.6
国際文化学科	—	93.0	91.9	95.9	94.8
音楽学科	90.9	94.1	100	100	100
大学全体	92.3	94.9	95.2	97.2	98.2

鹿児島県内における就職者数

（名）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就職者総数	577	571	472	516	502
鹿児島県内	403	407	328	392	385

公務員・教員等の採用状況

（名）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公務員	19	20	21	22	23
教員	7	5	5	8	14
幼稚園	30	25	6	2	6
保育所	27	25	23	17	21
認定こども園	—	—	7	14	17
臨時教員・非常勤講師	35	28	31	21	38
合計	118	78	93	84	119

(2) 長所・特色

ア 順次性のある授業科目を開設し、「カリキュラム・マップ」及び「ナンバリングコード」の整備により、その体系的・構造的配置の可視化を実現している。また、「カリキュラム・マップ」、「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」及び「アセスメント・ポリシー」を作成し、これらを活用した教育方法・教育課程等の適切性を点検している。

「アセスメント・ポリシー」を基に、各学位課程の分野、特性に応じた学習成果を測定するためのツールとして、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を全学で整備し、学習成果の把握・評価を適切に行う体制を整備した。

さらに、学習成果について、学生たちが本学での4年間の学びをどのように評

働いているのかを把握するために、学士課程の卒業予定者に対し、アンケート調査を行っている。

イ 授業及び授業時間外での学習を活性化し、効果的な教育を行う工夫として、全学でアクティブ・ラーニング、特にフィールドワークに取り組んでいる。また、文部科学省「地（知）の拠点（COC）」認定事業「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」（地域人材育成プログラム、国際ビジネスとグローバル英語プログラム）に採択され、2015（平成 27）年度から 5 か年計画で取り組んでいる。

ウ 学生の社会的及び職業的自立を図るため、①国内インターンシップの推進とインターンシップ新規受入企業の開拓 ②海外インターンシップ（大連、台北、高雄、香港、シンガポール）の参加促進と学生による海外インターンシップ報告会等の充実 ③行政機関・自治体・産業界との連携による就業力育成研修の充実 ④地元就職率向上への取り組み ⑤外国人留学生の就業力育成と就職支援 ⑥寄附講座の開講 ⑦資格・受験対策講座などの充実 ⑧各種実習の推進に取り組んでいる。

エ 学力の 3 要素を踏まえつつ、シラバスの到達目標を「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「キャリアデザイン」の観点に整理した。学位授与方針とそれぞれの授業がどのように関連しているかを可視化した。

オ GPA 値を年次別履修登録制限の変更や担当教員・指導教員による学習支援、成績優秀者の表彰などに活用しており、学生の成績の自己管理、履修計画の作成及び学習意欲の向上に利用している。また、これらの情報は、指導教員が学生情報システムを用いて指導に役立てている。

カ 4 年間の主体的な学びの集大成である卒業論文、卒業研究等の評価ポイント・評価基準として、学生と教員で共有できるツールであるループリックを利用することを 2017（平成 29）年に決定した。

キ 研究科では、ワークショップ科目を配置し、高い専門性を有した学外講師を招へいし、現場の課題を解決するための実務能力を育成する教育を提供している。

(3) 問題点

ア 現在、「アセスメント・ポリシー」に則り、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に掲げている評価指標の測定結果に沿って、学位授与方針に基づいた教育活動が行われていることの検証を開始したところである。今後も、教務部会が定期的な検証（自己点検・評価）を行い、ポリシーを起点とした PDCA サイクルを毎年度実施することで、教学マネジメント体制を構築していく必要がある。

イ 博士前期課程修了にあたり修士論文に代わる特定の課題についての研究に関して、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準を定め、明示する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、

態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め公表している。

また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め公表している。

本学は、「カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの授業科目の対応表」などのチェックツールを用いて点検活動を行い、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や教育目標の達成のためにふさわしい授業科目を適切に開設している。

また、これらチェックツールを用いた点検活動を行うことで、学問体系などを考慮するとともに、各授業科目を教育課程の中に適切に配置し、学生の学びに配慮した順次性のある効果的な編成を行っている。

各授業科目においては、教育課程の編成・実施方針に基づき、可能な限り授業の中でアクティブ・ラーニングを取り入れ、且つ授業内外における学生の学習を活性化し効果的に教育を行うためのシラバスを作成し、教育効果の向上に向けた取組みを適切に行っている。

また、文部科学省「地（知）の拠点（COC）」認定事業「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」（地域人材育成プログラム、国際ビジネスとグローバル英語プログラム）を推進するために、フィールドワークなど授業形態や授業内容に工夫を凝らして全学で取り組んでいるほか、授業計画や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行っている。

履修単位の認定方法に関しては、シラバスで学生に明示した成績評価の方法及び基準に則った評価を行うとともに、GPAによる総合的な成績評価を行っている。

なお、学位授与を適切に行うための措置として、多くの学科で卒論を課すと同時に、論文（卒業論文・演習論文）発表会や研究発表会を実施するなど、質保証に対する取組みを推進している。卒業に関しても、教授会で各学生の単位修得の実績に基づいて卒業の可否を厳格に判定している。

学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果の把握については、「アセスメント・ポリシー」を定め検証することとしている。その手法として「アセスメント・ポリシー」を基に、各学位課程の分野、特性に応じた学習成果を測定するための具体的な指標となる「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を全学で整備した。チェックリストによる学習成果の把握、それに基づく教育改善の推進がどの程度の実効性・有効性を発揮できるかは、今後の運用次第であることは否めない。とはいえ、チェックリストは学部、学科の目的、教育方針を十分に反映しており、教務部会を中心に展開される教学マネジメントにおいては欠かせない参照資料になることが期待できる。

また、教育課程の改善・向上についても、教務部会において、各部局・関係委員会等が主体となって実施した自己点検・評価を指導し、作業を確認、調整するとともに、適切性の検証をしており、教育方針（3つのポリシー）を起点としたPDCAサイクルを実施しているところである。

このように、自己点検・評価規程に基づいた教学マネジメント体制の確立についても、継続して取り組んでいるところである。

以上により、本学の教育課程・学習成果は、同基準を概ね充足していると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、学生の受け入れ方針をそれぞれ大学全体、学士課程の3学部6学科、大学院の3研究科において設定している。また、各研究科の方針は、前期課程と後期課程に分けて設定している。

現在の学生の受け入れ方針は、文部科学省による「高大接続システム改革会議(最終報告)」及び「ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」公表を契機に、2016(平成28)年度入学生から施行されている現行カリキュラムの編成に合わせて策定された。学生の受け入れ方針の策定は、「学力の3要素」(1.知識・技能，2.思考力・判断力・表現力等の能力，3.主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)に沿って設定した。この方針は、3つのポリシー策定に関する全学的な「ポリシー策定の基本的な考え方」に基づいて進められ、入試委員会、研究教育開発センター会議、各学科会議、教授会、大学院研究科会議で2015(平成27)年度から全学的に再検討し、大学評議会での審議を経て学長が決定した(根拠資料2-13「平成28年度第9回大学評議会議事録」、2-14「ポリシー策定のための基本的な考え方」)。

なお、学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の内容を踏まえている。例えば大学全体において、「高等学校までの『国語』『英語』などの学びを通じて、聞く・話す・読む・書くに関する基礎的内容を身に付けている人」と定めている。学部・学科でレベルでは、例えば福祉社会学部は、「福祉社会学部の教育を受けるのに必要な高等学校の教育課程を修得している人」と定め、音楽学科は、「音楽の基礎的・実践的な知識と技術を身に付けるために必要な基礎的な能力(読む力・書く力・考える力)・演奏技術を備えている人」と定めている。また、研究科レベルでは、経済学研究科博士前期課程は、「経済や経営の諸課題についての十分な基礎知識を有する人」と定めている。このように、大学全体、学部、学科・研究科の課程ごとに修得しておくべき知識・能力等の内容・水準等を明示している。

本学の学生の受け入れ方針の特色は、本学の基本理念(コアミッション)である「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材を育成する」こと、「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材を育成する」ことを念頭に、教学ミッションである「意思形成力」と「コミュニケーション能力」を向上させる取組みに注力できる人を国

内外に広く求めていることである。

これら学生の受け入れ方針は、『大学案内』『入学試験要項』『学生便覧』『履修要項』等の刊行物やホームページ「教育方針（3つのポリシー）」に明示し、高等学校、受験生及び保護者を含む社会一般に広く周知・公表している（[根拠資料 1-12「ウェブ」大学案内, 5-1「入学試験要項」, 1-6「学生便覧」 pp. 6-18, 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 8-9・60-62・90・118-120・158・188-190・226, 1-11「ウェブ」教育方針（3つのポリシー）](#)）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の学生募集及び入学者選抜の方法については、学部では、学則第14条「入学資格」、第15条「入学試験」に定め、研究科では、大学院学則第19条「入学資格」、第21条「入学志願」、第22条「入学の許可」に定めている（[根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則, 1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則](#)）。

また、学部、学科・研究科の学生の受け入れ方針及び「大学入学者選抜実施要項」（文部科学省高等教育局長通知）を十分に踏まえ、入学希望者の能力と適性を多面的・総合的に評価する多様な選抜方法を明示した『入学試験要項』を学部、学科・研究科において作成している（[根拠資料 5-1「入学試験要項」](#)）。

入学者選抜の運営体制に関しては、「鹿児島国際大学入学者選抜に関する規程」と学生の受け入れ方針に基づき、学長を委員長とし、副学長、各学部長、事務局長及び総合企画部長から構成される入試委員会において、①入試制度の基本方針及び改正に関する重要事項 ②入学者選抜に関する重要事項 ③学生募集戦略に関する重要事項 ④その他必要な事項を審議している（[根拠資料 5-2「鹿児島国際大学入学者選抜に関する規程」](#)）。

入学試験実施に関しては、入試・広報課長を委員長とし、各学部長及び各学部から選出された教員から構成される入試実施委員会において、①学生募集に関すること ②入学試験の実施に関すること ③その他学生募集及び入学試験の実施に関することを審議する全学的な運営体制となっている。

入学者判定に関しては、各学部に置かれた入学者判定委員会が原案作成にあっている。各学部の入学者数が入学定員と大幅にかい離することがないように、入学者判定委員会が作成した原案は各学部教授会が慎重に合否判定を行い、さらに最終的に学長が決定している。公正な入学者判定に努め、入学試験成績の開示により入学者選抜の透明性を

担保している（根拠資料 5-2「鹿児島国際大学入学者選抜に関する規程」、5-3「平成 29 年度教授会議事録」）。

研究科についても、大学院入試委員会において、入学者選抜の運営体制が整備されている。入学者判定を大学院研究科会議で慎重に合否判定を行い、最終的に学長が決定している（根拠資料 5-4「鹿児島国際大学大学院入学者選抜に関する規程」、5-5「平成 29 年度大学院研究科会議議事録」）。

入学者選抜試験については、『入学試験要項』及びホームページにおいて入試情報の公開を積極的に行い、入学試験実施要領を入試実施委員会で審議し、さらに教授会において審議・承認を経たうえで実施しており、全ての受験生に対して公正な機会を保証し、透明性を確保し適切に実施している（根拠資料 2-25「ウェブ」情報公表（修学上の情報等））。

入学者選抜試験は、志願者の大学・大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価できる入学試験として実施している。大学では、一般入学試験、推薦入学試験、A O 入学試験、HONORS 特待生入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、帰国子女入学試験、編入学試験を実施している。また、大学院では大学院入学試験（博士前期課程）、大学院入学試験（博士後期課程）、中国人留学生特別試験を導入している。学部・研究科いずれにおいても適切な時期に入学者選抜試験を実施している。入学者選抜試験それぞれの出願資格は『入学試験要項』に明示している（根拠資料 5-1「入学試験要項」）。

例えば HONORS 特待生入学試験では、スポーツ・検定資格・音楽分野において秀でた活動実績を有し、入学後本学での活躍が期待できる志願者を特待生として採用し、活動実績等に応じた特典の種類 A（入学金全額及び 4 年間の授業料全額免除）、B（入学金全額及び 4 年間の授業料半額免除）、C（入学金全額及び 4 年間の授業料 1/4 免除）のランクを設けている。さらに、入学後に高次の検定資格を取得した場合、種類に応じて授業料を減免するステップアップ方式を「検定資格者に対する授業料減免制度」として 2018（平成 30）年度から導入している。入学後における学生のモチベーションが上がる効果を期待している（根拠資料 5-6「検定資格取得者に対する授業料減免規程」、5-7「検定資格取得者に対する授業料減免に関する細則」）。

障がいのある学生の受け入れについては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2013（平成 25）年法律第 65 号）に基づき、「鹿児島国際大学の障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針」（以下「障がいのある学生の受入れ及び支援に関する方針」という）を 2017（平成 29）年度に制定した。『入学試験要項』に「身体に障がいを有する入学志願者との事前相談」を明示し、当該学部長、学科長、入試・広報課、学生課及び教務課等と連携して面談（受験上又は修学上、特別な配慮を必要とする受験生への事前相談）を行い、入学試験時及び授業・学生生活全般において不利益を与えることのないよう配慮する対応をとるなどの合理的配慮を行っている（根拠資料 5-8「ウェブ」障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針、5-9「身体に障がいを有する入学志願者との事前相談」）。

以上のように、入学者選抜に関する規程や学生の受け入れ方針に基づき、入試委員会をはじめとする入学者選抜の運営体制が整備されている。また『入学試験要項』も学部、

学科・研究科において、選抜制試験ごとに作成されている。教職協働による高等学校訪問などの様々な学生募集が実施されており、公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜が実施されている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程，博士課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学士課程における2018年度入学生の入学定員は、775名（経済学科200名，経営学科180名，社会福祉学科100名，児童学科120名，国際文化学科140名，音楽学科35名）である。一方，各学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数の平均比率は，経済学部0.77（経済学科0.77，経営学科0.77），福祉社会学部1.04（社会福祉学科0.84，児童学科1.22），国際文化学部0.69（国際文化学科0.66，音楽学科0.78）である。収容定員に対する在籍学生数比率は，経済学部0.79（経済学科0.80，経営学科0.77），福祉社会学部0.98（社会福祉学科0.78，児童学科1.14），国際文化学部0.70（国際文化学科0.69，音楽学科0.71）である。児童学科以外の学科においては，過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均，または収容定員に対する在籍学生数の比率のいずれかが0.80を下回る状況である。なお，編入学試験（第2・3年次）については，各学部，学科の募集人員は若干名であり，2018年度は9名（経済学部3名，福祉社会学部3名，国際文化学部3名）の入学者であった（**大学基礎データ表2**）。

各研究科における過去5年間の入学定員に対する平均比率は，経済学研究科博士前期課程0.98，経済学研究科博士後期課程0.40，福祉社会学研究科博士前期課程0.36，福祉社会学研究科博士後期課程0.67，国際文化研究科博士前期課程1.36，国際文化研究科博士後期課程0.73である。2018年度の収容定員に対する在籍学生数比率は，経済学研究科1.07（博士前期課程1.20，博士後期課程0.78），福祉社会学研究科0.55（博士前期課程0.40，博士後期課程0.89），国際文化研究科1.45（博士前期課程1.35，博士後期課程1.67）である（**大学基礎データ表2**）。

2012年度に受審した大学基準協会の認証評価結果では，改善勧告として，「国際文化学部において，過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が，学部全体でそれぞれ0.67，0.69と低く，また，2011（平成23）年度

に設置された国際文化学科においても、設置初年度の入学定員に対する入学者数比率が0.74と低いので、是正されたい。」と指摘された。この指摘を受けて提出した改善報告書の改善報告書検討結果においても「改善を図ろうと努められたことは認められるものの」「一層の検討を要するものと判断」され、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」として指摘を受けている。

この指摘に対応すべく、中期ビジョン策定に際し、中長期ビジョン策定委員会において「時代に即した学部、学科の再編について」審議し、今後5年間における基本的な方針を議論し、「基本的方向」と「具体的取組」を策定した（根拠資料2-20「平成28年度 中長期ビジョン策定委員会 第21・22回大学部会議事録」，1-4「津曲学園中期ビジョン2017～2021」pp.9-13）。さらに、中長期ビジョン策定委員会での「時代に即した学部、学科の再編について」の審議を受け、大学運営会議，学部長会議において、大学経営基盤の安定・強化を図るために国際文化学科の入学定員を140名から120名に、収容定員を560名から480名に、2019（平成31）年4月入学生から削減することを検討した。これら削減案は学部教授会，大学評議会での審議を経て学長が決定した。この決定は最終的に理事会の承認を受け、収容定員関係学則変更届出書を2018（平成30）年5月に文部科学省に提出した。これにより、2019（平成31）年度入学生からは入学定員充足率は改善が見込まれる状況である（根拠資料2-21「平成29年度 教授会議事録」，2-22「平成29年度 第9回大学評議会会議事録」，2-23「鹿児島国際大学収容定員関係学則変更届出書」）。

定員未充足に対応すべく、本学では国際化にも尽力している。2015（平成27）年度に国際化ビジョンを定め、鹿児島の地域特性を活かした国際交流として3つの地域（環黄海経済圏，東南アジア，中国内陸部）での展開を促進するとともに、外国人留学生の受入目標を設定（全学生数の5%；約150名）し、日本語能力向上に向けた講座の開設など環境整備を行っている（根拠資料1-19「ウェブ」鹿児島国際大学国際化ビジョン p.9，本報告書基準7点検・評価項目②）。

【秋季入学生を加えた場合の国際文化学科入学定員充足率】

学部	区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	平均
1年入学者	入学定員	140	140	140	140	140	140
	1年春季入学者数	90	79	93	99	91	90.4
	1年秋季入学者数	2	0	1	9	28	8
	入学者数合計	92	79	94	108	119	98.4
	入学定員充足率 (%)	65.7	56.4	67.1	77.1	85.0	70.3
	3年秋季編入学者数	5	9	6	11	14	9.0

2018（平成30）年度は、秋季入学生を加えると国際文化学科の入学定員充足率は0.65から0.85まで改善された。学科の特長からも外国人留学生の入学は学生募集戦略上、大きな意味を持つようになってきている。

【秋季入学生を加えた場合の入学定員充足率の改善状況】

入学定員	最近5年平均入学者（充足率）	2018年度入学者（充足率）
変更前：140	98.4名（70.3%）	119名（85.0%）
変更後：120	98.4名（82.0%）	119名（99.2%）

入学定員を充足させる施策として、学費減免制度も種々用意した。2019（平成31）年度入試から、①一般推薦入試（H方式）に入学金減免制度を導入 ②経済的理由等により修

学困難な者に対する学費等減免制度の募集人員について、推薦入試及び一般入試の比率を変更 ③県外・離島からの入学者への学費等減免を新設 ④HONORS 特待生入試のスポーツ分野にサッカーを追加するとともに、検定資格分野の見直しと拡大 ⑤同一学園推薦入試(D方式)の学費等減免を拡大するなどの入試制度の変更内容について、高校生及び関係者に丁寧な説明を行うなど特に力を入れている。

また、学部、学科・研究科において、様々な取組みが行われている。例えば経済学部では、新たに本学ホームページ上で「学びの扉」を通じて、動画で高校生に学部・学科の魅力をアピールしている。経済学科では、鹿児島高等学校の授業において経済学の分野を担当するなど同一学園との連携を強化している。経営学科では、「経営学」や「会計学」に関して、高校生やその保護者の知識や理解を深めるために独自のリーフレットを作成している。2020（平成32）年度入試に向けては、経済学部独自サイトでの、学科の活動紹介を充実させる方針である。研究科の取組みとしては、国際文化研究科では、公開研究会や坂之上研究会を開催し大学院の説明や学びへのいざないを行うなど入学定員充足率の向上に向けて取り組んでいる。（根拠資料 5-10「2018（平成30）年度学部、学科・研究科における学生募集の取組み」）。

さらに、大学全体として広報活動にも力を注いでいる。①『大学案内』やその他のパンフレット類の作成 ②ホームページでの入試情報の公表 ③各種進学情報媒体の利用 ④教職協働による高等学校訪問 ⑤業者主催進学説明会の強化 ⑥高等学校教員対象の進学説明会(鹿児島県鹿児島市・鹿屋市・奄美市、宮崎県都城市) ⑦複数回実施される学内でのオープンキャンパス及び県内(鹿児島県鹿屋市)、離島(鹿児島県奄美市)、県外(宮崎県都城市)でのオープンキャンパスの開催 ⑧学生と教員等による高等学校(母校)訪問 ⑨出張講義等への積極的な参加 ⑩県外駐在員の配置(宮崎県)がその具体例である。国際的な広報活動としては ⑪海外オープンキャンパスの開催(大連、台湾) ⑫海外交流拠点の拡大(大連) ⑬国際交流に協力する海外在住者の配置(大連、香港等) ⑭本学卒業外国人留学生との交流会(大連)など、学生募集に貢献しうる活動を展開している。

これら多彩な広報活動を支えるため、相応の人的資源も投入している。次に挙げるものがその例である。①事務局各部署の次長・課長級事務職員は入試・広報課参事を併任し、入試・広報課参事会議を定期的で開催している。これは教職協働による高等学校訪問の強化につながっている。②入試・広報課員を各学科の広報担当に配置している。これは学科ごとに特徴あるリーフレットの作成については学科広報の充実につながっている。③事務局各部署の課長補佐級事務職員を広報担当者に位置付けて、課長補佐会議の中で定期的な広報担当補佐会議を開催している。これは大学の理念を十分に伝え、タイムリーな学生生活や教育・研究活動等について積極的な情報発信を行うためである。④広報委員会主催による学生の主張コンテスト(キャッチコピー部門、プレゼンテーション部門)を実施している。このことは、学生の生の声や本学学生の行動力をアピールする機会になっている。さらに⑤在学生を構成委員に加え、学生の意見を反映したオープンキャンパス委員会を開催している。⑥学生と教職員が協同で若者文化の醸成検討小委員会(IUK FRIENDS)を開催している。これらの広報活動によって、幅広い学生募集を展開することができ、大学全体で学生募集への意識が高まるなどの成果が上がっているが、今

後は志願状況の結果分析から取組みに対する効果の検証をしていく必要がある。(根拠資料 5-11「入試・広報課参事会議議事録」、5-12「課長補佐会議議事録」、5-13「平成 30 年度 学生募集戦略」)。

以上のように、学部、学科・研究科ごとの適切な定員の設定と学生の受け入れについては、常に改革を意識した検討を行い、収容定員関係学則変更届出書を 2018 (平成 30) 年 5 月に文部科学省へ提出した。さらに定員充足に向け、積極的な学生募集を展開するなど、適切な管理が行えるよう努めている。しかし、入学定員を充足できていない学部、学科・研究科があることから、大学全体として適切な定員管理について、さらなる努力が求められる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料，情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集及び入学者選抜試験の実施については、入試委員会及び入試実施委員会を定期的、あるいは必要に応じて開催し、入学試験の方法・種類、募集人員、入学試験問題の作成、入学試験の実施に関する点検・評価を規程に基づいて適切に行い、次年度の学生募集戦略の策定へとつなげている(根拠資料 5-2「鹿児島国際大学入学者選抜に関する規程」、5-13「平成 30 年度 学生募集戦略」)。

特に、多様な入学試験の実施状況を点検し、次年度の学生募集戦略につなげる PDCA サイクルを機能させるために、その都度、入試・広報課が志願者数などの情報をまとめ、入試委員会、入試実施委員会、教授会、大学評議会に報告し、全学的に情報を共有している。

具体的には、入学志願者数・入学者数などのデータに基づき、各学部の入試制度検討委員会等で入学者選抜試験に関する点検・評価を行い、次年度の募集人員、各入学試験の要項、推薦入学試験の指定校選定などを審議している。その後、入試実施委員会及び入試委員会において、審議内容を確認するとともに改善・検討が必要な事項の精査を行っている(根拠資料 5-14「平成 29 年度第 1 回入試委員会及び入試実施委員会議事録」)。このような手続きを経て、最終的に入試委員会が次年度の方針を審議・決定し、それを各教授会の審議に諮ることにより、次年度の入学者選抜について適切に実施できるよう、PDCA サイクルを機能させる体制を構築している。(根拠資料 5-13「平成 30 年度 学生募集戦略」)。

研究科においても、学生の受け入れ方針に基づいて、学生募集と入学者選抜を実施している。学生募集及び入学者選抜試験の実施について、学長を委員長とする大学院入試委員会で審議している(根拠資料 5-4「鹿児島国際大学大学院入学者選抜に関する規程」)。

試験実施後は、同委員会が点検・評価を適切な根拠に基づいて行い、その結果は次年度の入学試験に反映させ、大学院研究科会議での審議を経ることで、PDCA サイクルを機能させる体制を構築している。具体的には、12月に大学院入試委員会が、入学志願者数・入学者数等のデータ等に基づき、入学者選抜試験に関する点検・評価を行い、次年度の募集人員、各入学試験に関わる要項などを審議している（根拠資料 5-15「平成 29 年度第 3 回大学院入試委員会資料，議事録」）。最終的に大学院研究科会議での審議を経ることにより、次年度の入学者選抜が適切に実施できるよう、PDCA サイクルを機能させる体制を構築している。

学生の受け入れの適切性は、入試委員会や企画・国際課などの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき、「企画部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の学生の受け入れの部分を取りまとめ、全学的に検証を行っている。本報告書第 2 章「内部質保証」で述べたように、「企画部会」は、自己点検・評価委員会に設置された 6 つの実施部会の 1 つである。検証の一例を紹介する。「企画部会」は運営委員会での総括を踏まえ、平成 29 年度自己点検・評価報告書（中期ビジョン用）で、これまで着手されてこなかった「学費等減免制度の見直しと新規導入（同一学園推薦入試，HONORS 特待生入学試験等）」を、次年度の目標に加えることを入試委員会に指導した。この指導により、入試委員会において、2019（平成 31）年度入試から、関連規程を見直し、学費等減免制度を拡充・新設した（根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」，2-12「平成 29・30 年度自己点検・評価報告書（中期ビジョン用）」基準 5 pp.11-12・11-12，2-9「平成 29 年度自己点検・評価実施部会議事録」企画部会）。

なお、国際文化学科の定員変更の経緯については、本報告書第 2 章点検・評価項目③及び本章点検・評価項目③で詳述している。

(2) 長所・特色

ア 多様な学生募集を展開している。①『大学案内』その他のパンフレット類の作成 ②ホームページでの入試情報の公表 ③各種進学情報媒体の利用 ④教職協働による高等学校訪問 ⑤業者主催進学説明会の強化 ⑥高等学校教員対象の進学説明会，⑦学内及び県内，離島，県外におけるオープンキャンパス開催 ⑧学生と教員等による高等学校（母校）訪問 ⑨出張講義等への積極的参加 ⑩県外駐在員の配置。国際的な広報活動としては⑪海外オープンキャンパスの開催（大連，台湾）⑫海外における交流拠点の拡大 ⑬国際交流に協力する海外在住者の配置 ⑭本学卒業外国人留学生との交流会などである。これらの取組みにより、大学の知名度向上を図り、国内外で幅広い学生募集活動につながるなどの成果を上げている。

イ 組織的な学生募集活動及び広報活動を展開するため、相当な人的資源を投入している。①教職協働による高等学校訪問強化のため、入試・広報課参事の併任発令及び入試・広報課参事会議の定期的開催，②入試・広報課職員の各学科広報担当への配置及び各学科のリーフレットの作成，③課長補佐会議の中での広報担当補佐会議の定期的開催，④学生の主張コンテスト（キャッチコピー部門，プレゼンテーション部門）の実施，⑤在学生を構成委員に加えたオープンキャンパス委員会

開催，⑥学生と教職員の協同による若者文化の醸成検討小委員会（IUK FRIENDS）の開催，などである。

(3) 問題点

ア 入学定員を充足できていない学部，学科が増えており，このような学部，学科の教育内容を魅力的なものに改善する必要がある。そのため，2018（平成 30）年度に大学改革検討委員会規程の改正を行い，大学改革検討委員会で本学の改革のための諸課題（例：学部，学科の改組や入学定員及び収容定員の見直し等）を学長が中心となって恒常的に討議できる体制を整備した。今後，本学の運営及び教育研究に関する重要な改革は，この委員会で討議される。

イ 現在本学は，文部科学省がまとめた「高大接続システム改革会議（最終報告）」を踏まえ，高大接続改革の着実な実現に向けて，「学力の 3 要素」（1．知識・技能，2．思考力・判断力・表現力等の能力，3．主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を念頭におき，整合性を担保しつつ，多様な学生を多面的に評価できる入学者選抜を実施している。今後は，多様な学生をより適切に評価できる選抜方法に関する調査を行い，本学の入学者選抜実施方法の見直しを検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の学生の受け入れ方針は，本学の理念・目的を実現するための学位授与方針にかなった，修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。また，障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針を制定し，配慮を必要とする受験生への事前相談を行い，受験または修学において不利益が生じないよう合理的配慮を行っている。

大学，各学部，学科・研究科の学生の受け入れ方針，学生募集及び入学者選抜の方法は，『大学案内』等の刊行物やホームページ等に公表している。さらに，『入学試験要項』を作成し，入試情報の公開を積極的に行っており，学生募集及び入学者選抜を公正に行っていると判断できる。

学生募集については，教職協働による高等学校訪問，学内，県内，離島，県外，海外でのオープンキャンパスの開催，県外駐在員の配置等広く学生募集に関わる活動を展開している。また，入試・広報課参事会議，課長補佐による広報担当補佐会議及びオープンキャンパス委員会を定期的に開催し，若者文化の醸成検討小委員会を学生と教職員の協同で開催しており，組織全体で学生募集活動及び広報活動を行っている。

入学者選抜の実施においては，各学部の入学者数が入学定員と大幅にかい離することがないように，各学部の入学者判定委員会が入学者判定の原案作成を行い，各学部教授会に諮られ慎重な合否判定を行い，最終的に学長が決定している。また，研究科においても，入学者判定を大学院研究科会議において慎重に行い，最終的に学長が決定している。

学生の受け入れの適切性については，企画部会で適切性を検証し，必要に応じ各部局・関係委員会等に指導を行っている。

入学定員及び収容定員の適切な設定と管理については，過去 5 年間の入学定員に対す

る入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学科がある。中期ビジョンを策定する際に、時代に即した学部、学科の再編について審議する過程で、大学経営基盤の安定・強化を図るために国際文化学科の入学定員を 140 名から 120 名に変更した。さらに留学生の受け入れ等の努力も続けており、定員充足率の改善が見込まれる状況となっている。今後も他の学科も含め、入学定員及び収容定員の適正な管理について、さらなる努力が必要であると考えます。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、大学の理念・目的及び各学部、研究科の教育研究上の目的に基づき、大学として「求める教員像」と、各学部、研究科の「教員組織の編制方針」を定めている。「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」は、大学運営会議、学部長会議での検討と、各学科会議、教授会、大学院研究科会議及び大学評議会での審議を経て、最終的に学長が決定した。なお、「求める教員像」と「教員組織の編制方針」は、大学ホームページにおいて公表している（根拠資料 6-1「ウェブ」求める教員像および教員組織の編制方針, 6-2「平成29年度第5回大学評議会議事録」）。

大学が「求める教員像」については、「本学の基本理念・目的やそれに基づく3つのポリシーを理解し、教学ミッションの取組みに注力しつつ、『スチューデントファースト』をモットーに学生の人的成長に尽力する者」等、4つの項目を明示している。

各学部、研究科の「教員組織の編制方針」については、例えば経済学部の場合、編制方針として、『大学設置基準』等関連法令に基づき、適切に教員を配置する」や、「教員の年齢及び性別等の構成に著しい不均衡が生じないように配慮するとともに、国際化の要請にも柔軟に対応する」等、6つの項目を明示している。福祉社会学研究科の「教員組織の編制方針」も6項目からなり、その方針には、「福祉社会に関する深い学識及び卓越した能力をもつ実践家や研究者の養成のために、専門分野等のバランスを考慮しながら、適切に教員を配置する」等が含まれている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

・各学位課程の目的に即した教員配置（男女比等も含む）

・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教

授又は助教)の適正な配置

- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点4：教職・資格課程の運営体制

職員組織については、学則第42条～第45条において、大学院の管理運営組織については、大学院学則第47条～第50条の3において、教育研究に係る役割分担、権限と責任の所在を明確化している（[根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則](#)、[1-5「ウェブ」鹿児島国際大学大学院学則](#)）。

本学は学科目制を採用しており、教員は、経済学部33名、福祉社会学部35名、国際文化学部28名の合計96名で構成され、大学設置基準に定められた基準（91名）を上回る教員を配置している。だが、国際文化学部音楽学科において、専任教員1名の退職に伴い、2018（平成30）年3月31日付で設置基準上の必要専任教員数が1名不足する事態となった。そのため、「鹿児島国際大学教員選考規程」に基づき、2018（平成30）年度に教員公募を行い、2019（平成31）年4月1日付で教員1名が採用される予定である（[大学基礎データ表1](#)）。

研究科教員については、学部専任教員が兼務しており、経済学研究科24名、福祉社会学研究科18名、国際文化研究科26名の合計68名と、大学院設置基準に定められた基準（22名）を上回る研究指導教員を配置している（[大学基礎データ表1](#)）。

大学全体では60歳以上の教員の比率が52.1%であるのに対し、福祉社会学部においては60歳以上の教員の比率が62.9%と高くなっている。こうした状況を改善するため、同学部の社会福祉学科の教員として、2019（平成31）年4月1日付で30～40代の教員を2名採用する予定である（[大学基礎データ表5](#)）。なお、本学の教員に占める女性の割合は19.8%である。

また、学部における授業担当コマ数を標準6コマに定めている。学科ごとの平均コマ数は、経済学科5.5、経営学科6.03、社会福祉学科6.65、児童学科6.13、国際文化学科5.74、音楽学科5.88のように教員の負担に配慮している。さらに、必要に応じて特別任用教員や客員教員、非常勤講師を採用し、教員間の負担の調整を図っている（[根拠資料 6-3「専任教員担当コマ数」](#)、[6-4「鹿児島国際大学特別任用教員に関する規程」](#)、[6-5「鹿児島国際大学客員教授・客員研究員規程」](#)、[6-6「鹿児島国際大学客員教授・客員研究員規程施行細則」](#)）。

共通教育に係る重要事項は、各学部から選出された教員から構成される共通教育運営会議、各教授会及び大学評議会において審議している。また、教職・資格課程については、教職課程・教育実習委員会、福祉実習委員会、学芸員等実習委員会及び各教授会において、各免許・資格に関する審議と報告を行っている（[根拠資料 6-7「ウェブ」大学組織図](#)、[6-8「鹿児島国際大学共通教育運営会議規程」](#)）。

以上のように、本学では、大学の「求める教員像」及び各学部、研究科の「教員組織の編制方針」に従い、設置基準及び学校教育法、関係規程に基づき、且つ年齢構成に配

慮した採用を行うことにより、適切に教員組織を編制している。

点検・評価項目③：教員の募集，採用，昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授，准教授，助教等）ごとの募集，採用，昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集，採用，昇任等の実施

教員の採用については「鹿児島国際大学教員採用人事規程」で、昇任については「鹿児島国際大学教員昇任人事規程」で、学長が主宰する人事委員会で選考作業を進めることが明確に規定されている。人事委員会は、①学長 ②副学長 ③学園理事1名 ④採用・昇任対象者の所属学部長 ⑤大学事務局長 ⑥学長が指名する採用予定科目に関係する本学教授1名によって構成されることが定められている。ただし、昇任に関する人事委員会の場合は、⑥の委員は置かないこととしている（根拠資料 6-9「鹿児島国際大学教員採用人事規程」、6-10「鹿児島国際大学教員昇任人事規程」）。

採用人事は、学部長が教授会の審議を経て学長に要望する場合と、学長が教育・研究上必要と判断する場合に起こされ、学長は理事長にその旨を発議する。理事長の承認を得たうえで、学長は採用人事を採用人事委員会に発議する。募集方法は公募又は推薦とし、採用予定科目ごとに開催される採用人事委員会が、業績審査、模擬授業、実技試験や面接を行い、業績、科目適合性等について厳格に審査し、審議のうえ採用適格と判断した採用候補者について、学部長が教授教授会に提案し、審議する。学長は、学部長からの審議結果の報告を受け、採用候補者を理事長に推薦し、理事長が採用の可否を決定する。採用の審査基準については、「鹿児島国際大学教員資格選考基準に関する内規」で職位ごとに規定している（根拠資料 6-11「鹿児島国際大学教員資格選考基準に関する内規」）。

昇任人事は、教員が所属学部長と相談のうえ昇任申請を提出した場合と、学長が所属学部長等との協議を経て、昇任妥当と判断した教員の同意を得た場合に、学長は昇任人事を昇任人事委員会に発議する。昇任人事委員会が、審議のうえ昇任適格と判断した審査対象者について、学部長が教授教授会に提案し、審議する。学長は、学部長からの審議結果の報告を受け、審査対象者を理事長に推薦し、理事長が昇任の可否を決定する。昇任の審査基準及び申請手続きについては、「鹿児島国際大学教員資格選考基準に関する内規」及び「鹿児島国際大学教員の資格審査（昇任）申請手続きに関する細則」に定められている（根拠資料 6-11「鹿児島国際大学教員資格選考基準に関する内規」、6-10「鹿児島国際大学教員昇任人事規程」、6-12「鹿児島国際大学教員の資格審査（昇任）申請手続きに関する細則」）。

研究科教員については、教員の能力・資質を厳格に担保するため、「研究指導教員資格審査に関する申合せ」において教員資格を明確にしている。なお、学部の専任教員が研究科の論文指導教員になる場合は、資格審査委員会の審査と研究科会議の審査を経て決

定している（[根拠資料 6-13「各研究科の研究指導教員資格審査に関する申合せ」](#)）。

以上のように、本学では、基準及び手続を定めた規程及び法令に基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD活動については、2000（平成12）年4月に開始された有志教員（10名程度）による教授法研究会の活動が出発点となっている。この活動を拡大させる形で、2004（平成16）年4月からパイロット授業（実験的公開授業）を開始した。その後、この取り組みの成果に基づき、2004（平成16）年12月に、全教職員・全学生参加による授業改善活動（FD活動）を次年度から開始することを決定している。また、FD活動を全学的に推進するため、2005（平成17）年1月に、FD委員会を設置した（[根拠資料 6-14「ウェブ」大学教育と情報 2009年度 Vol.18 No.1（通巻126号）](#)）。

さらに、全教員による授業公開、全教職員による公開授業参観、全教員の授業科目を対象とする授業アンケートの実施といった本格的なFD活動を展開するため、2006（平成18）年4月に、FD委員会を発展的に解消し、FD活動を推進する部局として「教育開発センター（現 研究教育開発センター）」を設置した。

研究教育開発センターの主な事業は、①教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案 ②教育内容及び教育方法の改善の支援及び推進 ③教育効果の評価方法の開発及び実施等である。センター長と副センター長、各学部の教員が務めるセンター員及びワーキンググループメンバー等が、以上のような事業を進めている。また、センター事業と各学部、学科との連携を強めるため、各学科の学科長をセンター協力員として置いている（[根拠資料 6-15「鹿児島国際大学研究教育開発センター規程」](#)）。

FD活動の主な内容は、以下のとおりである。

ア 授業公開・授業参観の実施

全教員（専任教員及び非常勤講師）によって公開される各学部の授業を他の教員が参観し、その後、担当教員と意見交換等を行っている。教員相互の教授能力を啓発することが目的である。なお、教育施設・設備の改善を図る等の理由から、事務職員も授業参観を行っている（[根拠資料 6-16「平成30年度 前期 授業参観の登録について」学内メールインフォメーション掲載](#)）。

イ 授業アンケートの実施

全教員の授業において、中間授業アンケートと学期末授業アンケートを実施し、授業の点検・改善を図っている。中間授業アンケートは、任意の形式の質問項目

内容で学期の中間に実施し、学期期間中に担当教員が授業の点検・改善を行うために活用している。

学期末授業アンケートは、学部においては、各担当教員が指定した1つの科目で行われてきたが、2016（平成28）年度後期からは、全教員が演習を除くすべての科目で実施するように変更された。なお、学期末アンケートの演習以外の全科目での実施と同時に、アンケート用紙に手書きで記入するという回答方法の変更を行った。2016（平成28）年度後期以降、学生はパソコンやスマートフォン等を利用して、学生ポータル（Live Campus）から履修科目の授業アンケートに回答している。

回答方法の変更後、学期末授業アンケートの自由記述欄（「この授業で良いと思った点」と「この授業で改善してほしいと思った点」を自由に記載できる欄）への受講生による書き込みが増加傾向にある。以上から、回答方式の変更により、各担当教員が従来よりも授業の点検・改善のための手がかりを得やすくなったといえる。

学期末授業アンケート結果は、担当教員にはポータルシステムを通じて通知される。各担当教員は、ポータルシステムから「教員所見」欄に、アンケート結果を踏まえた授業の自己評価や授業改善の方針等を記入する。さらに、授業アンケート結果等を踏まえ、次年度のシラバスに前年度の授業の自己評価等も記載する。これら一連の手続きにより、授業アンケートが実質的な授業の点検・改善に直結するようにしている。

なお、学期末授業アンケートの科目別集計結果と各担当教員が記載した所見は、研究教育開発センターで取りまとめ、学生と教職員に公表している。

研究科においては、2012（平成24）年度後期以降、各教員が担当科目（演習やワークショップ等は除く）の自己評価をフィードバックシートに記入し、各大学院研究科会議でその集計結果をもとに、授業やその改善の在り方の検討等を行っていた。しかし、学期末授業アンケートは未実施であった。こうした状況を改善するため、2017（平成29）年度に大学院研究科会議で審議を行い、2018（平成30）年度から学期末授業アンケートを実施することが決定された。なお、同学期末授業アンケートは、各科目の受講生が少ないため、アンケート回答者が特定されないよう、科目ごとではなく、受講生一人につきアンケート用紙1枚を使用し、各学期に履修した科目全般にわたる授業アンケートとして行っている（[根拠資料 6-17「授業公開システム『FDプログラム（授業公開・参観，授業アンケート）』](#)、[その他関係資料](#)、[根拠資料 6-18「シラバス様式」](#)）。

ウ FD 講演会・FD セミナーの開催

研究教育開発センターが、初年次教育やアクティブ・ラーニングなどのテーマで、FD 講演会及びFD セミナーを企画・開催し、教員の資質向上のための機会を毎年度提供している。

直近では、2019年（平成31）年2月28日に「大学における初年次教育のデザイン」という演題で、FD 講演会が行われた。同講演会に参加した教員からは、「授業のやり方を変えるという意識を全教職員が持ち、改革を進めねばならないと痛

感した」「異なる専門分野の学生の協働，探究型の高大連携，クラスづくりが深い学びにつながる」といった感想が寄せられている（根拠資料 6-19「ウェブ」IUK NEWS（初年次教育をテーマに，FD 講演会開く），FD 講演会 全アンケート）。

以上のような取組みに加え，2018（平成 30）年度から，新任教員を対象とした FD に関する研修会（FD ミニセミナー）を新たに開催している。

エ 教員提案制度の実施

「鹿児島国際大学教育改革に関する教員提案制度実施要綱」（2016（平成 28）年 5 月 25 日承認）を制定し，専任教員による大学教育改革に関する提案を奨励している。提案は，①教学改善に関するもの ②教育環境の整備に関するもの ③その他有効な教育改革及び改善に関するものとし，全学的な視点から教育の向上を図ることを目的としている。

採択例には，小冊子『レポートの書き方』の作成・配布（2017（平成 29）年度）がある。本学教員が作成したレポートの基本的な書き方についての小冊子を，すべての学生・教員に配布し，活用を促している。また，「大福帳」の作成・活用（2016（平成 28）年度）も採択されている。授業の振り返り等に利用できるよう，本学教員が作成した「大福帳」の活用を教員に促した（根拠資料 6-20「鹿児島国際大学教育改革に関する教員提案制度実施要綱」，6-21「2017（平成 29）年度第 2 回教員提案制度審査委員会議事録」，6-22「『レポートの書き方』に関する小冊子の作成・配布」）。

オ 研究情報の公表

専任教員の研究情報の公表を行っている。具体的には，各教員の直近 5 年間の研究業績，社会的活動状況などを大学ホームページの鹿児島国際大学研究者データベース（以下，「研究者データベース」という）で公表している（根拠資料 2-25「ウェブ」情報公表（修学上の情報等））。

その他，教員の資質向上や研究活動の活性化を図るため，以下のような教員の研究活動を支援・評価する諸制度の整備を行っている。まず，教員の研究実績等を評価し，その結果に応じて研究費を加算する「研究実績加算制度」を 2012（平成 24）年から実施している。また，研究成果を挙げた教員に出版機会を提供するため，「出版助成制度」を 1996（平成 8）年から設けている。さらに，一定期間，学術研究・調査等に専念できるように，「国外留学，国内留学及び在宅研修の学外研修制度」も 1984（昭和 59）年から設けている。これらの制度については，本報告書第 8 章点検・評価項目④で述べる。

以上のように，FD 活動を組織的且つ多面的に実施し，教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員・教員組織の適切性は、研究教育開発センターや総務課などの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき、「教育研究部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の教員・教員組織の部分を取りまとめ、全学的に検証を行っている。本報告書第2章「内部質保証」で述べたように、「教育研究部会」は、自己点検・評価委員会に設置された6つの実施部会の1つである。

検証の一例を紹介する。「教育研究部会」は運営委員会での総括を踏まえ、2017（平成29）年度に総務課に対し、教員組織の編制に関する方針に基づいた適正な教員配置を行うことを求めた。その結果、所属教員が全員50歳以上であった社会福祉学科の教員採用人事（2018（平成30）年度）では、年齢構成に著しく偏りが出ないように、30～40代の教員が2名採用される予定である（根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」基準 6 pp. 3-4・3-4, 2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」教育研究部会）。

上記の例は、学長の指示のもと自己点検・評価運営委員会が自己点検・評価活動のマネジメントを行い、実施部会が各部局・関係委員会等による自己点検・評価の適切性を検証し、改善・向上につなげるという、全学的なPDCAサイクルによる内部質保証の取り組みとして位置付けられる。

(2) 長所・特色

ア 教員の採用・昇任を審査する際、学内だけでなく、学外の業績審査員にも研究業績等の審査を依頼している。採用人事においては、書類審査、業績審査及び面接だけでなく、模擬授業または実技試験も課し、本学の教員にふさわしいか審査している。

イ 2016（平成28）年度に、教育改革に関する「鹿児島国際大学教育改革に関する教員提案制度実施要綱」を制定し、専任教員による大学教育改革に関する提案を奨励する「教員提案制度」を実施している。

(3) 問題点

ア 従来、学期末授業アンケート（学部）の結果は、各担当教員による授業改善のために個別に活用されてきた。他方、大学全体での授業アンケート結果の共有・活用については十分とはいえない状況にある。こうした状況を改善するため、2018（平成30）年度から、教授会及び大学評議会で、授業アンケート結果の全体的傾向等や、授業の計画・実施の際に全担当教員があらためて注意を払うべき点について周知徹底を図るという取り組みを開始したところである。

イ 研究者データベースについては、各教員が毎年度4月末までに、研究業績等の情報を更新することになっている。しかし、定期的な更新が滞る教員がいるため、

対応策を今後検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」に従い、設置基準、学校教育法及び本学の諸規程等に基づき、専門性や業績等を考慮した採用の手続を公正かつ適切に行い、教員組織を編制している。

FD活動については、2000（平成12）年4月に開始された有志教員による教授法研究会の活動が出発点となっている。この活動を全学的に推進するために2005（平成17）年1月にFD委員会を設置し、2005（平成17）年度から全学的なFD活動を開始している。その後、2006（平成18）年4月に、FD活動を推進する部局として「教育開発センター」（現研究教育開発センター）を設置した。研究教育開発センターの統括のもと行っている学期末授業アンケート（学部）の結果は、各担当教員に通知され、授業の改善等に役立てられている。また、FDセミナー及びFD講演会を本学教員の要望に合わせて適宜企画・実施している。

教員組織の適切性の点検・評価については、自己点検・評価規程を基に、認証評価機関の基準に基づいて設置された実施部会の1つである教育研究部会において、毎年度実施している。

以上により、本学の教員・教員組織は、同基準を概ね充足していると考えられる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的，入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

評価の視点2：本学への進学希望者及び本学の学生が障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学びあえるように大学としての方針の適切な明示

本学は理念・目的のもと、学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整え、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行えるよう、学生支援に関する方針を定めている。学生支援に関する方針は、「修学支援に関する方針」「生活支援に関する方針」「進路支援に関する方針」のように、テーマごとに方針を定めている。「生活支援に関する方針」では、例えば、「学生からの心身の健康や生活上の問題に関する相談に対応し、適切なカウンセリングを行う」ことを掲げている（根拠資料 7-1「ウェブ」学生支援に関する方針）。

本学はまた、「障がいのある学生の受入れ及び支援に関する方針」を定め、障がいのある学生を数多く受け入れている。方針では、例えば「障がいを理由に受験又は修学を断念することがないように修学機会の確保に努める」ことを明記している（根拠資料 5-8「ウェブ」障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針）。

本学では、学生支援方針の策定までは、各部局・関係委員会等が所管する内容や課題について審議し、その都度最善の支援活動を行ってきた。一方、近年、障がいのある学生が数多く在籍するなど多様な学生が増加している。こうした事態に適切に対応すべく、「学生支援に関する方針」について、2016（平成 28）年度から各部局・関係委員会等において検討を始め、2017（平成 29）年度に教授会、大学院研究科会議及び大学評議会での審議を経て学長が決定した。その狙いは、修学支援、生活支援、進路支援のそれぞれを学生支援として一体的に捉え、「学生一人ひとりが学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、大学の基本理念・目的に基づいてキャンパスライフの満足度を高め、人間的成長を促し社会人としての自立に向けた支援を行う」という基本理念を実現することにある（根拠資料 6-2「平成 29 年度第 5 回大学評議会議事録」）。

学生支援に関する大学の方針は、本学ホームページ上で公表するとともに、保護者懇談会資料等で周知を図るなど、広く学内外へ明示している（根拠資料 7-1「ウェブ」学生支援に関する方針、1-9「大学生生活のしおり（保護者懇談会資料）」p.4）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は

整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・補習教育，補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・各種実習に対する支援

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備（学生の心身の健康，保健衛生及び安全への配慮）
- ・ハラスメント（アカデミック，セクシュアル，モラル等）防止のための体制の整備

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学では、学生支援に関する方針を具現化するために、2005（平成17）年に学生総合支援センターを設置して教職員を配置している。各部局で所管する内容について審議する委員会として、それぞれ学生課には学生委員会、教務課には教務委員会、実習支援課には教職課程・教育実習委員会及び実習運営委員会、就職キャリアセンターには就職キャリア委員会及びインターンシップ・フィールドワーク委員会を置いている（[根拠資料 6-7「ウェブ」大学組織図](#)）。

また、学生部管轄で保健室と学生相談室を配置している。特に学生相談室では、専門的な支援が行えるように学外専門相談員（臨床心理士）が常駐して相談業務を行っている。

本学ではクラス担任制を敷いており、学生が修学上の問題や学生生活上の問題について、クラス担任から指導助言を受けることができる（[根拠資料 1-6「学生便覧」p. 26, 7-2「平成30年度クラス担任一覧」](#)）。

また、障がいのある学生に対する支援として、入学前から当該学部長、学科長、入試・広報課、総務課、学生課及び教務課が連携して本人及び保護者と面談を実施している。

入学後も保健室を通じて当該学生からの要望や配慮事項の確認と対応を行い、学生総合支援センター、総務課、産学官地域連携センターと福祉社会学部学生支援委員会による学生ボランティア・障がいのある学生支援連絡会議を定期的を開催するなど授業・学生生活全般の支援体制をとっている（根拠資料 5-9「身体に障がいを有する入学志願者との事前相談」）。

さらに、国際化ビジョンに基づき留学生の受入環境を整備するため、企画・国際課国際交流支援室に中国語で学生支援が対応可能な専任職員を常駐させ、留学生の支援と相談にも力を入れている。

以下に、本学の学生支援の実態について詳細な報告をする。

① 修学支援

ア 補習教育，補充教育

A0・推薦入試合格者等に対して、スムーズに大学生活に入れるよう入学前教育（ウォーミングアップ学習）を実施している。

また、学生の基礎学力向上対策として、基礎力アップ学習会（国語，数学，英語）を前・後期にそれぞれ各教科週1回（全10回）開講している。全学生から受講生を募っており、教務課が新生ゼミナール等の担当教員との連携を図りながら、基礎学力に不安を感じている学生に受講を促している。2018（平成30）年度は延べ207人の受講申込みがあった（根拠資料 7-3「平成30年度ウォーミングアップ学習」、7-4「基礎力アップ学習会」）。

イ 正課外教育

正課の授業プログラムである「国際ビジネスとグローバル英語プログラム」の他に、正課外である英語圏留学講座を2017（平成29）年度に開講した。初年度は週4回、2018（平成30）年度は週3回開講されており、学生はTOEIC700点以上相当を目標に取り組んでいる。なお、受講生のうち、2018（平成30）年度は、2名が英検2級に、1名が英検準1級に合格した。また、IELTSを受験した2名の受講生に対して、受験に掛かる交通費半額を補助した（根拠資料 7-5「2018年度『国際ビジネスとグローバル英語』プログラム案内」、7-6「英語圏留学講座」）。

さらに、経済学部では特別プログラム（公務員・教員採用試験支援等）、福祉社会学部では社会福祉士国家試験対策講座等の学科プロジェクトを実施し、免許・資格取得支援体制の充実を図っている。例えば、2017（平成29）年度の経済学部における特別プログラムでは、公務員採用試験に2名、教員採用試験に1名合格するなど合計で13名の学生が成果を上げている。福祉社会学部では、社会福祉士国家試験の合格率が37.4%と全国平均（30.2%）を上回った。

国際文化学部では、ニンテンドーDSを用いて、日本語検定の合格を目指している。2017（平成29）年度は、大卒から社会人中級レベルの日本語力が問われる2級に3名、3級に15名が合格している（根拠資料 7-7「経済学部特別プログラム」、7-8「社会福祉士国家試験対策講座」、1-12「ウェブ」大学案内 p.14・pp.50-51）。

ウ 留学生に対する修学支援

外国人留学生の支援事業として、日本語特別プログラムによる補充教育、基礎

力アップ学習会（日本語）、日本語課外教室による正課外の教育支援を実施している。基礎力アップ学習会（日本語）は、前・後期にそれぞれ週2回（全12回）開講している。また、日本人学生と留学生との交流を目的として、留学生向けに日本語課外教室は国際交流会館で週1回実施している（根拠資料 1-8「ウェブ」履修要項 p.259, 7-9「日本語課外教室」）。

エ 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生の支援方針に基づき、ノートテイク研修会を開催し、研修会受講学生を聴覚障がい学生支援のためのノートテイカーとして配置している。また、学生ボランティア支援センターの登録学生が、支援を希望する障がいのある学生にボランティア活動を行うことができる体制を整えている。また、在学生に対しては、保健室で支援相談を行い、配慮内容を教授会で周知し、別途に科目担当者へ配慮依頼を行うなど教職員間や学生対応部局間で情報交換を図り、障がいのある学生への支援の充実を図っている（根拠資料 5-8「ウェブ」障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針, 7-10「平成30年度ノートテイク研修会報告書」, 7-11「平成30年度学生ボランティア支援センターの活動状況等について」）。

オ 成績不振者、留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と指導

各学科において、休・退学者の状況を把握し、退学率改善の対策を策定した上で、クラス担任又は演習担当教員が学生の授業出席状況・単位修得状況を確認しながら、修学相談、休学・退学の相談を実施している。

本学では、研究教育開発センターが中退ハイリスク学生の早期発見・早期対応のため、出身高等学校等の情報（評定・欠席率等）を新入生ゼミナール担当教員に提供しており、2年次以降も履修講義科目の出席状況をクラス担任等に情報を提供している。その他、学修支援及び学生支援等の検討に活用できるIRデータを提供している。また、出席不振・学業不振等の学生には、指導教員（クラス担任もしくは演習担当教員）が面談を行い適切な指導に努めている。また、これら学生との面談状況・内容は、教務委員会、学科会議で報告し、修学支援を必要とする学生の状況把握に努めている。特に、学期GPAが一定値以下の学生にはクラス担任又は演習指導教員が面談を実施し、必要な学習支援を行っている。これらの結果、全体の退学率は2015（平成27）年度に3.8%であったが、2016（平成28）年度は3.4%、2017（平成29）年度は3.1%に改善している（退学率は各年度の4月1日現在）（根拠資料 2-16「平成29年度 IR情報提供一覧」, 7-12「担当学生の出席状況等の情報提供」）。

また、退学率改善の対策を策定するにあたり、2015（平成27）年度にNPO法人NEWVERYと連携して、退学率が特に高い経済学部学生の実態把握と分析を行った（根拠資料 7-13「中退予防コンサルティング最終報告書」）。分析結果（1年次の前期から学業不振に陥る学生が多く、大学に来なくなる前に接触することが重要）をもとに、早期の中退予防の施策として、2016（平成28）年度から全学科の新入生ゼミナールにSAを配置し、問題を抱えた学生の把握と対処に努めている。本学では、SAの資質向上を目指した定期的な研修会の開催など、SAの採用・育成・配置に組織的に取り組んでいる。さらに、2017（平成29）年度から修学支援員を配

置し、休学中の学生や長期間欠席を続けている学生とその保護者へ連絡や相談を行い、休学者の復学や長期欠席者の修学支援等を実施している。これらの結果、1年生の退学率は2015（平成27）年度に4.4%であったが、2016（平成28）年度は4.1%、2017（平成29）年度は2.8%に改善している（退学率は各年度の4月1日現在）（根拠資料7-14「平成29年度SA（新入生ゼミナール担当）募集」、7-15「SA研修会」、7-16「平成29年度修学支援員活動報告」）。

カ 奨学金その他の経済的支援の整備

本学で取り扱う奨学金としては、日本学生支援機構、同窓会奨学財団、縣市町村教育委員会、民間諸団体の各種奨学金がある。本学では、学生約1,600名がこれらの奨学金の貸与・給付を受けて学生生活を送っている。一人でも多くの学生が経済的な支援を受けられるよう、奨学金情報は学生ポータル・掲示板での告知に加え、ゼミ等での案内を教員に依頼しており、周知には万全を期している（大学基礎データ表7、根拠資料1-6「学生便覧」pp.43-45）。

さらに、本学独自の学費等減免制度として、特待生制度、特別奨学生制度、さらにHONORS特待生制度、入学試験成績優秀者、経済的理由等により修学困難な者、緊急的事情等により修学困難な者、留学生に対する学費等減免制度等を設けている。2018（平成30）年度からは、検定資格取得を目指す学生が在学中に、より上位の検定資格を取得した場合の減免制度を新設するなど経済的支援の整備、充実を図っている（大学基礎データ表7、根拠資料1-12「ウェブ」大学案内pp.64-65、5-1「入学試験要項」pp.41-42・pp77-79・112-114、5-6「検定資格取得者に対する授業料減免規程」、5-7「検定資格取得者に対する授業料減免に関する細則」）。

キ 各種実習に対する支援

教職、福祉関係及び資格課程の履修、各種実習、諸資格取得のための申請に関する様々な支援、相談を供するため、学生総合支援センター内に教務部実習支援課を設置している（根拠資料1-6「学生便覧」pp.23-24）。

② 生活支援

ア 学生の相談に応じる体制の整備

学生からの生活上の相談を受ける組織には、学生部学生課と学生部が管轄している学生相談室及び保健室がある（根拠資料1-6「学生便覧」pp.46-47・52-53）。

保健室では、専門の職員が、学校保健安全法に基づく定期健康診断のほか、日常的な怪我や体調不良等の処置・対応、健康相談、保健指導等を行っている。

健康診断では、4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施している。結果に基づく事後指導により、学生の健康の保持増進を図っている。また、同時期に学生相談員が中心となって新入生を対象にUPI（心理的スクリーニング）を実施し、メンタル面に問題を持つ学生の把握に努め、面談によるフォローへと展開させている（根拠資料7-17「UPI面談対象者一覧」）。

学生相談室では、学生相談員として本学専任教員3名に加え、学外専門員（臨床心理士）3名の計6名体制で、業務にあたっている。全学生に対し、4月及び9月のオリエンテーション時に学生相談室のリーフレットを配付し、学生相談室

の周知を図っている。

4月のオリエンテーション時に各学科主催の新入生歓迎パーティー等を開催している。新入生ができるだけ早期に友人・先輩を作る機会を提供すると同時に、学生と担任となる教員との間に相談しやすい関係を作るためである。

また、教育研究活動中の不慮の災害事故等への対応として、学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険による補償体制をとっている。

国際交流支援室では、留学生に対し、チューター制度、交流行事（歓迎会、地域との交流会、バスツアー等）、家賃助成、入国当初のSIMカード無料配付などの支援を行なっている。仲間づくりの機会を提供し、生活支援を行うことにより、留学生の日本での生活への不安を解消するためにこれらの事業を実施している（根拠資料 7-18「鹿児島国際大学『留学生チューター制度』に関する申合せ」、7-19「留学生のしおり、その他行事案内」）。

特に入学1年目の留学生が大学周辺に居住し、安心して大学生活を送れるように国際交流会館と学外宿舎の運用体制を整備している。

イ ハラスメント防止のための体制の整備

本学では、ハラスメントの防止及び排除のための措置とハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、2008（平成20）年に「鹿児島国際大学におけるハラスメントに関する規程」を定めた。ハラスメント委員会を中心にハラスメント防止の周知、全教職員参加の研修会などハラスメントのない環境づくりに努めている。学生相談室の相談員6名に加えて、各学科・研究科及び各部局より選出された相談員30名を配置している（根拠資料 7-20「鹿児島国際大学におけるハラスメントに関する規程」）。

特に2016（平成28）年度からは、新入生向けオリエンテーション期間中、人権教育の中でハラスメント防止講習等を含めた「キャンパスライフ研修会」を実施し、ほとんどの新入生が受講した。また、在学生向けオリエンテーション期間中、同様の説明会「学生生活の諸注意」を実施した。また、学生生活上のトラブル防止のための冊子を配付し、ハラスメントに関する啓発強化及び注意喚起を促している。

さらに、8月の学園主催のコンプライアンス研修会等では、学生指導を業務とする教職員を対象とする研修も併せて実施している（根拠資料 7-21「2018年版 新入生へのメッセージ（キャンパスライフ研修会配布資料）」、7-22「平成30年度オリエンテーション日程表（在学生用）」、7-23「コンプライアンス研修会」）。

③ 進路支援

ア 学生のキャリア支援を行うための体制の整備

本学は、初年次から卒業後までのキャリア形成・進路全般を支援する部局として、就職キャリアセンターを設置している。就職キャリアセンターでは、進路支援に関する方針に基づき産業カウンセラーとの意見交換を行うとともに、年間を通して就職キャリア委員会を開催し、支援上の課題や今後の支援方法について改善を行い、支援方策の充実に努めている（根拠資料 7-1「ウェブ」学生支援に関する

る方針，7-24「就職キャリア委員会規程」。

キャリア形成支援としては，①キャリアガイダンスの開催 ②キャリア相談 ③キャリアデザイン科目の配置 ④インターンシップを実施している（根拠資料 1-6「学生便覧」pp. 65-67）。キャリアデザイン科目は，全学共通教育科目の基礎科目として配置し，年次配当によって体系的に履修できるようにしている（根拠資料 1-8「ウェブ」履修要項 pp. 64・91・121-122・159・191・227）。特に，本学は 2015（平成 27）年度に地方創生を一層推進するために独自の取組み「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」が，文部科学省「地（知）の拠点（COC）」認定事業に採択されたのを契機に，2016（平成 28）年度新入生から「地域人材育成プログラム」を開設した。学生が地域の課題に取り組み，地域に関心と愛着を持つことで，将来地元就職して地域創生の中心となって活躍していけるよう，出身地（地元）でのインターンシップなどの国内インターンシップの充実を図っている（根拠資料 4-8「『地（知）の拠点（COC）』認定事業『フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム』」，7-25「平成 30 年度国内インターンシップ日程」）。

また，海外でのインターンシップ（大連，高雄，台北，香港，シンガポール）では，事前指導や助成金による支援を行い，就業力育成に取り組んでいる（根拠資料 4-8「『地（知）の拠点（COC）』認定事業『フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム』」）。

さらに，行政機関・自治体・産業界等との連携による多様なキャリア支援を実施している。航空業界との連携による「エアラインセミナー」，地域と協力し就業力を育成する「鹿児島空港での就業力育成研修」や「JA 鹿児島県連での就業力育成研修」「地域の商工業団体と連携した就業力育成研修」「3 日間社長のカバン持ち体験」，留学生の就業力を育成する「外国人留学生就業力育成研修」「鹿児島国際大学卒業企業経営者の会」と連携した就職講演会や模擬面接講座が，その具体例である。さらには，就職支援として「SPI 模擬試験（全学部・新 3 年生対象）への取組みを通じた学生の就業力向上」を実施している（根拠資料 7-26「3 日間社長のカバン持ち体験」，7-27「平成 30 年度就職キャリアセンター支援行事年間予定表」）。

イ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職キャリアセンターにおける就職活動支援は，進路支援に関する方針のもと，就職活動支援行事等の開催，各種情報の提供，就職先開拓，情報収集，進路登録手続き，各種就職相談，を実施している（根拠資料 1-6「学生便覧」pp. 65-67）。

ガイダンスでは，できるだけ早い段階で将来の目標を持てるよう，1・2 年次対象のキャリアガイダンスを実施し，学内外で様々な活動を体験する重要性を伝えている。また，就職環境の変化に対応するため，年間を通じた様々な就職ガイダンスを実施している。

特に 3 年生に対しては，本格的な就職活動に向けて，就職ガイダンス「スタートアップ」（5 月），「就職直前ガイダンス」（10 月）をはじめ，本学卒業企業経営

者の会と連携した模擬面接講座，就職内定者のパネルディスカッション及び座談会，業界・企業研究講座等を開催し，心構えや就職活動の具体的な内容についてアドバイスしている。本学主催の合同企業説明会は，3月と9月の年2回開催し，その中では福祉系施設・団体の参加枠拡大にも努めている。さらに，3年生の保護者には10月初旬に就職懇談会を実施し，連携強化を図っている（根拠資料 7-27「平成 30 年度就職キャリアセンター支援行事年間予定表」）。

公務員や教員を希望する学生に対しては試験対策講座の開講のほか，日商簿記 3 級講座，マイクロソフトオフィススペシャリスト講座，FP 技能士 3 級講座等の資格取得講座も実施している（根拠資料 7-27「平成 30 年度就職キャリアセンター支援行事年間予定表」，1-12「ウェブ」大学案内 pp. 50-51）。

外国人留学生についても，2017（平成 29）年度に出身国における海外インターンシップ（参加者数 6 名）を実施している。さらに，国内での就職に結びつくような就業力育成研修（参加者数 19 名）や，留学生インターンシップ（参加者数 7 名）を実施し，国内での就職支援も充実させている。なお，第 9 章で詳述する国際化ビジョンにおいて，留学生の国内就職率 20%（約 15～20 名）を数値目標に設定していたが，2017（平成 29）年度には 24.3%（9 名）を達成した（根拠資料 7-28「平成 29 年度留学生進路状況」）。

④ 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

本学では，正課の授業では得られない体験をとおして，自主性，協調性，社会性，責任感などを涵養する正課外活動を積極的に推進している。その結果，2018（平成 30）年度のサークル加入率は 50.9%となった。正課外活動への支援として，県外の大会出場サークルに交通費等の一部を援助金として支給するとともに，全国大会出場のサークルには，援助金を増額して支給している（根拠資料 7-29「課外活動費（援助金）について」）。サークル活動では，サークル部長等による指導体制の充実を図っている。また，活動の様子や成果を Twitter，掲示板及び大学ホームページに掲載し，学生主体の活動の学内外への情報発信を図っている（根拠資料 7-30「ウェブ」IUK NEWS（熱戦交流。同一学園におけるサークル活動で高大連携，「日本一」の学生を表彰，ピアノ演奏で「日本一」の新門さんを表彰！））。

学生の自治組織である学友会の各機関（総務委員会，体育会，学術文化会，大学祭実行委員会，代議員会）を中心に，2018（平成 30）年度は体育系 30 サークル，文化系 33 サークルの計 63 サークルが正課外活動を行いながら，学友会総会（5 月）や学術文化発表週間（6 月），大学祭（11 月）等の学友会行事を実施している。本学は，学生の自主性や主体性を重視しながら，学友会活動に関する相談対応や支援を適宜行っている（根拠資料 1-16「平成 30 年度学友会行事等予定」）。

また，2016（平成 28）年度に，学生ボランティア支援センターを学生課内に設置した。学生が自発的な意思に基づきボランティアとして参加する活動への支援・啓発のためである。学生ボランティア支援センターの目的は，学生が社会に出る前から，積極的に社会と関わりを持たせ，学生自身の成長を促し，キャリア形成を支援することにある。2018（平成 30）年度 9 月末現在で 213 名の学生が登

録している。ボランティア活動への支援として、応急手当(AED講習を含む)研修会、自然災害ボランティア活動に伴う旅費交通費の一部助成などを行っている(根拠資料 7-11「平成 30 年度学生ボランティア支援センターの活動状況等について」、7-31「自然災害の復興支援ボランティア活動(熊本県西原村)報告書」)。

本学の特色を打ち出す試みとして、「さんいちプロジェクト(三つの日本一、十の九州一、百の鹿児島一)」を推進している。正課外活動等で顕著な活躍をした学生には、学生表彰要綱による表彰を実施している。2017(平成 29)年度には、ヨット部の男子学生(経営学科 1 年)及び書道部の女子学生(経営学科 2 年)が、日本一の快挙を成し遂げた他、九州一を 4 件、鹿児島一を 10 件達成している(根拠資料 7-32「ウェブ」さんいちプロジェクト、7-33「平成 29 年度学生表彰について」)。

この他、若者文化の醸成を目的とした IUK FRIENDS のマスコットキャラクターの原案を本学学生・教職員から募集し、大学のオフィシャルキャラクターを作成した。キャラクターは入試広報、地域連携による交流活動、各種イベントで活用している(根拠資料 7-34「平成 30 年度第 6 回大学評議会議事録」)。

このように、本学の正課外活動が、学生生活を豊かにするだけでなく、人間形成に役立つよう支援を行っている。

以上のように、学生支援に関する方針に基づき、学生総合支援センターを中心に、基礎力アップ学習会、留学準備講座、新入生ゼミナールへの SA の配置、奨学金制度などの「修学支援」、学生相談体制の充実、サークル活動支援、ボランティア活動支援などの「生活支援」、インターンシップ、進路選択に関わる講座・ガイダンスの開催などの「進路支援」を実施している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性は、学生部や教務部などの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき、「学生支援部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の学生支援の部分を取りまとめ、全学的に検証を行っている。本報告書第 2 章「内部質保証」で述べたように、「学生支援部会」は、自己点検・評価委員会に設置された 6 つの実施部会の 1 つである。

検証の一例として、新たな奨学金制度の導入が挙げられる。「学生支援部会」は運営委員会での総括を踏まえ、平成 29 年度自己点検・評価報告書の経済的理由による修学困難な学生を救済するための新たな給付型奨学金制度の導入の検討を、学生委員会に対し次

年度の行動計画に加えることを指導した。その結果、新たに検定資格取得者に対する授業料減免制度が制定されており、改善・向上に向けた取組みが成果を上げている（根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-7「平成 29・30 年度自己点検・評価報告書」基準 7 pp. 11-12・5-7、2-9「平成 29 年度自己点検・評価実施部会議事録」学生支援部会）。

上記の例は、学長の指示のもと運営委員会が自己点検・評価活動のマネジメントを行い、実施部会が各部局・関係委員会等による自己点検・評価の適切性を検証し、改善・向上につなげるという、全学的な PDCA サイクルによる内部質保証の取り組みとして位置付けられる。

この他、学生からの要望に対しては、学生の自治組織である学友会が取りまとめ、学友会総会で学生に対して説明と回答を行っており、各部局等で学生の安全面に関する内容から優先的に対応している（根拠資料 7-35「平成 30 年度学友会総会配布資料『学生からの要望への回答書』」）。

なお、大学生生活のサポート体制の改善に資することを目的として、2017（平成 29）年度 3 月学士課程卒業予定者に対して行ったアンケート（回答率 91.5%，回答者 571 名/調査対象者 624 名）によると、9 割以上の学生が大学生生活に満足している（根拠資料 4-38「平成 29 年度 3 月卒業予定者アンケート調査結果」）。

(2) 長所・特色

ア 早期の中退予防の施策として 2016（平成 28）年度から全学科の新入生ゼミナールに SA を配置し、問題を抱えた学生の把握と対処に努めている。

イ 本学独自の学費等減免制度として、特待生制度、特別奨学生制度、HONORS 特待生制度、入学試験成績優秀者、経済的理由等により修学困難な者、緊急的事情等により修学困難な在学する学生、留学生に対する各種学費等減免制度等を実施している。

特に、2018（平成 30）年度から、検定資格取得を目指す学生や在学中により上位の検定資格を取得する学生に対しての減免制度を新設し、経済的支援制度の充実を図っている。

ウ 外国人留学生への修学支援として、日本語特別プログラムによる補充教育、基礎力アップ学習会（日本語）、日本語課外教室による正課外の教育支援を実施している。

留学生が日本での生活において不安を感じることがないように、留学生へのチューター制度、諸行事（歓迎会、地域との交流会、バスツアー等）、家賃助成、入国時の SIM カードを配付するなど、国際交流支援室において、仲間づくりや生活支援を行っている。

留学生向けの進路支援としては、「就職ガイダンス」「就業力育成研修」「国内及び海外インターンシップ」を実施し、外国人留学生のキャリア形成に努めている。

エ 障がいのある入学生に対しては、関係部局による入学前の支援相談を行っ

ている。在学生に対しては、保健室で支援相談を行い、配慮内容を教授会で周知し、別途に科目担当者へ配慮依頼を行っている。

また、ノートテイク研修会を開催し、受講学生を聴覚障がい学生支援のためのノートテイクとして配置している。学生ボランティア支援センターの登録学生が、障がいのある学生にボランティア活動を行うことができる体制を整えている。

オ 学生の心身の健康に関わる相談対応のため、本学専任教員と学外専門員（臨床心理士）が学生相談員として常駐する学生相談室を設置し、学生への継続的な支援を行っている。学生相談室では UPI（心理的スクリーニング）を実施し、メンタル面に問題を持つ新入生の把握とフォローに努めており、休・退学予防につなげている。また、経年的フォローデータの集積を続け学生対応に役立っている。

カ 学生が大学生活や社会人生活に必要な基礎学力を獲得し、自信を持って日々の学習に取り組み、キャリア設計ができるようになることを目的に基礎力アップ学習会（国語・数学・英語・日本語）を実施している。

キ 学生が早い段階から自分の適性や将来の進路への認識を深められるように、インターンシップを拡充している。地元金融機関と連携した「3日間社長のカバン持ち体験」、学生出身地や離島でのインターンシップなど多彩な内容となっている。

ク 地域商工業団体や JA 鹿児島県連と連携した就業力育成研修、さらに航空業界と連携した学内外でのエアラインセミナーなどを実施し、学生が自分に合った職業を見つける機会を設けている。また、本学卒業生で経営に携わっている方々を中心に組織する「鹿児島国際大学卒業企業経営者の会」と連携した就職講演会や模擬面接講座を実施している。

ケ 正課外活動への支援として、2016（平成 28）年度から学生ボランティア支援センターを設置し、応急手当（AED 講習を含む）研修会の実施、自然災害ボランティア活動に伴う旅費交通費の一部助成、といった学生のボランティア活動への支援を行っている。

コ 「さんいちプロジェクト（三つの日本一、十の九州一、百の鹿児島一）」を推進し、正課外活動等で顕著な活躍があった学生への学生表彰要綱による表彰を実施している。

サ 若者文化の醸成を目的とした IUK FRIENDS のマスコットキャラクターの原案を本学学生、教職員から募集し、大学のオフィシャルキャラクターを作成し、地域連携による交流活動、オープンキャンパスなどのイベント等で活用している。

(3) 問題点

- ① 国内で近年多発している自然災害と、それに伴う学生の災害ボランティア活動について、随時、旅費交通費の一部助成などの支援を行ってきた。今後は、災害

ボランティア活動への支援をより強化し、学生のボランティア活動の更なる促進を図る必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は理念・目的のもと、学生が大学生活を通して豊かな人間性を涵養し、資質・能力を十分に発揮するのに適切な環境を整えている。また個々の学生の個性に応じた指導・助言が適切に行えるよう、学生支援に関する方針を定め、学生が学習に専念し、また安定した学生生活を送るための支援体制を整備している。

① 修学支援

学力に不安を感じている学生に対応した課外授業である基礎力アップ学習会の他、英語圏留学講座や免許・資格取得体制の充実など、学生の自主的な学習を促進する支援を実施している。新入生の修学支援を目的とした、新入生ゼミナールへのSAの配置や、学期のGPAが一定値以下の学生に対するクラス担任又は演習指導教員による面談の実施など、中退予防に向けた対策・対応を講じている。また、障がいのある学生に対する授業での配慮やボランティア学生による支援、留学生に対する日本語課外教室などの修学支援を行っている。さらに、授業料減免制度や奨学金制度など経済面での修学支援を図っている。

② 生活支援

学生課、保健室、学生相談室では、心身の健康、保健衛生等に係る指導、相談等のカウンセリングを実施できる体制を整備している。また、ハラスメント防止の体制を整備し、学生が安全な学生生活を送れるように十分な配慮を行っている。

③ 進路支援

就職キャリアセンターは、学生一人ひとりのキャリア形成を実現するために、1年次から体系的な支援を実施している。特に、学生が早い段階から自分の適性や将来の進路等について認識を深められるように、多彩なインターンシップを拡充しているのが特長である。また、進路選択に関わる講座やガイダンスをはじめ、各種試験対策講座や資格取得講座を整備している。さらに、年2回開催している大学主催合同企業説明会や「鹿児島国際大学卒業企業経営者の会」と連携した就職講座を開催するなど、就職活動に取り組む学生を力強くサポートしている。

④ 学生の正課外活動を充実させるための支援

サークル活動やボランティア活動など正課外活動に積極的に取り組むことを支援し、「さんいちプロジェクト」の推進や「若者文化の醸成」に努めている。

学生支援の適切性に関する自己点検・評価の責任主体・組織である学生支援部会において、毎年年度末に自己点検・評価報告書の検証を行い、その結果を次年度に向けて有効に活用し、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めることで、全学的なPDCAサイクルが有機的に機能するようにしている。

以上により、本学の学生支援は、同基準を概ね充足していると考えられる。

第 8 章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学はその理念・目的及び各学部・研究科の目的等の実現に向け、学生の学習や教員による教育研究活動に関し、2017（平成 29）年 12 月に「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定した。この方針は、大学運営会議，学部長会議で検討し、教授会，大学院研究科会議及び大学評議会での審議を経て、最終的に学長が決定し、大学ホームページにおいて公表している（根拠資料 8-1「ウェブ」教育研究等環境の整備に関する方針，8-2「平成 29 年度第 8 回大学評議会議事録」）。方針策定の過程において、教授会や大学院研究科会議での審議により教職員間で内容についての共通理解を図った。

教育研究等環境の整備に関する方針は、1. 施設・設備等，2. 図書館，3. 情報環境，4. 教育研究支援体制からなり、「学生の学修及び教職員の教育研究活動を推進するために、安全と環境に配慮し、十分な広さの校地・校舎を配備する」ことなどを明記している。また、この方針に従い、設置基準や関係法令に基づき、教室等の教育施設・設備，研究室等の研究施設・設備を適切に整備し、教育関係経費や研究関係経費の充実を図ることとしている。

なお、教育や研究の予算執行については、「演習・教育研究等予算の運用及び手続きについて」に基づき、適切に運用されている（根拠資料 8-3「2018（平成 30）年度演習・教育研究等予算の運用及び手続きについて（お願い）（学部），（大学院）」）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設，設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器，備品等の整備
- ・施設，設備等の維持及び管理，安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組み

本学は、校地 195,170 m²、校舎 51,487 m²を保有し、大学設置基準面積（校地 31,000 m²、校舎 15,601 m²、）を十分に満たしている（[大学基礎データ表 1](#)）。

本学の施設・設備は、学生の生活や学習及び教員の教育研究に配慮し、教育・研究ゾーンと、学生・教職員の福利厚生ゾーンの2つのゾーンに分かれている（[根拠資料 8-4 「校舎等建物配置図」](#)、[8-5 「校舎等建物平面略図」](#)）。

① 教育・研究ゾーン

教育・研究ゾーンには、大部分の教育・研究棟及び附属図書館が配置されている。

講義室・演習室・語学学習施設・情報処理学習施設は、原則として全学部・全研究科共用とし、実習室・実験室は、学部の特性に応じて設置している。体育・健康科学分野の教育施設として、フィールドハウス（一周 300mトラック・バスケットボール・バレーボール・バドミントン・ハンドボール・フットサル・卓球使用可）、柔道場、剣道場、弓道場、アーチェリー場、射撃場等の施設を設置している。

なお、フィールドハウスなどは、授業やサークル活動に支障のない範囲で、地域住民や団体・企業等へも広く開放している。

また、このゾーンにワンストップサービスをモットーに、学生が利用する機会の多い教務部・学生部・就職キャリアセンターの3部局を1棟に配置した学生総合支援センターを設置している。

さらに、学生の自主的な学習を促進するために、図書館にラーニングコモンズ（愛称「ComoSaka」）、2号館にアクティブ・ラーニング教室、5号館に介護実習室、博物館実習施設、7号館にコミュニティールーム、8号館には、プレイルーム、体育室やスタインウェイのピアノを備えたコンサートホールなどの施設を設置している。

大学院生には6号館に自習室を配置しており、学習・研究環境が整っている。この大学院生自習室の深夜の利用は、建物の警備カードを貸し出すことにより、安全への配慮もなされている。

教員には教育・研究用機器及びソフトウェアのアンケートを実施し、教員が意図する教育内容を学生に提供できるよう ICT 機器の導入に努めている。

② 福利厚生ゾーン

福利厚生ゾーンには、キャンパス内での学生生活に支障がないよう、ユーカリ会館、学生食堂（Vina Vina）、1号館2階に学生ホールといった福利厚生施設を設置している。

特にユーカリ会館には、学生食堂（Peach Pit、クーガ）、学用品・書籍販売店（紀伊國屋書店）、旅行代理店（南栄ツーリスト）といった店舗やATMコーナー、和室（茶道室）、同窓会室を設置している。

なお、学生の便に配慮し、教育・研究ゾーンにも学生ホールを2箇所（5号館1階と8号館4階）、さらに学生食堂（図書館4階のGayaCafe）を設置している。

さらに、女子学生寮、留学生寮の機能を兼ねる国際交流会館を設置している。

以上のように、快適なキャンパス・アメニティを目標に、バリアフリー化や学生ホールの増設などの施設、設備等の充実を行っている。

障がいのある学生への支援としては、年度当初に学生との個人面談で施設、設備利用

上の問題点について確認し、その整備に努めている。例えば 2016（平成 28）年度には、1号館 1 階のトイレを障がい者用に改修するなど、各所に障がい者用トイレを設置している。視覚障がいのある学生には、主要通路の再整備や点字ブロック・点字表示の増設・改修を行い、肢体不自由の学生には、車椅子利用学生の送迎用専用駐車場の整備を行っている（根拠資料 8-6「障がいのある学生との個人面談議事録」）。

また、大学総務課と学園本部施設部が連携して施設、設備等の保守管理に当たっており、衛生委員会において点検が行われ、安全性は十分確保されている。建物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備及びエレベーターについては、学校保健法等に基づく法定検査・点検補修を行っている（根拠資料 8-7「鹿児島国際大学衛生委員会規程」）。

本学の情報処理に関する環境整備については、教育研究に係る ICT 教育機器等の導入及び利用推進やシステム開発に寄与し、教育の発展向上に資することを目的として、1990（平成 2）年 4 月に情報処理センターを、4号館 3，4 階に設置している（根拠資料 8-8「情報処理センター利用案内」）。

本学では、学生が情報技術を学ぶために、各種の施設・教室及び情報ネットワークを整備している。教育用としては、パソコンを利用する授業の増加に伴い、4号館以外にも 7号館、8号館に情報処理教室を設置して、パソコン及び各種 ICT 機器等の充実を図っている。情報処理教室においては、Windows OS を搭載したパソコンを、次表のとおり設置している

情報処理教室別機種一覧

教室名	機種名	台数	教室名	機種名	台数
438 教室	DC7900 S F	41 台	714 教室	HP8000	31 台
439 教室	DC7900 S F	49 台	715 教室	HP8000	31 台
442 教室	PC-VK22L	21 台	721 教室	PC-MK32L	57 台
443 教室	PC-MK25ME	15 台	722 教室	HP6000	57 台
カフェテリア室 1	PC-MK32L	16 台	727 教室	DC7900 S F	61 台
カフェテリア室 2	PC-MK32L	57 台	8233 教室	DC5800 S F	36 台
				合計	472 台

また、マルチメディアを利用した教育としては、ほとんどの教室にプロジェクター、大型スクリーン、DVD、OHC などの教育機器を設置している。

2000（平成 12）年度から学生を対象にノート型パソコンの貸出しを行っており、現在では、学内に無線 LAN アクセスポイントを広範囲に設置し、無線 LAN 対応のノート型パソコンを貸出すとともに、学生所有のパソコン等もインターネット接続が可能となっている。

学生がパソコンを利用し自学自習できる場所として、4号館 4 階に「カフェテリア室」と称する自習室を設置している。また、この自習室には、1992（平成 4）年度より学生インストラクターを配置して、利用学生の相談に応じている（根拠資料 8-9「学生インストラクター募集ポスター」）。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組みについて、2001（平成 13）年 4 月に「鹿児島国際大学ネットワーク運用・管理・利用に関する規程」を定め、第 7 条「遵守

事項」第1項第5号において「虚偽の情報，他人の名誉を毀損若しくはプライバシーを侵害する情報，又はその他公序良俗に反する情報を提供しないこと」を規定し，本学の情報ネットワークに関して，倫理に反する利用をしないように適切に運営している。また，学生に対しては，共通教育科目に「情報処理」を初年次教育の一環として開設し，情報倫理の確立に取り組んでいる。この他，毎年8月には，全教職員を対象に個人情報保護の管理に関する内容を含めたコンプライアンス研修（学園本部主催）を開催している（根拠資料8-10「鹿児島国際大学ネットワーク運用・管理・利用に関する規程」，8-11「鹿児島国際大学共通教育情報処理部門 情報処理」，7-23「コンプライアンス研修会」）。

以上のように，本学は，学生の学習及び教職員の教育研究活動を推進するために，安全と環境に配慮し，十分な広さの校地・校舎を有しているとともに，学生ホールの増設等の福利厚生施設の充実，バリアフリーへの対応，情報倫理の確立に関する取組みとしての情報処理科目の開設などキャンパス環境を整備している。

**点検・評価項目③：図書館，学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また，それらは適切に機能しているか。**

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書，学術雑誌，電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数，開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館，学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学の教育・研究の中核機関的役割を担う附属図書館は，1994（平成6）年に建てられ，キャンパスの中心部に位置しており，地上4階地下1階建てで総面積は7,783㎡である。

館内に閲覧席は534席ある（431席のテーブル席と103席の個人用ブース）。さらに，グループ学習室3室・AVルーム1室・ラーニングcommons（愛称「ComoSaka」）2室を設置している。ラーニングcommonsとグループ学習室には電子黒板を合計4台配置している。2017（平成29）年度ComoSakaの利用者数は，5,319名に対し，2018（平成30）年度は8,330名と利用者が増加しており，利用度の高い空間となっている。

また，資料の検索及び情報収集ができるパソコンと語学学習（e-ラーニング）用のパソコンを合計24台設置するとともに，タブレット端末3台を置き，学生及び教職員が利用できるよう環境を整備している。さらに，8号館には音楽系資料（楽譜・CD等）を所蔵し，音楽学科の学生や研究者が利用するオーディオルームがあり，12席の個人ブース

と 18 席のグループ卓のコーナーを設置している（[根拠資料 8-12「附属図書館利用の手引き」](#)）。

附属図書館の開館時間は 8 時 30 分から 20 時（試験期間中は 21 時）である。3 名の図書館職員と委託スタッフ 13 名（職員及びスタッフ全員が司書の有資格者）で教育・研究活動を支えている。このように、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整えている。

附属図書館には、634,733 冊の図書と 5,764 種の逐次刊行物を備えている。さらに、オンライン・データベース「Web of Science」（社会科学・人文科学・自然科学の主要論文誌 12,000 タイトルの情報をカバー）と「ProQuest」（医学系及び経済学系の洋雑誌フルテキスト 8,000 タイトルをカバー）をはじめとする電子情報コンテンツ 30 点以上を、学内の端末から利用できる環境を整えている。なお、館内資料については、本学ホームページやスマートフォンから検索・予約・貸出延長が可能である。

蔵書構成は、大学創立以来蓄積してきた経済学の専門図書はもとより、社会学・国際文化・福祉・教育・音楽関係などの専門資料が充実している。中でも、ヴィトゲンシュタイン関連資料は、世界に類を見ない特別コレクション（貴重図書）であり、夏目漱石の直筆原稿もオープンキャンパス等で公開している。この企画展示により、オープンキャンパス期間中の入館者数は、2015（平成 27）年度計 503 名だったのに対し、2017（平成 29）年度は計 541 名と増えている。鹿児島県が外来煙草の伝来地（掛宿）であること、また、煙草が長年にわたって鹿児島県の農家経済を支えてきたことに注目し、和洋書を問わず収集した「煙草資料」コレクションも本図書館の大きな特色である（[根拠資料 8-12「附属図書館利用の手引き」](#)）。

目録所在情報サービスは NACSIS-CAT（大学図書館等の総合目録データベース）と、NACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービス）を活用し、学内外に資料提供サービスを行っている。さらに、日本図書館協会、私立大学図書館協会、音楽図書館協議会、九州地区大学図書館協議会、鹿児島県大学図書館協議会などに所属して研修会に参加し、図書館の資質向上、利用者へのサービス向上に役立てている。

2018（平成 30）年の図書館システムのリプレイスに伴い、前システムの機関リポジトリから「JAIRO Cloud」（国立情報学研究所が提供している共用リポジトリサービス）に移行し、「鹿児島国際大学リポジトリ」として、本学の博士論文及び紀要類をホームページで公開し、参照・利用できるようにしている。

この他、学生ボランティアとして 20 名ほどの図書館サポーターを起用し、選書会に参加することで、開架図書コーナーの蔵書構成に学生の視点を活かしている。また、図書館サポーターと委託スタッフによる企画展示を実施し、資料紹介の一助を担っている。

以上のように、附属図書館は学術情報サービスを提供する体制を備え、グループ学習室やラーニングコモンズでの学修、企画展示などの教育研究活動に配慮した利用環境の整備が行われ、適切に機能している。

なお、4 階には視聴覚ホール、産学官地域連携センターに加え、附置地域総合研究所を設置している。附置地域総合研究所は、事務室、会議室、プロジェクトルーム、所員室（5 部屋）を備え、24,838 冊の図書と 428 種の逐次刊行物を擁している。特に、鹿児島県資料（財務関係・一次産業・市町村・奄美復帰・郷土史）、沖縄県資料（沖縄戦後初

期占領資料（WATKINS 文書）・琉球政府文書・復帰問題・市町村・郷土史），全国都道府県統計協会資料，OECD 刊行物，アジア経済研究所刊行物など，これまでの研究・調査で収集した関係資料をはじめ，鹿児島・南九州地域，アジア地域，その他の地域という視点から集めた数多くの貴重な資料を所蔵している点は，特筆に値する（[根拠資料 8-13「ニューズレター第 53 号，附置地域総合研究所規程」](#)）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し，教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備，研究時間の確保，研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学は，教育研究活動を支援する環境や条件を整備し，教育研究活動の促進を図るための方針として，「教育研究等環境の整備に関する基本方針」の「4. 教育研究支援体制」に「研究費の適切な支給，研究室の整備，研究時間の確保を行う」ことなどを明記している。この方針に基づき，教育研究活動の適切な促進を図っている。

教育研究の充実・向上を図るため，全教員に対し，「個人研究費」として年間 35 万円を支給している。さらに各教員の研究計画と実績等をポイントで評価し，上位半数の専任教員に対して 10 万円を「個人研究費」に加算する「研究実績加算制度」を設けている（[根拠資料 8-14「研究関係経費の研究実績加算に関する申合せ」](#)）。

教員研究成果については，「鹿児島国際大学出版助成に関する規程」を定めている。研究成果の発表を援助し，研究の活性化を図ることを目的としたこの規程に基づき，教員による出版物（学位論文・専門的論文）に対し，1 件あたり 150 万円を上限に助成している（[根拠資料 8-15「鹿児島国際大学出版助成に関する規程」](#)）。

教員には授業担当コマ数を標準 6 コマに定め，負担への適切な配慮を行なっている。夏季休業・春季休業期間以外にも本務に差し支えない限り，学長の承諾を得て，勤務場所を離れての研究時間が確保されている。さらに，「津曲学園鹿児島国際大学学外研修規程」に基づき，一定期間において学術研究・調査・外国語学習・視察等の研修・研究に専念できる，国外留学，国内留学及び在宅研修の学外研修制度を設けている（[根拠資料 6-3「専任教員担当コマ数」](#)，[8-16「津曲学園鹿児島国際大学学外研修規程」](#)）。

研究室も，全教員に個室を準備している。各研究室には学内 LAN 及びインターネットの利用が可能なパソコン及びプリンタを設置しており，十分な研究環境を確保している。さらに，各学部には共同研究室も設置されており，グループでの研究が可能な体制が整

っている。

外部資金獲得を支援するため、全学の取組みとして外部資金（研究助成の公募等）に関する情報提供や、科学研究費助成事業に関する説明会の開催を行っている。また、科学研究費助成事業等への申請者に対する研究費の加算制度（「科学研究費等採択助成金」及び「研究支援費」）を設けている（本報告書第10章第2節点検・評価項目②）。

本学ではまた、教育支援を目的に、SA・TAを配置している。第7章で述べたように、新入生ゼミナールのSAは、教員と新入生との橋渡し役であると同時に、新入生へのロールモデルを務めてくれることを期待して配置されている。また、学部情報処理関係の授業のSAは、主に情報機器の操作について受講生の支援を行っている。TAは、「鹿児島国際大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」及び「ティーチング・アシスタントに関するガイドライン」を基に、授業科目担当教員が希望する授業科目（学士課程科目、大学院博士前期課程科目）に配置され、教育支援を行っている。この他、学生の授業出欠は本学が独自に導入した学生支援システムにより記録しているが、受講生が多数で複数の記録用スキャナーを使用する講義科目には、スキャナー操作要員（出欠記録補助員）として学部学生を採用している（根拠資料 8-17「鹿児島国際大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」、8-18「ティーチング・アシスタントに関するガイドライン」）。

以上のように、教育研究活動を活性化させるべく、個人研究費に加算する研究実績加算制度、科学研究費等採択助成事業などの申請者に対する研究費の加算制度（科学研究費等採択助成金、研究支援費）を設けており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理，研究活動の不正防止に関する取組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

2007（平成19）年に「鹿児島国際大学における研究活動に係る行動規範」を定めるとともに、公的研究費の不正使用の防止を図ることを目的として、「鹿児島国際大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱い規程」を制定している（根拠資料 8-19「鹿児島国際大学における研究活動に係る行動規範」、8-20「鹿児島国際大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱い規程」）。

2015（平成27）年には、研究活動上の不正行為の防止を徹底するとともに、不正行為が生じた場合に適正な対応を行うため、「鹿児島国際大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を整備した。同規程第7条及び第8条に基づき、副学長や部局

責任者（各研究科長及び各学部長等）の委員で構成する研究倫理委員会を設置している。研究活動における不正行為が生じた場合には、不正行為内容の状況によっては、必要に応じて法律の知識を有する外部有識者等を加えることができるように規定している（[根拠資料 8-21「鹿児島国際大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程」](#)、[8-22「鹿児島国際大学における研究倫理教育の内容に関する基本方針」](#)）。

さらに、教育研究者（大学院生を含む）が「人」を直接対象とする調査・研究を行う際に、倫理的配慮が図られているかについて、事前の申請により審査するための「教育研究倫理審査委員会規程」を設けている。この規程に基づき、学長や副学長等の委員で構成する教育研究倫理審査委員会が倫理的妥当性を審査し、その調査・研究の実施を承認している（[根拠資料 8-23「鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会規程」](#)）。

この他、教員、大学院生及び関係部局に対して研究倫理教育及びコンプライアンス教育を定期的に実施している。また、学部学生に向けては、オリエンテーション時に研究倫理に関する資料を配布している（[根拠資料 8-24「研究倫理教育の実施について」](#)（通知）及び「[公的研究費の運営・管理のためのコンプライアンス教育の実施について](#)」（通知）、[8-25「研究倫理教育履修状況管理台帳」](#)）。

また、大学院生の修士論文の作成やアンケート調査等においては、担当教員による十分な倫理教育と指導がなされている。学内での動物を使った実験に対する考え方や動物実験が適切に行われることを定めた「[鹿児島国際大学動物実験に関する規程](#)」も設けている（[根拠資料 8-26「鹿児島国際大学動物実験に関する規程」](#)）。

以上のように、研究倫理委員会方針に基づいて、例年、定期的に全教員、大学院生及び関係部局に対し、研究倫理教育（日本学術振興会教材）及びコンプライアンス教育（各種規程等）の資料を配付し（日本学術振興会ホームページ掲載の同教材含む）、通読の依頼を行うとともに、履修の証明として「研究倫理教育履修報告」、「コンプライアンス教育受講確認書」を提出させることで、研究倫理及びコンプライアンスの意識向上を図っている。また、学部学生には、オリエンテーション時に研究倫理の資料を配布し、研究不正に関する周知を行うなど適切に対応している（[根拠資料 8-24「研究倫理教育の実施について」](#)（通知）及び「[公的研究費の運営・管理のためのコンプライアンス教育の実施について](#)」（通知））。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性は、総務部や附属図書館などの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき、「総務部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の教育研

究組織の部分をとりとまとめ、全学的に検証を行っている。本報告書第2章「内部質保証」で述べたように、「総務部会」は、自己点検・評価委員会に設置された6つの実施部会の1つである。

検証の一例を紹介する。「総務部会」は運営委員会での総括を踏まえ、平成29年度自己点検・評価報告書において、問題点として掲げられた出版助成制度の助成金額・助成件数の見直しの必要性と在宅研修制度の申請年齢の上限についての見直しの必要性などについて、総務課に対し、改善に向けた取組みを加えるよう指導している（根拠資料2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」、2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」基準8 pp11-12・14, 2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」総務部会）。

(2) 長所・特色

- ア 大学設置基準の校地面積を大きく上回る広大なキャンパスを所有し、教育支援及び学生支援活動において有効に活用している。
- イ ワンストップサービスをモットーに、学生が利用する機会の多い教務部・学生部・就職キャリアセンターの3部局を1棟に配置した学生総合支援センターを設置している。
- ウ 図書館は、634,733冊の図書と5,764種の逐次刊行物を備え、座席数は2,634名の学生・大学院生に対し534席あり、職員3名及び委託スタッフ13名を配している。NACSIS-CAT及びNACSIS-ILLに継続参加し学内外の利用に供している。また、オンライン・データベースである「Web of Science」や「ProQuest」をはじめとする電子情報コンテンツ30点以上を学内の端末から利用できる環境を整えているほか、「鹿児島国際大学リポジトリ」として本学の博士論文及び紀要等をホームページで公開し、参照・利用できるようにしている。
- エ 外部資金獲得のための支援として、科学研究費等採択助成事業などの申請者に対する研究費の加算制度を設けている。
- オ 本学では、教育支援を目的に、SA・TAの配置に取り組んでいる。SAは、主として全学部、学科の新生ゼミナールに配置するとともに、学部情報処理関係の授業においては、情報機器の操作について学部学生が受講生の支援を行っている。TAは、授業科目担当教員が配置を希望する授業科目（学士課程科目、大学院博士前期課程科目）について適切に配置している。

(3) 問題点

- ア 校舎の老朽化が全体的に進んでおり、対応する必要がある。予算の範囲内で可能な限り機器の更新を行っているが、講義室の中には、教育機器が古くなっている教室もあり、教育効果を上げるためにも計画的に改修をしていく必要がある。
- イ 車椅子利用学生の学内移動に係る渡り廊下などの施設を随時整備していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、本学の理念・目的の実現に必要な「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。この方針に従って施設・設備等を適切に整備し、教育研究の体制を整えている。

ワンストップサービスをモットーに、学生が利用する機会の多い3部局を1棟に配置した学生総合支援センターを設置している。学生の自主的な学習を促進するために、図書館にラーニングコモンズ、7号館3階にコミュニティールームを設置するなど、学習環境の整備に努めている。また、より多くの学生が憩いの場として利用できるように学生ホールを増設するなど、福利厚生施設を充実させるとともに、学内に無線LANアクセスポイントを広範囲に設置し、快適性に配慮したキャンパス環境の整備に努めている。

教員が十分に教育研究活動を展開できるための支援としては、個人研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、SA・TAの適切な配置等を行っている。

また、大規模な図書館を擁し、学生の学習、教員の教育研究活動に資する施設として、質・量的に十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、効果的な利用を促進している。なお、図書館では、NACSIS-CAT及びNACSIS-ILLを活用し資料提供サービスをしているほか、「鹿児島県大学図書館協議会」「日本図書館協会」などに所属し、館員の研修や他大学との情報交換をとおして資料の相互利用など、図書館サービスの向上に努めている。

研究倫理については、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、適切な組織のもと、研究倫理の遵守を図り、適切に研究活動を実施している。

教育研究等環境の適切性についても、総務部会が毎年検証し、その結果を改善・向上に結び付けている。

以上により、本学の教育研究等環境は、同基準を概ね充足していると考えられる。

第9章 社会貢献・社会連携

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

評価の視点2：大学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえた国際化・国際交流に関する方針の適切な明示

本学は，大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献及び国際化・国際交流に関して，本学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえ，「産学官地域連携推進ビジョン」及び「国際化ビジョン」を定めている。これらの方針の策定においては，それぞれの主管部局である産学官地域連携センター及び企画・国際課で原案を作成し，産学官地域連携委員会及び国際交流委員会で検討したうえで，教授会及び大学評議会での審議を経て学長が決定した（根拠資料 2-13「平成 28 年度第 9 回大学評議会議事録」，9-1「平成 27 年度第 4 回大学評議会議事録」）。

産学官地域連携推進ビジョンでは「産・学・官・地域が一体となった連携事業の推進」などを明示し，国際化ビジョンでは「鹿児島県の地域特性を活かした国際交流の展開」などを明示している。なお，これらの方針では，新たに着手すべき課題を整理したうえで，目標及び方向性を挙げている（根拠資料 1-20「ウェブ」鹿児島国際大学産学官地域連携推進ビジョン，1-19「ウェブ」鹿児島国際大学国際化ビジョン）。

これらの方針は，教授会及び大学評議会での審議を通じて，教職員間で共有するとともに，本学ホームページにおいて一般に公開している。

本学の地域連携・社会貢献活動を集約し，産学官地域連携推進ビジョンを達成するために，産学官地域連携センター及び生涯学習センターを設置している。また，主に国際交流を担当する企画・国際課の中に国際交流支援室を設置するなど国際化ビジョンの達成に向けて取り組んでいる。その他，社会連携の一翼を担う組織として，附属図書館，附置地域総合研究所及び研究教育開発センター並びに福祉社会学部の附属機関として児童相談センターがある（根拠資料 6-7「ウェブ」大学組織図，1-6「学生便覧」pp. 24-25，9-2「平成 29 年度産学官地域連携センター・生涯学習センターの主要事業進行管理表」，9-3「平成 29 年度地域総合研究所の主要事業進行管理表」，9-4「平成 30 年度企画・国際課主要事業進行管理表」）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき，社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また，教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流，国際交流事業への参加

本学は，産学官地域連携推進ビジョン及び国際化ビジョンに基づき，鹿児島県内やアジア地域を中心に，社会連携・社会貢献に関する取組みを実施している。産学官地域連携センター，生涯学習センターでは，地域社会へ貢献する取組みを行っているほか，産業界，高等学校・大学，行政機関及び地域住民等との連携にも力を入れている。また，企画・国際課では，外国の大学と協定を締結して連携を図るとともに，本学の留学生に対し，国際交流ボランティアなど地域に関わる国際交流活動への参加を促進している。この他，本学は，各教員の教育研究成果をそれぞれの授業で活用しているだけでなく，例えば，音楽学科による「マタイ受難曲」全曲演奏の全国ツアー等を通じて教育研究成果を社会に還元している（根拠資料 9-5「ウェブ」IUK NEWS（「マタイ受難曲」の全国ツアー始まる））。

① 産学官地域連携の推進と社会貢献

ア 地域志向人材の育成に係る教育プログラムの推進（地域を支える人材の輩出）

2015（平成 27）年 10 月，文部科学省により「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」が採択され，鹿児島大学を中心とする COC+事業に参加校として参画している。同時に，本学が独自に申請していた「地（知）の拠点大学（COC）」事業についても認定を受け，本学独自のプログラム「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」事業に着手し，2019（平成 31）年度までの 5 年間にわたる事業として取り組んでいる。

このプログラムの中心となる「地域人材育成プログラム」では，「地域志向科目」，「地域志向演習」，「キャリアデザイン科目」，「地域人材育成科目」，「地域フィールド演習」の科目を開講し，履修学生は地域の歴史や文化などの知識を修得するとともに，実際の現場でそれらを活用しながら地域の課題を発見し，その解決に向けて調査研究活動を行うほか，自治体等からの要請に基づく地域の課題解決にも取り組んでいる。

なお，2017（平成 29）年度の地域志向演習（新入生ゼミ）・地域フィールド演習で取り組んだフィールドワークは延べ 57 件，参加学生 1,044 名に及んでいる（根拠資料 4-8『「地（知）の拠点（COC）」認定事業『フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム』』，9-6「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム 平成 29 年度年次報告書」 pp. 117-122）。

また，COC 事業の推進については，学長を中心に，本学と連携協定を結んでいる自治体・企業など事業協働機関の代表者等をメンバーとして設置した「地域人材育成委員会」において，事業協働地域の課題の検証・分析及び課題解決に関する事項や，地域が求める人材の育成に関する事項等を審議・決定している。また，COC

事業におけるプログラムの開発・実施に関わる事項を審議するために「教育プログラム開発委員会」を設置し、事業の具体的取組みを推進している（根拠資料 9-7「地域人材育成委員会設置要項」、9-8「教育プログラム開発委員会設置要項」）。

地域人材育成プログラムを修了した学生には、卒業時に「地域人材育成プログラム修了証」を発行することになっている。さらに、この修了証が地域のプロフェッショナルになるための教育プログラムの修了の証であることを広く社会に認知してもらい、鹿児島国際大学ブランドとして学生が就職活動時に活用できるように地元企業等への周知活動を行っている（根拠資料 9-6「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム 平成 29 年度年次報告書」pp. 26-31）。

イ 地域や事業協働機関等と連携した取組み（産学官地域連携センターによる）

本学では、従来から地域社会との連携を展開してきたが、2014（平成 26）年度以降、産業界、自治体等との連携協定を締結し、協定に基づいた教育活動を展開するなど、地域社会と協働した取組みを積極的に推進している。

特に、自治体との連携については、2017（平成 29）年度末現在で県内 8 市町村と協定を締結するとともに、企業等とも連携して、ゼミを中心に学生と指導教員が一丸となって地域との連携活動に取り組んでいる。

また、国内の他大学との連携についても、2017（平成 29）年度に札幌大学、2018（平成 30）年度に京都女子大学と、それぞれ包括連携協定を締結し、学生の研修派遣・国内留学など相互交流活動を展開している。

行政機関・自治体・産業界等との連携一覧

2010 年 11 月 30 日	三島村	連携協力に関する包括協定
2014 年 7 月 19 日	阿久根市・ 鹿児島相互信用金庫	阿久根市地域活性化共同事業に関する覚書
2014 年 7 月 19 日	鹿児島相互信用金庫	産学連携に関する基本協定
2014 年 8 月 26 日	(株)スターフライヤー	連携協力に関する包括協定
2014 年 8 月 27 日	鹿児島市	包括連携に関する協定
2014 年 12 月 21 日	大和村	連携に関する協定
2015 年 11 月 18 日	西之表市	包括連携に関する協定
2015 年 11 月 18 日	西之表市・ 鹿児島相互信用金庫	西之表市地域活性化共同事業に関する覚書
2015 年 12 月 3 日	鹿児島県	官学協働プロジェクト「ふるさと水土里の探検隊」に関する覚書
2015 年 12 月 14 日	鹿児島県・鹿児島大学ほか 7 大学等	雇用創出と若者定着に関する協定
2016 年 2 月 20 日	南大隅町	包括連携に関する協定
2016 年 4 月 7 日	鹿児島商工会議所	包括連携に関する協定
2016 年 7 月 11 日	日置市	包括連携に関する協定
2017 年 2 月 6 日	垂水市	地方創生の取組みに関する協定
2017 年 4 月 7 日	鹿児島銀行	地方創生の取組みに関する連携協定
2017 年 10 月 30 日	札幌大学・札幌大学女子 短期大学部	包括的連携に関する協定
2018 年 7 月 23 日	京都女子大学	包括的連携に関する協定

自治体との連携協定等に基づく教育活動（地域フィールド演習等）の主な事例としては、次のようなものが挙げられる（根拠資料 9-6「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム 平成 29 年度年次報告書」 pp.15-22・35-52）。

< 鹿児島市 >

- ・ 喜入旧麓地区の歴史を踏まえた現地調査や報告会の実施など「喜入旧麓地区における景観形成重点地区の指定」に向けて、学生と地域住民が連携した。
- ・ グリーンファーム（鹿児島市観光農業公園）の「フットパス（イベント）」に向けて事前調査及び体験研修を行い、学生の視点からの企画提案を実施した。
- ・ 「かごしま近代文学館・文学入門講座」を開催した。
- ・ かごしま近代化産業遺産パートナーシップ事業におけるアンケート調査等を実施した。
- ・ 親子つどいの広場運営事業に係る視察研修を行った。
- ・ 食育に係る関係機関・団体等及び大学と連携した食育フェスタの開催に協力した。

< 阿久根市 >

- ・ チャレンジショップ“輪”を活用した地域活性化への取り組みを含む阿久根市・鹿児島相互信用金庫・本学の 3 者による「阿久根市地域活性化共同事業」を 2014（平成 26）年から継続して実施している。

< 垂水市 >

- ・ 垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクト事業として、2017（平成 29）年度には「地方創生時代のマーケティング」をテーマに 5 コマの講義からなる寄附講座を、2018（平成 30）年度には「地方創生時代の中小企業」をテーマに、現地視察研修や報告会を含めた 15 コマの講義からなる寄附講座を実施した。2019（平成 31）年度も「地方で働くということ」をテーマに 5 コマの講義からなる寄附講座を実施予定である。

< 日置市 >

- ・ 小松帯刀を育んだ吉利地区の歴史保存と吹上地区観光スポット整備事業の取り組みとして、現地調査、ワークショップ、課題提案の報告などを実施した。
- ・ 現地視察や現地関係者との協議、地域のイベント等の支援を行う「廃校（ハイスクール）サテライトゼミ」事業を実施した。
- ・ 現地訪問調査をとおして、日置市の認知度や観光客数などに関する課題等を発見し、日置市の観光資源を活用した外国人誘客についての方向性を探るインバウンド懇話会（観光の新ルート開発の模索）事業を実施した。
- ・ 吹上歴史民俗資料館の収蔵資料を活用した特別展の実施と、地域内のイベントの提案等を行った。

< 南大隅町 >

- ・ 南大隅町根占地区「おぎおんさあ」の視察・見学及び地域住民との交流事業を行った。

<西之表市>

- ・種子島の観光地視察や地域交流を体験した留学生が、地域活性化策や観光振興（特に外国人観光客）に関して提言を行う「留学生モニターツアー」を実施した。
- ・西之表市に関する情報収集及び文化的資源に関する資料の収集と分析に基づく提言を行った。
- ・サークル活動として「種子島鉄砲まつり」に参加協力するとともに、大会関係者、参加者との交流活動を実施した。

<大和村>

- ・奄美大島大和村の地域住民との交流及びフィールドワークにより、島の伝統的な生活文化や独居高齢者の方々の生活の状況を把握し、若者の目線で、地域の資源の発見や課題の抽出、その解決策（地域資源の活用など）を提案した。

さらに、行政・団体・企業等と連携した社会連携・社会貢献活動として、主に以下の事業が挙げられる（鹿児島興業信用組合は地域フィールド演習として実施、三島村は自治体からの委託による事業、それ以外は地域と連携した事業やイベントへの参加）（根拠資料 9-6「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム 平成 29 年度年次報告書」 pp. 15-22・35-52）。

<鹿児島県>

- ・地域住民と本学学生が協働で集落点検やワークショップ、住民アンケート調査を行い、大学生による地域づくりの提案等を踏まえ、地域課題の整理や保全活動計画を作成し、地域住民活動の活性化を図る官学協働プロジェクト「ふるさと水土里の探検隊」事業に 2015（平成 27）年から継続して参加している。

<三島村>

- ・三島村・鬼界カルデラジオパーク黒島関連調査として、教員のほか学部学生や大学院生も参加し、大里遺跡の発掘調査、地形測量、埋戻し作業を行い、報告会を実施した。

<鹿児島商工会議所>

- ・鹿児島市で伝統的に行われている商売繁盛及び悪疫退散を祈願する祭り「おぎおんさあ」に、本学留学生が神輿の担ぎ手として参加した。
- ・鹿児島県人世界大会歓迎フェスティバル・公式式典行事において、留学生 8 名が参加し、全国各地域の県人会を先導する案内業務を担当した。

<かごしま市商工会>

- ・地元の「谷山ふるさと祭り」に 2002（平成 14）年から継続して参加しており、2018（平成 30）年度は、留学生、学友会の学生、職員総勢 189 名と本学のマスコットキャラクターの「コクサイくん」も参加し、明治維新 150 年の記念の年にふさわしい祭りを演出した。

<薩摩半島観光振興協議会>

- ・薩摩半島広域観光ルートの認知度向上及び新たな観光資源の発掘を図るため、留学生にその魅力を体験し、発信してもらうことを目的とした観光体験事業に、留学生 15 名が協力参加し、提案活動を実施した。

<鹿児島興業信用組合>

- ・照国表参道商店街をフィールドとして視察し、ワークショップを実施して、同商店街の強みや弱みを整理し、強化策や改善策を検討した上で活動の成果を商店街関係者に向けて報告した。

ウ 高大連携及び大学間連携（出張講義以外は産学官地域連携センターが担当）

高校生が直接大学の授業に触れ、大学を知ってもらうため、本学の特色である「経済・社会・福祉・児童・文学・語学・音楽」をテーマに、入試・広報課を窓口として出張講義を行っている。「出張講義テーマ一覧」は、ホームページ上から閲覧、申込みが可能となっており、2017(平成 29)年度は 62 件の実績であった（**根拠資料 9-9「ウェブ」出張講義一覧**）。

また、高校生が身近な地域に目を向けて課題を発見し、解決策を考える時間を通して、地域を担う若者に成長する機会の提供を目的に、産学官地域連携センターを窓口として 2016(平成 28)年度から「高校生よかアイデアコンテスト」を実施している。2017(平成 29)年度は、174 件の応募があり、最終審査(プレゼンテーション)に残った 14 件のアイデアは、施策への反映やアイデアの実現化に向けて、関連行政機関・団体等に赴き紹介した（**根拠資料 9-10「高校生よかアイデアコンテスト実施報告書**」）。

県内の商業系高等学校とは、鹿児島県高等学校商業教育協会主催の研修会において、本学学生の発表や本学教員による講義を行うなど、積極的な関わりを持っている。この他、高等学校と大学ゼミとの合同調査や発表提案会を実施している。

大学間連携として、札幌大学・札幌大学女子短期大学部や京都女子大学との包括的連携に関する協定の締結や、大学地域コンソーシアム鹿児島への参画により、学生の派遣・受入や単位互換に取り組んでいる。

エ 附属図書館における地域連携と社会貢献（**本報告書第 8 章点検・評価項目③で詳述**）

本学の学内研究者の論集等を鹿児島国際大学リポジトリで公開し、参照・利用できるようにしている。

また、2011（平成 23）年 2 月から実施された大学図書館 11 館、29 市町の公立図書館を結ぶ「鹿児島県内図書館横断検索」にも参加している。このシステムの有効活用により、県内大学図書館や公共図書館との相互貸借や共同レファレンスがより円滑に推進できるようになった。

さらに、県内外の一般社会人を対象とした「文部科学大臣委嘱司書講習」を 1986（昭和 61）年から隔年で開講している。2017（平成 29）年度で 16 回の開講を迎え、延べ 641 人の司書有資格者を送り出している。

この他、中高生のインターンシップ（職場体験学習）及び近隣の障がい者就労

支援センターから年に数名の職場体験実習生を受け入れている。中高生や地域住民に図書館を開放するオープン・ライブラリーや、重複廃棄資料を地域住民へ提供する Re サイクル祭を実施し、好評を得ている。

オ 附置地域総合研究所における地域連携と社会貢献

附置地域総合研究所では、2016（平成 28）年度から 2 年間「鹿児島の地方創生に関する総合的研究」を総合テーマに掲げ、「高齢化・人口減少が地域にもたらす諸課題の解決（経済・福祉面を中心に）」及び「魅力ある地域づくりに関する研究」をサブテーマに、6 名の研究者で共同研究を進め、「『食』関連産業による地域経済の活性化～鹿児島県阿久根市を中心として～」「鹿児島市副都心谷山・慈眼寺商店街の活性化」等の研究を行った。同研究所では、年 2 回発行の研究所紀要『地域総合研究』に研究成果を公表している（根拠資料 9-11「地域総合研究第 45 巻第 1・2 号」）。

また、2017（平成 29）年度から寄附研究部門「清水基金プロジェクト研究」に着手している。4 名の学内研究者と 1 名の分担研究者がプロジェクト研究を進め、「社会学的な集団論や家族論及び清水盛光氏の著作に関連した研究」「過疎・離島における地域福祉や地域振興策についての研究」「地域社会と地域振興に関する実証研究」等の研究を行っている（根拠資料 9-12「平成 29 年度第 1 回清水基金プロジェクト研究者会議議事録」、9-13「平成 29 年度第 2 回清水基金プロジェクト研究者会議議事録」）。

さらに、行政や地域団体・企業からの委託研究として、「始良市商工業者景況調査事業」「知覧武家屋敷庭園活性化実行委員会からの提案型ワークショップ事業」「徳之島 3 町（天城町・伊仙町・徳之島町）の障害者福祉計画策定」「日本ガス再生エネルギー経済振興策」等の研究を行っている。

カ 生涯学習センターにおける地域連携と社会貢献（生涯学習公開講座）

2000（平成 12）年度から 2011（平成 23）年度まで実施していた生涯学習センターの事業については、2015（平成 27）年度に再開し、現在は本学の専任教員が中心となって、年 4 回の公開講座を開催している。

2017（平成 29）年度は、①高齢者を対象に「人が人を助けるという生き方」をテーマに講演と健康体操（鹿児島よかよか体操）②トークセッションを含む「朝鮮史から見る新しい薩摩の歴史」③地（知）の拠点（COC）シンポジウムと連携した「観光と国際化」④音楽学科学生による「サタデーコンサート」の 4 回を開催し、高齢者や地域住民など計 593 名の参加があった（根拠資料 4-35「平成 29 年度第 3 回大学評議会議事録」、2-5「平成 29 年度第 4 回大学評議会議事録」、9-14「平成 29 年度第 6 回大学評議会議事録」、8-2「平成 29 年度第 8 回大学評議会議事録」）。

キ 福祉社会学部附属児童相談センターにおける地域連携と社会貢献

児童相談センターは、本学教員の運営委員と相談員で構成されており、1985（昭和 60）年の発足以来、地域の育児相談に応じることで、福祉社会学部学生の臨床実習と教員の臨床研究を兼ねるとともに、地域へのサービスとして研究の成果を還元してきた。

時代の代表的な事例や注目すべき事例は、年1回発行の児童相談センター年報に掲載し、また、公開シンポジウムを開催し知識の共有化に努めている。当該センターの主業務である相談業務は、スタッフが相談者のもとに出向いての相談に加え、来所、電話、メールでの対応により、2017（平成29）年度の相談件数は、延べ164件となっている（根拠資料9-15「鹿児島国際大学福祉社会学部児童相談センター年報 第32号」pp.59-61）。

ク 国際文化学部附属博物館実習施設（鹿児島国際大学ミュージアム）の活動

博物館実習施設は、教育及び学術研究並びに地域文化の発展に寄与することを目的に、5号館1階に設置し、考古学を中心とした資料の収集並びにそれらの展示及び保管、地域への教育普及活動等を行っている（学芸員1名を配置）。これまで別称を「考古学ミュージアム」としていたが、2017（平成29）年4月より「鹿児島国際大学ミュージアム」に変更した。

本施設では、学芸員養成のための実習施設として学芸員資格課程の受講生を指導しつつ、展示や教育普及活動を展開している。

活動内容としては、施設で保管する考古学資料を扱った展示を中心とするほか、学内教員の研究資源の活用や、地域連携を軸とした、考古学以外の分野にも活動を広げており、近年では、学内教員の研究成果に基づく県内の哺乳類の研究や、ドイツの作曲家の展示、薩摩藩留学生の人物伝、民俗の企画展等を実施するなど、教員や学生の研究活動の一環として幅広く活用されている。

また、地域連携の活動として、近隣の教育委員会との共催の企画展や、学外での文化財の見学などのフィールドワークを取り入れた体験企画、近隣の福祉施設の活動を紹介するアート展などを実施しており、一般市民参加型の活動に力を入れている（根拠資料9-16「鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設規程」、9-17「『鹿児島国際大学ミュージアム調査研究報告書』第15集」）。

ケ 認定こども園に係る特例制度講座の実施

認定こども園法の改正により、2015（平成27）年4月より幼保連携型認定こども園が創設され、幼稚園教諭及び保育士資格の両方を持つ「保育教諭」の配置が義務付けられた。これに伴い、資格・免許を取得するための必要単位が軽減される特例措置が設けられ、本学では、幼稚園教諭・保育士養成教育機関として、この特例措置に対応する「保育士資格取得特例講座」及び「幼稚園教諭免許状取得特例講座」を2015（平成27）年から開講し、延べ401人が受講し、374人（幼稚園144人、保育士230人）が合格している。

コ 教員免許状更新講習

教育職員免許法第9条の3に基づき、文部科学大臣の認定を受けて実施され、本学では、2018（平成30）年から必修領域に22名、選択必修領域に17名が受講し、修了している。

サ ひらめき☆ときめきサイエンスの実施

本学は、独立行政法人日本学術振興会との共催（応募採択制）で、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を2007（平成

19) 年度から開催し、本学の担当教授が 2016 (平成 28) 年度「推進賞」を授与されるなどの実績を挙げている。

直近の採択取組の実績は、2017 (平成 29) 年度に 2 件採択、2018 (平成 30) 年度も同様の取組みに近い事業内容で 2 件採択され、小学生高学年対象の取組みには小学生 16 名及び中学生の 3 名が参加し、高校生対象の取組みには 18 名が参加している(根拠資料 9-18「平成 29 年度ひらめき☆ときめきサイエンス受講申込書」)。

シ 音楽学科における地域連携と社会貢献

器楽コース(ピアノ・管弦打楽器)、声楽コース、作曲コースを持つ音楽学科では、学生たちが演奏発表、作品発表の機会をもてるように、学生定期演奏会、吹奏楽定期演奏会、合唱・協奏曲の夕べ、宗教曲コンサート、オペラ公演、卒業演奏会等を開催している。学内外での演奏会等には、多くの聴衆が集い、そのことが地域社会の音楽文化の発展に寄与している。

小・中・高校生を対象に、鹿児島国際音楽コンクール(ピアノ部門、管弦打楽器部門、声楽部門)や夏期受験音楽講習会を開催している。

さらに、専任及び非常勤教員による特別公開講座の実施、教育機関や地域団体等への合唱指導者・吹奏楽指導者の派遣、演奏会・講演会・研究会への講師派遣、コンクール審査など精力的に取り組んでいる。離島やへき地においても、学生及び教員による巡回演奏会を実施しており、好評を得ている(根拠資料 9-19「平成 30 年度音楽学科イベント情報、2018 年度音楽講習会開催要項」)。

ス その他

大学の教育研究の成果を社会に還元する取組みは、ゼミナールの学習や学生の自主的な活動の一環としても活発に行われている。例えば、国際文化学科の有志教員の助言の下で、学生グループが企画・参加する「ビブリオバトルかごしま」、国際文化学部教授の研究室が、他大学の研究室とともに鹿児島市内の商業施設と連携して取り組んでいる「ガーデンズ文学カフェ」の活動などが継続している(根拠資料 9-20「ウェブ」IUK NEWS(市民参加型の読書会「ガーデンズ文学カフェ」開催)。

また、各学部、学科・研究科主催の公開シンポジウムや、地域対象の講習会等を開催している。

以上のように、本学が有する人材や施設等を可能な限り地域に開放し、地域と連携しながら地域住民の知的要求に応えるべく社会貢献に努めている。

② 国際化の推進(企画・国際課国際交流支援室を中心とする取組み)

ア 鹿児島の地域特性を活かした国際交流の展開

大学では、2000(平成 12)年より外国人留学生を受け入れて以来、延べ 400 名余りの留学生が卒業し、2018(平成 30)年 5 月 1 日現在で 77 名の外国人留学生が在籍している。その中でも特に中国大連からの留学生が多く卒業している。

留学生には卒業後、日本で就職又は進学をする学生がいる。一方で、中国に帰国して起業する学生も少なくない。そこで、卒業留学生との親睦を深め、卒業留学生の交流の輪を広げるとともに、卒業留学生との連携をさらに強化し、

本学の海外拠点の礎とすることを目的に、最も卒業留学生の多い中国大連において、2018（平成 30）年度に本学卒業留学生大連交流会を初めて開催した。

イ 海外協定校との連携

海外協定校は、日本人学生の派遣留学先であり、受入れている交換留学生の派遣元であることや、教職員交流の海外拠点でもあることから、本学の国際交流事業の展開上欠かせないパートナーである。

そのため、国際化ビジョンに基づき、留学生の確保と日本人学生の留学動向に見合った新規協定校の開拓を進めている。

海外協定大学についての内容は以下のとおりである。

【英語圏】

協 定 校	地 域	交流内容
プリンスエドワード大学	カナダ・プリンスエドワード島	教職員交流・学生交流等
ジョージアン応用文科技術カレッジ	カナダ・バリー	学生交流
クラーク大学	アメリカ・デュビューク	教職員交流・学生交流等
フロリダ国際大学	アメリカ・マイアミ	教員交流・学生交流等
セントラルランカシャー大学	イギリス・プレストン	学生交流

【アジア圏】

協 定 校	地 域	交流内容
大連外国語大学	中国・大連	教職員交流・学生交流等
華東師範大学	中国・上海	教員交流・学生交流等
台北城市科技大学	台湾・台北	教職員交流・学生交流等
国立台湾師範大学	台湾・台北	教職員交流・学生交流等
国立高雄應用科技大学	台湾・高雄	教職員交流・学生交流等
慶熙大学校	韓国・ソウル市	教員交流・学生交流等
培材大学校	韓国・大田広域市西区	教職員交流・学生交流等
チュロンコン大学アジア研究所	タイ・バンコク	地域総合研究所間交流

本学の国際交流に適した教職員の育成は、将来の大学の国際交流事業を牽引し、学内の国際的な教育環境づくりを促進するために重要な事項である。そのため、2018（平成 30）年 3 月に大連外国語大学との学術交流協定書を再度締結し直し、教職員の相互交流を実施した。

ウ グローバル化のもとでの地域活性化への貢献

留学生が地域に関わる行事や国際交流活動などに積極的に参加することを支援するため、谷山ふるさと祭、おぎおんさあ祇園祭、留学生観光体験ツアーなどに参加するとともに、国際交流会館で、地域住民との交流会などを開催している。

なお、2017（平成 29）年度に延べ 36 名、2018（平成 30）年度に 102 名の留学生が地域に関わる行事や国際交流活動に参加した。

以上のように、産学官地域連携推進ビジョン及び国際化ビジョンに基づき、産学官地

域連携センター，生涯学習センター及び企画・国際課が中心となって，地域の活性化と国際化に向けた取組みを実施するとともに，各教員の教育研究成果をそれぞれの授業で活用しているだけでなく，地域社会での講演会等を通じて適切に社会に還元している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料，情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献や国際化・国際交流の適切性は，産学官地域連携センターや企画・国際課などの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき，「産学官地域連携部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の社会連携・社会貢献の部分を取りまとめ，全学的に検証を行っている。本報告書第2章「内部質保証」で述べたように，「産学官地域連携部会」は，自己点検・評価委員会に設置された6つの実施部会の1つである。

検証の一例を紹介する。「産学官地域連携部会」は運営委員会での総括を踏まえ，平成29年度自己点検・評価報告書において問題点として掲げられた産学官地域連携推進ビジョンの大学ホームページ上での公表について，産学官地域連携センターに対し，次年度の「自己点検・評価報告書 1.【年度目標等】の記入欄」に行動計画としてその改善に向けた取組みを加えることを指導し，公表したことを確認するなど改善・向上に向けた取組みを行っている（根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」，2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」基準 9 pp.1-2・1，2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」産学官地域連携部会）。

この他，外部評価制度を導入し，COC外部評価委員による外部評価と，インターンシップ・フィールドワーク委員会の外部評価委員による外部評価を，それぞれ実施している。

外部評価委員からの所見に対する改善例としては，例えば，海外インターンシップにおいて，2017（平成29）年度の指摘事項として挙げた研修を修了した学生の進路や就職先などの追跡調査を2018（平成30）年度に実施したことである。これにより，海外インターンシップ参加者の高い就職意識と学習意欲を把握することができた。2019（平成31）年度においては，海外インターンシップの他，国際交流事業において，学生アンケート調査などの評価手法を検討し，質の向上に取り組む予定である。このように，外部評価の結果を各部局・関係委員会等に報告して，事業の改善・向上に取り組んでいる。

また，産学官地域連携委員会は，学外の事業協働地域・機関の委員で構成される地域人材育成委員会及び教育プログラム開発委員会において審議した外部評価を受け，評価結果に基づき次年度の目標や行動計画を立てるなど，点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいる（根拠資料 9-6「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム 平成29年度年次報告書」pp.117-122，4-9「平成29年度インターンシ

ップ・フィールドワーク委員会年次報告書」 pp. 201-223)。

国際交流委員会では、2名の副学長（国際交流委員会委員長及びインターンシップ・フィールドワーク委員会委員長）と大学事務局長が委員会の構成員となっている。国際化ビジョンや国際交流に関する自己点検・評価や次年度の目標、行動計画の策定に直接関わることで、点検・評価結果に基づいた改善・向上など国際交流に関する事項の円滑な運営が図られている（根拠資料 9-21「鹿児島国際大学国際交流委員会規程」）。

(2) 長所・特色

ア 2015（平成 27）年 4 月に産学官地域連携センターを創設し、産業界、高等学校・大学、行政機関及び地域住民等と連携した取組みを積極的に推進する体制を整えている。産業界・大学・自治体など 17 件の連携協定を締結している。

産業界・自治体・地域等とのフィールドワークを中心とした連携事業としては、産学官地域連携委員会を設置して、円滑な事業運営に取組み、2017（平成 29）年度は、延べ 57 件のフィールドワークに 1,044 名の学生が参加している。

また、就職キャリア委員会及び国際交流委員会では、国内外インターンシップの推進等に取り組んでおり、この両委員会との横断的かつ一体的な事業の推進が図られるようインターンシップ・フィールドワーク委員会を組織し、学生の就業力向上や地域に貢献する人材の育成に向けて、取り組んでいる。

イ COC 事業の推進については、学長を中心に、本学と連携協定を結んでいる自治体・企業の代表者等をメンバーとして設置した地域人材育成委員会において、事業協働地域の課題の検証・分析や課題解決に関する事項、地域が求める人材の育成に関する事項等を審議・決定するとともに、COC 事業におけるプログラムの開発・実施に関わる事項を審議するために教育プログラム開発委員会を設置し、COC 事業の推進に向けた具体的な取組みを行っている。

ウ 国際化ビジョンに基づき、国際交流を推進するために、国際交流を担当する企画・国際課の中に国際交流支援室を設置し、語学力のある専任職員を常駐させ、地域での国際交流活動、海外インターンシップ（大連、高雄、台北、香港、シンガポール）への参加を学生に促している。また、中国大連における本学卒業留学生大連交流会などを企画・開催している。

(3) 問題点

ア 2015（平成 27）年 10 月に文部科学省から COC 事業の認定を受け、「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」事業に着手し、2019（平成 31）年度で事業終了の 5 年目となるが、2020（平成 32）年度以降にこの事業を引き継ぐための環境の整備を図る必要がある。また、2017（平成 29）年度に策定した産学官地域連携推進ビジョンを、COC 事業の終了の際に再構築する必要がある。

イ 地元企業等における学生採用時の配慮として、教育プログラム修了証について、事業協働機関との情報共有及び普及活動の強化を図る必要がある。

ウ アジア地域からの留学生の受入れを継続・促進しているが、アジア地域以外の

国際交流を推進し、アジア地域だけに偏らない多様な国籍（例えば欧米圏等）の受入れができる環境を整備する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献や国際化・国際交流に関する方針として、産学官地域連携推進ビジョン及び国際化ビジョンを明示している。この方針に基づき、地域社会等のニーズを踏まえ、本学の知的資源や教育研究組織の特性を活かした産学官連携や国際交流を推進し、地域の課題・要請に応じた貢献を果たしている。

また、地域交流、国際交流への積極的な対応として、国際交流ボランティアなど、地域に関わる国際交流活動への参加の他、大連、高雄、台北、香港、シンガポールなどの海外インターンシップへの参加を促進するとともに、中国における交流拠点の拡大に取り組み、留学生の受入れや海外協定校への交換留学生の派遣を推進している。

なお、本学の社会連携・社会貢献や国際化・国際交流の適切性の検証は、産学官地域連携部会及び運営委員会が実施しているほか、2件の外部評価を実施し、その結果を関係する委員会に報告して事業の改善・向上に取り組んでいる。

以上により、本学の社会連携・社会貢献や国際化・国際交流は、同基準を概ね充足していると考えられる。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、設置母体である津曲学園とともに、学園の理念と目的を実現するため、2017（平成 29）年 4 月から 2021（平成 33）年 3 月までの 5 年間の中期計画を示した中期ビジョンを策定した。本学は、この中期ビジョンを基に、2018（平成 30）年 4 月に「大学運営に関する方針」を策定した。この方針は、大学運営会議、学部長会議で検討し、教授会、大学院研究科会議及び大学評議会での審議を経て、最終的に学長が決定した（**根拠資料 1-4「津曲学園中期ビジョン 2017～2021」、3-7「ウェブ」大学運営に関する方針、10-1-1「平成 29 年度第 11 回大学評議会議事録」**）。

「大学運営に関する方針」には、①大学運営 ②事務組織及び教職員の資質向上 ③財政について、例えば「教員と職員が、連携協力する必要性を認識し、教職協働で大学運営に取り組む体制づくりを推進する」ことなどを明記している。

この方針の内容については、策定の過程で教授会や大学院研究科会議等での審議により教職員間で共有を図ったほか、大学ホームページにおいて公表している。

点検・評価項目②：方針に基づき，学長をはじめとする所要の職を置き，教授会等の組織を設け，これらの権限等を明示しているか。また，それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生，教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学では、「大学運営に関する方針」に基づき、教育・研究目的の達成に向けて大学組織を整備するとともに、適切な運営を行うために必要な権限等を明示している。

学長の選任方法は、学校法人津曲学園所属長の任免及び任期に関する規程第3条において、「所属長の任免は、理事長が理事会に諮りこれを行う」ことが規定されている。権限は、学則第42条第2項に「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」ことを規定している。学長は、本学の最高決議機関である大学評議会の議長となり、大学評議会で審議すべき事項について、学長が議題を提出して審議している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，10-1-2「学校法人津曲学園規程集」，1-2「学校法人津曲学園寄附行為」，10-1-3「学校法人津曲学園就業規則」，10-1-4「学校法人津曲学園所属長の任免及び任期に関する規程」，3-6「鹿児島国際大学大学評議会規程」，本報告書第3章点検・評価項目①）。

最高責任者である学長のもとに役職者を置き、それぞれの所属長が所管する部局の業務を統括し、大学運営を担っている。役職者の選任は、学長補佐，副学長，学生総合支援センター長，産学官地域連携センター長，地域総合研究所長及び研究教育開発センター長を学長が選考し、大学評議会に諮り、理事長に推薦している。研究科長は、大学院研究科会議から推薦された候補者の中から学長が選出している。学部長は、教授会が選出している。また、図書館長，教務部長，学生部長及び情報処理センター所長は、教授会，大学院研究科会議から推薦された候補者の中から、学長が理事長に推薦している（根拠資料 10-1-5「鹿児島国際大学学長補佐及び副学長に関する規程」，10-1-6「鹿児島国際大学附置地域総合研究所長の選任規則」，10-1-7「鹿児島国際大学大学院研究科長選出規程」，10-1-8「鹿児島国際大学学部長選挙規程」，10-1-9「鹿児島国際大学役職者選出規程」）。

なお、学長，学長補佐，副学長，学部長及び研究科長の権限については、文部科学省より2014（平成26）年8月に出された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人施行規則の一部を改正する省令について（通知）」の趣旨に基づいて、2018（平成30）年7月に学則第42条及び第43条，大学院学則第48条及び鹿児島国際大学学長補佐および副学長に関する規程の改正を行った（根拠資料 10-1-10「平成30年度第1回大学評議会議事録」）。

学長の意思決定及びそれに基づく執行等を行うために、学長が議長となり学術的重要事項を審議する大学評議会が設置され、さらに教授会，大学院研究科会議，各種委員会等が設置されている。また、大学事務局長のもとに事務を執行する事務局が組織されている（根拠資料 6-7「ウェブ」大学組織図）。

なお、外部環境の変化への大学全体の対応については、大学運営会議，学部長会議及び研究科長会議を中心に検討を行い、大学評議会，教授会，大学院研究科会議及び大学院研究科長会議における審議結果を尊重しながら、最終的には学長が決定している。各学部の教育研究に係る重要事項は、学部長が招集し議長を務める教授会で審議している（根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則，3-1「鹿児島国際大学経済学部教授会規程」，3-2「鹿児島国際大学福祉社会学部教授会規程」，3-3「鹿児島国際大学国際文化学部教授会規程」，3-4「鹿児島国際大学大学院研究科会議規程」，本報告書第3章点検・評

価項目①)。

研究科では、大学院研究科長会議で各研究科・関係部局等との連絡調整を図るとともに、各大学院研究科会議で大学院全体の教育研究に関する方針を総合的に検討し、教育研究に係る重要事項を審議している(根拠資料 3-5「鹿児島国際大学大学院研究科長会議内規」、本報告書第3章点検・評価項目①)。

教学組織(大学)の権限と責任の明確化については、学則、大学評議会規程、大学院研究科会議規程及び各学部教授会規程に規定されている(根拠資料 1-3「ウェブ」鹿児島国際大学学則、3-6「鹿児島国際大学大学評議会規程」、3-4「鹿児島国際大学大学院研究科会議規程」、3-1「鹿児島国際大学経済学部教授会規程」、3-2「鹿児島国際大学福祉社会学部教授会規程」、3-3「鹿児島国際大学国際文化学部教授会規程」)。

また、学校法人津曲学園寄附行為において、学長、副学長、大学事務局長が学園評議員となっており、当該評議員会は、理事長に対して①予算・借入金・財産処分 ②事業計画 ③予算外の義務負担・権利放棄 ④寄附行為変更 ⑤合併 ⑥解散 ⑦収益事業 ⑧寄附金品 ⑨他重要事項等について、意見を述べる事が明記されている(根拠資料 1-2「学校法人津曲学園寄附行為」)。

なお、理事会での決議事項は、大学事務局長から大学評議会を経て、各教授会、各大学院研究科会議へ、また、大学事務局長から部次長会議を通じて全ての職員へ伝達されている。

学生から出された意見や要望等については、毎年5月に開催する学友会総会において、①対応済みのもの ②今年度中に対応するもの ③中長期的に今後の検討課題とするもの ④要望の内容をより具体的に聞き取りたいもの ⑤その他の5つに分類して、丁寧に回答している(根拠資料 7-35「平成30年度学友会総会配布資料『学生からの要望への回答書』」)。

教職員には、「鹿児島国際大学教育改革に関する教員提案制度」及び「鹿児島国際大学事務局職員提案制度」を設け、提出された提案を審査したうえで、業務改善に役立てている(根拠資料 6-20「鹿児島国際大学教育改革に関する教員提案制度実施要綱」、10-1-11「鹿児島国際大学事務局職員提案制度実施要綱」、本報告書第6章点検・評価項目④)。この他、学生や教職員からの意見や要望等について、対応策を検討・提案することを目的に、教職員で構成された「ホスピタリティ向上委員会」を設けて活動している。

危機管理対策として、既存の防災マニュアル等の総合的な見直しと危機管理マニュアル作成の検討を行うとともに、卒業生の成績原簿のデジタル化や、学園で統一したメールシステムの導入などを行い、様々な視点から危機管理に取り組んでいる(根拠資料 10-1-12「平成29年度第1回ホスピタリティ向上委員会議事録」)。

以上のように、教育・研究目的の達成に向け、適切な大学運営に努めるとともに、学長のリーダーシップのもと大学運営会議、学部長会議及び研究科長会議を中心として外部環境の変化に的確に対応した検討を行い、大学評議会、教授会、大学院研究科会議及び大学院研究科長会議における審議結果を尊重した学長の意思決定を基本とする運営を行うなど、常に求めるべき教学改革を可能とする教学ガバナンスの強化を図っており、健全な大学運営を適切に行っている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算は、学園本部が中期ビジョンや事業計画に基づき、予算編成方針を定めた上で作成している。また、前年度までの実績とそれぞれの事業についての全体の中での位置づけを考慮しながら予算編成を行っている。特に新規事業に関しては、予算執行に伴う効果を分析し、発展と永続性に寄与する活動を優先している。

学園本部は、毎年10月の理事会で決定される予算編成方針に基づいた予算作成を各設置校に要請している。翌年の2月頃に各設置校と予算審議を行い、3月に評議員会の意見を求め、理事会において当初予算が決定される。また、5月1日現在で在学者数の見直しによる経常収入及び経費の補正を行い、5月の評議員会、理事会での承認を経て予算が成立する。予算決定額は、理事長より各設置校へ通知され、各部署に伝達される。予算の内容は公表されている。

本学における予算編成プロセスとしては、10月に学園本部から示された予算編成方針に基づき、配分支出予算から新規事業経費を除いた経常経費を、前年度経常経費と比較し、算出した増減率を示し、予算作成担当教員や各部局に、次年度の予算要求書・新規事業の作成・提出を依頼している。1月には、各担当部局等から提出された予算要求書と新規事業に対して、大学事務局ヒアリングを行い、予算編成の適切性及び予算執行の効果等について精査している。また、2018（平成30）年度から学園全体の業務の効率化が図られ、予算の作成・執行等に伴う効果について細かな分析・検証を行うことができる新経費システムを導入した。

なお、予算編成方針に基づいた効率的な予算を作成するために、事業計画の実施状況を年度途中で点検し、年間の実施状況を総括して検証している。

予算執行としては、各部局において、経理規程及び予算に基づいて伝票を起票し、予算管理システム上で執行状況を管理することにより、適正に行われている。また、年度途中において、当初予算に計上していなかったもの、緊急対応が必要となったもの及び予算執行の変更・転用等については、予算流用、予備費使用の可否等を学園本部と協議し、財源を検討して、起案により承認を経た後、各部局へ執行を許可している。予算未計上の支出などが発生した場合には、事前の起案書が必要である。以上により、予算執行の透明性を確保している。

以上のように、予算編成方針のもとで適切な予算編成を行い、予算執行及び決算については、財務状況の情報公開を積極的に推進するなど適切に行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織

は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・業務内容の多様化，専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・人事考課に基づく，職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は，各学部・各研究科，教学組織，学園の各設置校及び学園本部等の様々な部門と横断的に連携しながら，「鹿児島国際大学事務組織規則」に基づき各部局がそれぞれの事務を処理している（根拠資料 10-1-13「学校法人組織機構図」，10-1-14「鹿児島国際大学事務組織規則」）。

2015（平成 27）年度に本学の基本理念の実現に向けた組織機構の再整備や，新たな課題及び業務に的確に対応できる組織の整備を目的に，従来の 12 組織体制（①総務部 ②学生部 ③教務部 ④総合企画室 ⑤入試室 ⑥就業力育成プロジェクト室 ⑦情報処理センター ⑧就職キャリアセンター ⑨研究教育開発センター ⑩大学院事務室 ⑪地域総合研究所 ⑫図書館）を 7 組織体制（①総務部 ②総合企画部 ③学生総合支援センター ④研究教育開発センター ⑤産学官地域連携センター ⑥地域総合研究所 ⑦図書館）に再編した（根拠資料 6-7「ウェブ」大学組織図）。

この再編においては，産学官地域連携センターを創設し，産業界，高等学校・大学，行政機関及び地域住民等との連携強化を積極的に推進する体制を整えた。また，入試・広報課を創設し，従来，大学広報を担当していた総合企画室広報係を入試・広報課に移管し，大学広報及び入試広報の業務を入試・広報課で一元化する体制を整えた。図書館では利用者の拡大と業務の効率化を目的に一部業務を民間企業（書店）に委託した。

2016（平成 28）年度には，外国人留学生への相談・援助業務をより効率的に行うため，国際交流支援室による外国人留学生関連業務を学生部から企画・国際課へ移管した。さらに，2018（平成 30）年度には，海外展開を目的とした海外オープンキャンパスを開催するために，海外オープンキャンパス業務を入試・広報課から企画・国際課へ移管した。

なお，事務組織に関する管理運営全般の事案を共有するために，毎月開催される大学事務局長を議長とする部次長会議を通じ，①行事予定 ②各部局の主要業務進行管理表による進行管理 ③大学運営会議報告 ④理事会，大学評議会，教授会等の大学運営に関する事項を全職員へ伝達している。また，課長会議（入試・広報課参事会議）や課長補佐会議（広報担当補佐会議）を必要に応じて開催し，大学運営に関する事項の共有が図られている。

職員の採用については，欠員補充を原則として広く公募し，書類選考後，筆記試験や面接等を行い採用している。職種によっては，企業・学校機関等の定年退職者の採用も行うほか，2015（平成 27）年度からは，業務内容の多様化，専門化に対応した，例えば

英語，中国語，社会福祉関係の資格取得者といった，より専門的な職員の採用も行っている。なお，採用決定は，就業規則に定める手続きを経て，理事長が行っている（[根拠資料 10-1-3「学校法人津曲学園就業規則」](#)）。

昇格については，一定の経験年数を経た勤務成績優秀な職員について，自己申告書・目標管理シートによる実績考課・直属上司の意見などを参考にしながら，大学事務局長が原案を作成する。その上で，大学運営会議で検討し，学長の同意を得た上で，学園本部と協議して理事長が決定する（[根拠資料 10-1-15「事務職員自己申告書及び自己申告書個人業務履歴」](#)）。

人事異動については，原則として毎年4月1日付で行い，自己申告書を参考にしながら，同一勤務部局5年以上の勤務者を優先的に異動させることを方針としている。人事異動先は大学内だけにとどまらず，学園本部を含む学園内各校への異動も実施しており，本人の資質向上や学内の活性化を図っている。

大学運営における教員と職員の連携については，『スチューデントファースト』をモットーに学生の夢を実現させるために何が出来るかを常に一番に考えることを基本にしている。学生の「突破力」を養成し，国際感覚を磨く教育を目指し，「学生支援に関する方針」に基づいた修学支援・生活支援・進路支援等の業務を教職員が連携して行っている。特に，入試・広報活動では，次長・課長級の職員に対し，入試・広報課参事の併任発令を行い，高等学校訪問を教員と連携して行うなど，教職協働に大学を挙げて取り組んでいる。

大学の事務組織の整備については，学園本部と連携して，「鹿児島国際大学事務組織規則」を毎年度見直しながら柔軟に対応している（[根拠資料 10-1-14「鹿児島国際大学事務組織規則」](#)）。

以上のように，効率的な事務組織の整備を図りつつ，鹿児島国際大学事務組織規則に基づく業務体系の中で，職員による業務が適正になされている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために，事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

2017（平成29）年度からの大学設置基準等の一部を改正する省令の公布を受けて，SDの組織的な実施が義務化された。これを受け，大学として，2018（平成30）年4月に「SDの実施方針及び実施計画」を作成した。この「SDの実施方針及び実施計画」は，大学運営会議，学部長会議で検討し，教授会，大学院研究科会議及び大学評議会において審議し，最終的に学長が決定し，大学ホームページにおいて公表している（[根拠資料 10-1-1「平成29年度第11回大学評議会議事録」](#)）。

本学では，「SDの実施方針及び実施計画」の策定以前から，教育研究活動等の適切且つ

効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための様々な取組みを行っている。

その取組みの1つとして、教職員に対し、大学主催の研修と学園主催の研修を実施している。大学主催の研修としては、2017（平成29）年度から最近重要となっているテーマや大学職員としての専門性を高めることを目的に、日本私立大学協会や大学基準協会から学外講師を招いてSD研修会を実施している。その他、文部科学省、日本私立大学協会、私立大学情報教育協会及び鹿児島県経営者協会等が主催する研修会に教職員が積極的に参加している。参加する研修は、教学だけの問題にとどまらず、経営的なマネジメントを学ぶ内容となっている。今後は、事務職員の専門性をより一層高めるために、学外機関への事務職員の派遣・出向等による研修についても、検討しているところである。

学園主催の研修としては、事務職員に対しては、入職時からそれぞれの職制に応じた研修を実施している。例えば、①仕事に対する心構えやビジネスマナー習得のための、外部団体主催セミナーに新規採用者を派遣し ②職務遂行に必要な知識やコミュニケーション能力習得のために階層別研修を開催している。全教職員に対しては、①コンプライアンス意識の醸成を図る全体研修 ②財務や学校マーケティング、プレゼンテーション研修などのテーマ別研修を実施し、学園全体の資質向上を図っている（根拠資料10-1-16「ウェブ」SDの実施方針及び実施計画,その他関係資料）。

なお、留学を希望した事務職員1名に対し、2016（平成28）年10月から2017（平成29）年9月までの1年間を休職扱いにしてドイツ音楽留学を許可したほか、2018（平成30）年には海外の協定校である「大連外国語大学」と相互に訪問し合い、在籍する学生の状況確認や高等教育に関する情報交換などの職員交流も行っている。

また、事務職員一人ひとりの問題意識、課題解決能力及び企画力を高め、業務の簡素化及び業務改善の効率化を図ることを目的に、2015（平成27）年度から「鹿児島国際大学事務局職員提案制度」を設け、これに事務職員が積極的に応募し、創意工夫による提案をすることで、本学の業務改善に役立てている（根拠資料10-1-11「鹿児島国際大学事務局職員提案制度実施要綱」）。

なお、学園においては、事務職員の「人事評価制度」の導入として、業務改善や計画的な業務遂行、そのための意識向上や能力開発に主眼を置くことなどを明示した「学校法人津曲学園教職員人材育成基本方針」を2018（平成30）年度末に策定するとともに、4月からの施行に併せて、今後、この方針に基づいた運営が行われることになっている。

以上のように、本学では、教職員の意欲と資質向上のため、必要な知識と技能を修得するための研修を体系的に編制するなど、大学教育を支援する組織体制の強化に努めている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料，情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

現在，大学運営の適切性は，総務部や情報処理センターなどの各部局・関係委員会が行った自己点検・評価の結果に基づき，「総務部会」が毎年度の自己点検・評価報告書の大学運営の部分を取りまとめ，全学的に検証を行っている。本報告書第2章「内部質保証」で述べたように，「総務部会」は，自己点検・評価委員会に設置された6つの実施部会の1つである。

検証の一例を紹介する。「総務部会」は運営委員会での総括を踏まえ，平成29年度自己点検・評価報告書において，問題点として掲げられた学長，学部長，研究科長等の権限等を明確にするための学則改正を行うことを次年度の行動計画に加えるよう，総務課に対して指導し，改正したことを確認している（根拠資料 2-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」，2-7「平成29・30年度自己点検・評価報告書」基準 10 pp. 3-4・2-3，2-9「平成29年度自己点検・評価実施部会議事録」総務部会）。

内部監査については，学園の内部監査室において，学園監事とともに業務監査と経理監査を行い，本学に対して，監査結果を通知している。本学は，この監査結果の通知に基づいた業務改善を行い，学内監査結果における業務報告書を理事長と学園監事に提出している。なお，学園監事の監査報告書は，学園ホームページで公表している（根拠資料 10-1-17「ウェブ」監事監査報告書）。

また，公認会計士と学園監事により，固定資産の管理状況や学生納付金の収納状況などの監査を実施し，その後の意見交換会で学園本部と大学間の情報の共有を図っている。

さらに，公的研究費に関しては「鹿児島国際大学における公的研究費の運営及び管理に関する規程」に基づき，内部監査部門である企画・国際課が中心となって，収支簿・内訳票の記帳記載と収支確認，科研費助成事業の実施状況報告の確認，特別監査として図書雑費の確認を行うなど内部監査を行っている（根拠資料 8-20「鹿児島国際大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱い規程」）。

年度途中の事業計画の進捗状況については，学園監事等による事業計画進捗状況監査を受け，また，年度末に年間の事業計画を総括した検証を行うなど，学園本部，公認会計士，学園監事等と連携した監査を適切に行っている（根拠資料 10-1-18「独立監査人の監督報告書」，10-1-19「ウェブ」平成29年度事業報告書）。

(2) 長所・特色

ア 中期ビジョンに基づいた単年度の事業計画を策定し，業務実施計画表や主要事業進行管理表などを用いた管理運営を実施している。

イ 本学の基本理念の実現に向けた組織機構の再整備や，新たな課題及び業務に的確に対応できる組織の整備を目的に，従来の12組織体制を7組織体制に再編した。特に，産学官地域連携センターを創設し，産業界，高等学校・大学，行政機関及

び地域住民等との連携強化を積極的に推進する体制を整えた。

ウ 事務職員一人ひとりの問題意識，課題解決能力及び企画力を高め，業務の簡素化及び業務改善の効率化を図ることを目的に，2015（平成 27）年度から「鹿児島国際大学事務局職員提案制度」を設け，これに事務職員が積極的に応募し，創意工夫による提案をすることで，本学の業務改善に役立てている。

(3) 問題点

ア 学園において，事務職員の「人事評価制度」の導入等を明示した「学校法人津曲学園教職員人材育成基本方針」を 2018（平成 30）年度末に策定するとともに，4 月からの施行に合わせた制度の活用を図っていくことが今後の課題である。また，この「学校法人津曲学園教職員人材育成基本方針」の中では，教員の教育研究等の業績に対する適切な評価を行う制度の導入について「人事評価制度の導入を検討する」と明記することになっている。

(4) 全体のまとめ

本学は，学園本部とともに策定した中期ビジョンを基に，本学の理念・目的や大学の将来を見据えた中期計画を実現するために必要な「大学運営に関する方針」を定め，明示している。

役職者の選任や権限の明示については，適切な大学運営を行うために，学則等の規程において，学長をはじめとする役職者の選任や権限を明示している。

また，学長が議長となり学術的重要事項を審議する大学評議会を設置し，さらに学術に関する重要事項を審議するため，教授会，大学院研究科会議，各種委員会等を設置するとともに，大学事務局長のもとに，事務を執行する事務局が組織されている。

予算編成方針に基づいた効率的な予算の作成については，事業計画の実施状況を年度途中で点検し，年間の実施状況を総括して検証するとともに，その執行についても経理規程及び予算に基づき，予算管理システム上で執行状況を管理することにより，適正に執行している。

業務内容の多様化，専門化への対応については，事務組織を従来の 12 組織体制から 7 組織体制に再編するとともに，特に産学官地域連携センターを創設し，産業界，高等学校・大学，自治体，地域住民等との連携強化を積極的に推進する体制を整えている。

教職員の意欲及び資質の向上を図るために，「SD の実施方針及び実施計画」を定め明示するとともに，教職員に対して，大学主催の研修と学園主催の研修を実施している。事務職員の問題意識，課題解決能力及び企画力を高め，業務の簡素化及び業務改善の効率化を図ることを目的に「鹿児島国際大学事務局職員提案制度」を設け，職員による創意工夫による提案を促すことで，本学の業務改善に役立てている。

大学運営の適切性については，自己点検・評価規程に基づき，総務部会において点検・評価し，適切な大学運営についての検証を実施するとともに，その結果を次年度の改善・向上に結び付けている。

内部監査については，学園の内部監査室において，学園監事とともに業務監査と経理

監査を行い，監事監査報告書を学園ホームページに公表している。

以上により，本学の大学運営は，同基準を概ね充足していると考ええる。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学を取り巻く環境は、18歳人口の減少や県外大学進学者の増加、近隣の他大学の台頭などにより、入学者数・在籍者数は長期減少傾向にあり、財政面においても10年余りに亘り、厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、将来に亘って魅力ある教育研究活動を続け、持続可能な大学であり続けるためには、健全な財政基盤の確立が最重要課題である。そのため、本学の設置母体である学園本部は、2017（平成29）年度に運営・財政の安定化などを明記した中期ビジョンを策定し、5年間における経常収支差額及び経常収支差額比率の目標値を定め、例えば2017（平成29）年度においては、経常収支差額▲38百万円、経常収支差額比率▲1.3%と定めるなど安定的な財源確保と経費節減に取り組んでいる（根拠資料10-2-1「ウェブ」学園事業報告・財務状況,1-4「津曲学園中期ビジョン2017～2021」P.33）。

その結果、本学は2017（平成29）年度において、中期ビジョンで定めていた数値目標を2015（平成27）年から取り組んだ人件費の適正化などの取組みにより上回り、経常収支差額81百万円、経常収支差額比率2.6%のプラスに転じた（大学基礎データ表10、根拠資料10-2-2「5ヵ年連続財務計算書類（様式7）」）。

その後も、中期ビジョンを踏まえた単年度事業計画を毎年度作成して、実施する各事業については、中間・最終評価を行ったうえで改善・見直しにつなげている（根拠資料1-4「津曲学園中期ビジョン2017～2021」、10-1-19「ウェブ」平成29年度事業報告書）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

2010（平成22）年度以降、本学は支出超過の状態が続いていたが、2012（平成24）年

度から、高止まりした人件費の適正化を図った。具体的には、諸手当の削減，教育職員の定年引き下げ，賞与支給率の引き下げ，新しい給与体系の導入等を行った。また，2015（平成 27）年度から事務組織の再編や職員の適正配置等による人件費削減を実施し，2014（平成 26）年度で 92 名であった大学の専任職員数は，2018（平成 30）年度で 75 名まで削減した。さらに 2018（平成 30）年度には「選択定年制」の抜本的な見直しを図った（[根拠資料 10-2-3「学校法人津曲学園選択定年制に関する規程」](#)，[10-2-4「鹿児島国際大学事務職員数」](#)）。

このように継続的に財政の安定化に取り組み，2017（平成 29）年度は，「当年度収支差額」がプラスに転じ，主な財務比率は，「人件費比率」60.4%，「教育研究経費比率」30.1%，「管理経費比率」6.8%と，財務基盤は安定してきている（[大学基礎データ表 10, 11, 根拠資料 10-2-1「ウェブ」学園事業報告・財務状況](#)，[10-2-2「5 ヶ年連続財務計算書類（様式 7）」](#)）。

次に，外部資金の獲得状況としては，以下のとおりである。

ア 科学研究費補助金は，採択が新規・継続を合わせて，2013（平成 25）年度 7 件（11,960 千円），2014（平成 26）年度 8 件（20,620 千円），2015（平成 27）年度 9 件（16,570 千円），2016（平成 28）年度 9 件（14,040 千円），2017（平成 29）年度 7 件（6,500 千円）で，5 年間の総計は 40 件（69,690 千円で内，間接経費は 15,390 千円）であった。なお，2015（平成 27）年度に，科学研究費助成事業等への申請者に対する研究費の加算制度（「科学研究費等採択助成金」及び「研究支援費」）を設け，全学の取組みとして申請の促進を図っている（[根拠資料 10-2-5「科学研究費補助金採択状況」](#)）。

イ 寄付金収入は，学校法人津曲学園各設置校における教育研究の振興を目的に個人（一般，在校生保護者，卒業生，学園の教職員・元教職員他）及び法人（企業，団体他）向けに 2015（平成 27）年 4 月～2019（平成 32）年 3 月を募集期間として，将来「税額控除対象法人」になることを視野に，寄付金募集活動を行っている。なお，2015（平成 27）年度 27 件（145 千円），2016（平成 28）年度 20 件（1,191 千円），2017（平成 29）年度 11 件（1,331 千円）で，3 年間の総計は 58 件（2,667 千円）であった。

ウ 奨学を目的とする学外からの寄附を促進するために，学校法人津曲学園寄付金取扱規程に加えて，大学及び大学院の教育研究の進展及び充実に資することを目的に，2016（平成 28）年に鹿児島国際大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程を制定した（[根拠資料 10-2-6「鹿児島国際大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程」](#)）。

寄附講座としては，2015（平成 27）年度にワンアジア財団寄附講座（5,000 千円），2017（平成 29）年度にメルコ学術振興財団寄附講座（300 千円），2017（平成 29）年度と 2018（平成 30）年度に垂水市寄附講座（700 千円，1,300 千円）を開講した。さらに，2019（平成 31）年度にワンアジア財団寄附講座（4,000 千円），2019（平成 31）年度から 3 年間，本学卒業会計人会と協力して受け入れることになった日本税理士会連合会寄附講座（3 年間合計 7,500 千円，（各年 2,500 千円））を開講す

る予定である。

また、寄附研究部門としては、2017（平成 29）年度から清水基金プロジェクト研究（総額 43,550 千円）に着手しており、2017（平成 29）年度は、大学院プロジェクト研究及び大学院生の個人研究への助成（1,400 千円）及び清水基金プロジェクト研究（7,900 千円）を実施した（根拠資料 10-2-7「鹿児島国際大学における清水基金の管理運用に関する規程」）。

エ 委託研究費については、地方公共団体、各種団体、企業等からの委託による調査及び研究を行っており、その内容は次表のとおりである。

受託年度	委託機関先	委託費
2013（平成 25）年度	南大隅町	600 千円
2014（平成 26）年度 計 2,465 千円	日本ガス株式会社	540 千円
	徳之島町	353 千円
	天城町	353 千円
	伊仙町	353 千円
	鹿屋市社会福祉協議会	266 千円
	南大隅町	600 千円
	2015（平成 27）年度 計 3,593 千円	日本ガス株式会社
鹿屋市社会福祉協議会		600 千円
南大隅町		600 千円
天城町		1,553 千円
霧島市地域密着型サービス事業者連合会		300 千円
2016（平成 28）年度 計 3,778 千円	日本ガス株式会社	540 千円
	鹿屋市社会福祉協議会	336 千円
	始良市	1,105 千円
	南大隅町	497 千円
	鹿児島相互信用金庫	800 千円
	鹿児島県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会	500 千円
2017（平成 29）年度 計 4,924 千円	日本ガス株式会社	540 千円
	始良市	1,284 千円
	天城町	400 千円
	伊仙町	400 千円
	徳之島町	400 千円
	知覧武家屋敷庭園活性化委員会	900 千円
	三島村	1,000 千円
2018（平成 30）年度 計 3,840 千円	日本ガス株式会社	540 千円
	知覧武家屋敷庭園活性化委員会	2,500 千円
	鹿児島相互信用金庫	800 千円

オ 経常費補助金の獲得については、事務局と教員が協力して大学評議会等において諸方策の検討を行い、2017（平成 29）年度には、私立大学等改革総合支援事業のタイプ 2「地域発展」に採択された。

以上のように、新しい給与体系の導入等による人件費比率の改善や、授業料以外の財源として寄附講座、寄附研究及び受託研究など学外からの資金を受け入れるための体制を整備するなど、財務基盤は安定したものとなっている。

(2) 長所・特色

ア 外部資金獲得のために、地方公共団体・企業等の寄附講座や、寄附研究部門におけるプロジェクト研究を積極的に実施している。

イ 地方公共団体、各種団体、企業等からの調査及び研究の受託といった受託研究を、積極的に行うことで外部資金を獲得している。

(3) 問題点

ア 2017（平成 29）年度に私立大学等改革総合支援事業のタイプ 2「地域発展」に採択されたが、本学が獲得を目指しているタイプ 1「教育の質的転換」に採択されていないため、採択への努力を継続していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、支出超過の状態が続いていたが、財政の安定化に努めた結果、2017（平成 29）年度は、大学・学園全体ともに「当年度収支差額」はプラスに転じ、同年度の「人件費比率」や「教育研究経費比率」もそれぞれ改善した。

また、教育研究活動を安定して遂行するために、中期ビジョンにおける収支上の目標数値に基づく中期財政計画を策定し、適切に管理運営を行っており、この中期財政計画のもと、財政基盤を確保し、公正かつ効率的に運営するとともに、教育研究水準を維持向上していくための基盤整備も行っている。

さらに、本学は大学財政の授業料収入への過度の依存を避けるために、授業料以外の財源として、寄附金、寄附講座、寄附研究及び受託研究などの学外からの資金を受け入れるための体制を整備した。科学研究費の獲得に向けて申請の促進を図るために「科学研究費等採択助成金」や「研究支援費」を設定するなど、その獲得に積極的に取り組み、教育研究水準の維持・向上に努めている。

以上により、本学の財務は、同基準を概ね充足していると考えられる。

終章

本学の前身は、序章にも記したとおり、1932（昭和7）年に創立された鹿児島高等商業学校である。私学の商・経高等教育機関として九州で最初に創立され、86年という伝統の中で南九州随一の社会・人文科学と芸術を教育研究する総合大学として、「東西文化の融合」と「地域社会への貢献」という建学の精神（理念）を現在に至るまで一貫して堅持してきた。本学では、現在この理念の実現に向けて中期ビジョンに基づき、各部局・関係委員会等が設定した各種事業の目標を達成すべく、年度ごとに「具体的取組」を実施している。

終章では、中期ビジョンを大学基準ごとに本学の特色として整理し、各部局・関係委員会が実施した事業、それに対する自己点検・評価を行い、さらに各実施部会による自己点検・評価の適切性の検証を踏まえ、以下の3点について簡潔に記述することとした。

(1) 理念・目的、教育目標等の達成状況

本学の基本理念は、「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材」及び「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材」の育成を掲げている。

本学の教育目標は、この理念を基に、各学部、学科・研究科において「意思形成能力」と「コミュニケーション能力」を向上させる教育を行い、「高い思考力と豊かな表現力」を持った人材として社会に輩出することにある。

そのため、本学では第4章で述べたように、建学の理念・目的を基に、各方針、教育内容やその方法等を構築して、各学部・研究科ともに学生に対する教育、研究指導を実施している。

特に、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を重視し、「アクティブ・ラーニングの全学的な展開」や「SA・TAの積極的な活用」など、教育方法の改善や学生支援方針に基づいたきめ細やかな修学支援、生活支援、進路支援を行なっている。

また、国際化ビジョンや産学官地域連携推進ビジョンに基づいて、学外機関、地域社会等と連携し地域社会のニーズ等に対応したフィールドワーク、国内外で実施しているインターンシップ、留学生の積極的な地域交流活動への参加など、学生が実際に体験・体感する活動によって学びの意欲を高めようとしている。

学位授与方針に定めた能力獲得の検証は、アセスメント・ポリシーを基に点検・評価し、大学全体で改善・向上に尽力しており、本学の現状は、理念・目的、教育目標を概ね達成していると考えられる。

今後も、各種チェックリストを用いてカリキュラム全体の検証を行うとともに、アセスメント・ポリシーに基づいた点検・評価を絶えず行うことにより、質を高め、より高い水準を目指して、本学の理念が達成できるよう努力を重ねてゆく。

大学の運営は、中期ビジョンと「大学運営に関する方針」に基づいて、事務組織の編

制，予算管理及び資質向上を図るための取組みを推進するとともに，委託事業や連携自治体等との寄附講座など，学外から資金を受け入れるための積極的な取組みを実施している。

また，内部質保証に関しては，全学的な方針を明示し，学長の指示のもと運営委員会が自己点検・評価活動のマネジメントを行っている。また，6つの実施部会が，各部局・関係委員会による自己点検・評価の適切性を検証しており，自己点検・評価を活用したPDCA サイクルによる，内部質保証を重視した取組みが構築されている。この内部質保証システムを適切に機能させるために，運営委員会は，必要に応じて学外者の出席を求め，その意見を聴取し，それを反映させている。

この他，COC 外部評価委員による外部評価会議の開催や，インターンシップ・フィールドワーク委員会外部評価委員による外部評価の実施など，学外者による適切性の検証が行われており，大学基準に適合していると考ええる。

(2) 優先的に取り組む課題

第3期の認証評価に臨むにあたって，改めて見出された課題は少なくない。特に，大学全体として入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理については，優先的に取り組むべき課題であると認識している。

そのため，中期ビジョンを策定する際に，中長期ビジョン策定委員会において，「時代に即した学部，学科の再編」について審議し，今後5年間における基本的な方針を議論し，「基本的方向」と「具体的取組」を策定している。

具体的な取組みとしては，2018（平成30）年5月に文部科学省に国際文化学科の収容定員の減員に関する収容定員関係学則変更届出書を提出したことにより，一定のラインまで定員充足率を改善したうえで，他学科同様にさらに魅力を高める取組みで当面の目標として入学定員の90%を確保することができる学部，学科の在り方の議論を進めている。現在は，この中期ビジョンにおいて定めた目標の実現に向けて，学生募集戦略に基づいた具体的な取組みとして，学費等減免制度の見直しと新規導入に取り組んでいる。

また，本学の教育力を向上させる取組みについても課題があると考えている。一例として，学期末授業アンケート（学部）の結果の活用等を挙げることができる。従来，授業アンケート結果は，各授業担当教員による授業改善のために個別に活用されてきた。他方，大学全体での授業アンケート結果の共有・活用については十分とはいえない状況にある。

なお，こうした状況を改善するため，2018（平成30）年度から，教授会及び大学評議会では，授業アンケート結果の全体的傾向等や，授業の計画・実施の際に全授業担当教員があらためて注意を払うべき点について周知徹底を図るという取組みを開始した。本学の教育力をさらに向上させるため，以上のような取組みを今後も継続する必要がある。

(3) 将来を視野に入れた展望（発展方策）

本学は，将来を視野に入れた展望として，主に次の課題に取り組んでいる。

ア 大学の諸課題について恒常的に検討する体制の構築

2018（平成 30）年度に既存の大学改革検討委員会の規程改正を行い、重要な検討事項ごとに小委員会を設置する体制を構築した。この小委員会においては、大学改革検討委員会の指示の基に、当面の課題として、以下の内容について検討している。

- (ア) これまで本学の長い伝統とともに培ってきた福祉の強みを活かしながら、「時代のニーズに即した学部、学科の再編」についての検討
- (イ) 本学がこれからも地域の大学として、ステークホルダーに対し様々な講座を開講し、地域に信頼され、必要とされる大学として在り続けるための「サテライトキャンパスの設置」についての検討
- (ウ) 現在のカリキュラムが 2019（平成 31）年に完成年度を迎えることから、アセスメント・ポリシーに基づいた検証を行うとともに、そこで明らかになった課題や時代のニーズに即した「カリキュラムの見直し」についての検討

イ 自己点検・評価活動の継続的な実施

本学の自己点検・評価活動は、2016（平成 28）年に自己点検・評価規程の改正を行い、学長の指示のもと、運営委員会が自己点検・評価活動のマネジメントを行い、6つの実施部会が各部局・関係委員会による自己点検・評価の適切性を検証することで、自己点検・評価を活用した PDCA サイクル実施している。しかしながら、この活動は、2016（平成 28）年から始めたばかりであり、今後もこの活動を継続していく必要がある。

本学は、自らの責任において、適切な根拠（資料、情報）に基づく結果を検証しつつ、その改善に向けて実効性を高める体制を充実させていくことが、未来を拓く契機になることを確信している。

このように、本学の将来を視野に入れた展望（発展方策）として重要なことは、時代の変化や社会のニーズに対応しつつ、本学の理念・目的の達成のために、教職員が協働して学生と地域社会に対する責任を果たしていくことであると考えている。